本庄村史資料編　第三巻

近世水利関係資料

神戸深江　生活文化史料館

本庄村史資料編　第三巻

近世水利関係資料

神戸深江　生活文化史料館

凡例

一、本書は、旧本庄村地域の資料編の第三巻で、近世の水論、水利にかかわる文書を収録した。ただし、ここでいう旧本庄村とは、明治二十一年（一八八八）公布、翌年施行された「市制及び町村制」によって出現した本庄村である。近世では、深江、西青木、青木と呼ばれていた地域である。しかし近世以前は「本庄九ヵ村」と呼ばれ、この本庄村よりやや広い地域を指したことがあった。このため、本庄が示す地域の範囲については、旧本庄村を念頭に置きながら、随時、必要に応じて周辺地域の史料、記述を補うこととする。

一、本書で取り上げた水論、水利史料とは、**一、東川用水、二、畦垣内分水、三、水論雑用銀割方、四、天井川・横川、五、片田川・串田川、六、普請**、である。紛争の史料を河川別、対象別に分類し、紛争にかかわらない普請史料を最後に一括した。

一、字体は、原則として新漢字を用い、変体がなは平かなに改めたが、次の文字は原文通り残した。

躰（体）、扣（控）、抔（等）、江（え）、詔（訟）、〆（しめ）、持（稼）

一、本文には、すべて読み易いよう句読点を打った。

一、虫食いは□□で表し、墨で塗り潰されている時は■で表した。なお、文字が類推できる場合には右側余白に（　）で表記した。

一、明らかな脱字は、（…脱カ）と註記した。また誤りと思える文字には、横に（　）で正しい文字を補った。

一、原史料に抹消や訂正がある場合は、その文字の左側に「〻」を付し、訂正文を右側に記した。なお広範囲にわたる場合は「　」でくくり（以下抹消）などの表記を行った。

一、史料全点に【　】で仮題をつけた。書冊史料の場合は、史料と史料との間に解説を挿入したため、【　】と丸数字を併用した。

一、所蔵者名を仮題の下に記した。松田家文書は、神戸深江生活文化史料館架蔵、松田博允氏文書、芝切家文書は、旧中野村、芝切義寛氏文書、小阪家文書は旧三条村、小阪正一氏文書、永井家文書は旧深江村、永井正治氏文書の略である。史料の所蔵者及び小阪家文書の写真版を架蔵している芦屋市史資料室には、ひとかたならぬ御高配を賜っ

た。深く謝意を表したい。

一、解説の中で、『尼崎市史』を『尼』、『本山村誌』を『本』、『新修芦屋市史』資料篇を『芦資』、同本篇を『芦本』と省略し、巻数を丸数字で、頁数を漢数字で表記した場合がある。

例『尼』②一二五→『尼崎市史』二巻一二五頁

一、史料の取捨選択と解説の執筆は大国が行い、成稿後、石川が一部加筆修正を行った。

調査担当者

石川道子・大国正美・太田垣正雄・木南弘・渡部寿（五十音順）

目次

一　東川用水をめぐる紛争―芦屋村を中心に

(1)東川用水水論につき訴状……年未詳(5)
(2)東川用水水論につき中野村申合一札…安永4(9)
(3)森村・中野村和解につき一札……寛政11(11)
(4)東川用水水論につき中野村申合覚……寛政11(12)
(5)東川用水出入諸願控帳……寛政11(14)
(6)本庄六ヵ村用水引方出入一件……寛政11(33)
(7)病気につき出頭お断り書……寛政11(50)
(8)東川用水の新慣行につき三条村申合…寛政11(51)
(9)水論対決延引願……寛政11(52)
(10)和解不調につき届書……寛政11(52)
(11)和解不調につき届書……寛政11(54)
(12)和解不調につき対決延引願書……寛政11(54)
(13)六甲山水流お尋ねにつき口上書……寛政12(55)
(14)水論和解につき出頭赦免願……寛政12(56)
(15)芦屋・三条両村用水争い一件……寛政12(57)
(16)東川筋に家普請につき差入一札……文化3(58)
(17)平十郎打擲一件につき願書控……文化6(59)
(18)東川用水出入一件……文化8(62)
(19)打出村との出入につき申合一札……文化8(67)
(20)一の井堰普請につき訴状等控帳……文化9(70)
(21)一の井堰普請立会につき口上書……文化9(77)
(22)東川用水の石掘出し一件につき一札…文化13(79)
(23)森村百姓用水妨につき詫証文……元治元(80)

二　畦垣内をめぐる紛争―三条村を中心に

(24)畦垣内・観音田用水由緒書……年未詳(83)
(25)畦垣内分水につき中野村願書……明和元(85)
(26)畦垣内分水吟味につき中野村願書……明和元(88)
(27)畦垣内分水一件につき中野村口上書…明和2(89)
(28)畦垣内出入につき三条村申合証文……寛政12(92)
(29)畦垣内分水一件につき四ヵ村申合……寛政12(94)
(30)畦垣内出入熟談返答につき請書……寛政12(97)
(31)畦垣内分水出入内済につき口上書……寛政12(99)
(32)東川用水掛り田地町歩書上……年未詳(104)

三　水論雑用銀割方紛争―三条村を中心に

(33)東川水論雑用銀割方出入につき覚……寛政12(105)
(34)東川水論雑用銀割方訴訟一件控帳……寛政13(107)
(35)東川水論雑用銀割方出入につき口上…寛政12(116)
(36)水論雑用銀割方につき口上書……寛政13(117)
(37)東川水論雑用銀割方出入一件控帳……寛政12(119)

四　天上川・横川をめぐる村々

(38)横川川違中野村庄屋勘平願書……享保9(128)
(39)横川川違了承につき六ヵ村口上書……元文3(130)
(40)横川堤争論内済につき為取替証文……文政7(133)
(41)横川伏越樋一件につき留書……嘉永元(134)
(42)天上川普請一件につき村々申合……嘉永2(149)
(43)横川改修につき願書……嘉永3(151)
(44)横川筋破損所普請につき八ヵ村取極……嘉永4(155)
(45)横川測量覚……年未詳(156)
(46)普請用石値段高値につき願書……安政5(158)
(47)八幡谷よりの取水につき訴状……慶応4(159)
(48)横尾池修覆につき差入一札……慶応4(162)

五　片田川・串田川をめぐる紛争

(49)片田川普請紛争和解につき一札……享和3(164)
(50)片田川普請紛争につき和解証文……享和3(166)
(51)片田川普請紛争につき和解証文……享和3(167)
(52)池床等用地売渡し証文……享和3(169)
(53)串田川筋水利紛争につき申合……文政6(170)
(54)串田川筋入作人と水利紛争の和解書……文政6(171)

六　水利施設と普請関係史料

(55)伏樋悪水抜樋覚下書……正徳元(173)
(56)芦屋川普請人足扶持米請取状……享保5(175)
(57)堀浚請負につき請書……享保9(177)
(58)川除普請仕様帳……天明7(179)
(59)普請仕様帳……寛政4(179)
(60)深江村普請明細帳……文化4(180)

一　東川用水をめぐる紛争―芦屋村を中心に

【1　東川用水水論につき訴状】

芝切家文書

乍恐書付を以御訴詔申上候

東川用水之儀、夜七ツ之中刻より昼七ツ之中刻迄六時之間、三条村・津知村・森村・深江村・中野村・小路村、右六ケ村田地八十町余江往古より取来申候、然所ニ今年川上芦屋村我儘仕、人数催シ刻限をちがへ理不尽に井手〳〵ゑ水切落シ、川下村々迷惑仕候、別而去ル廿二日より大勢催シ、剰廿四日之朝は打出村をかたらい、人数三百人程棒とびくちくまで脇指等迄差罷出、此方之水番弐拾七人を手ごめに仕、朝五ツ過まて取申候ニ付、其趣芦屋村・打出村之庄屋中江断置、右不届之仕方郡右衛門森久左衛門殿江相届申候得は、久左衛門殿より被仰渡候は、向後双方共年寄壱人、人足一両人召連罷出、前々之通七ツ之中より七ツ之中刻迄刻限無相違様に水請取渡シ仕候様ニと被仰付候、尤右之趣芦屋村江も御申渡候由被仰聞候、依之芦屋村よりも去廿四日年寄一人人足少々罷出、刻限無相違請取渡仕候処に、翌廿五日より年寄出不申、人足斗多ク罷出、亦候哉昨廿六日にも理不尽に水切落申ニ付、此方より罷出候年寄申候は、いまた刻限はやく、其上年寄も不被出候間、水相渡申事不罷成と申候而、水番に関留させ候得は、川上へ参長六尺程有之石橋を引落シ留草にいたし水引落シ申候、とやかく申候へハ声を立、大勢人あつめ申候而手こめに仕候ニ付、無是非水切落され、此方年寄芦屋村庄屋太郎右衛門方江参、右之様子相届罷帰申候、川上と申所を引請、右之通我儘致候儀迷惑千万ニ奉存候、乍恐被為聞召分、刻限無相違請取渡仕候様ニ被為　仰付被下候ハ、難有可奉存候、已上

解　説

東川用水の利用をめぐって、本庄の村々より出された訴状の写しである。

訴状によると、これまで東川用水は、夜七ツ中刻から昼七ツ中刻まで丸半日間、三条・津知・森・深江・中野・小路の六ヵ村が取水して来たところ、今年は上流の芦屋村が理不尽に井手を次々と切り落とし、二十二日からは村人大勢を動員し、二十四日朝

には打出村と申し合わせて三百人ほどがトビグチ、脇差などまで持って水番人二十七人に乱暴した。郡右衛門の森村久左衛門に届けると、決まり通りに水を渡すように仰せられた。ところが、二十六日になるとまたもや芦屋村が井手を切り落としたので、水が本庄の村々へ行き渡るように水番に堰止めさせると、さらに上流で石橋を引き落とし水を流れないようにする。とやかくいうと、大勢の人を集め乱暴する—と芦屋村を非難している。これがどれほど事実なのかは、芦屋村側の反論の資料がないので分からない。特に「芦屋村三百人」という人数などは相当誇張が含まれているとみてよいであろう。

さて、この資料は年代を欠いているが、次の理由によって元禄十四年（一七〇一）から正徳二年（一七一二）の間の紛争であることは明らかである。つまり、「郡右衛門」とは、宝永八年に転封となった尼崎藩青山氏時代の大庄屋の呼称でその後に入部した松平氏が正徳二年（一七一二）大庄屋と改称したこと、第二に森村が郡右衛門を務めるのは、元禄十四年からだからである（『尼崎市史』②三〇五、若林泰『灘・神戸地方史の研究』）。一方、久左衛門は、貞享三年（一六八六）から元禄、宝永、正徳期にかけて庄屋をしていることが分かっており（『本山村誌』一七一）、太郎右衛門は元禄五年（一六九二）と享保五年（一七二〇）に芦屋村の庄屋をしており（『新修芦屋市史』本篇三九〇）、この結論と矛盾しない。

この紛争が元禄末期から宝永期にかけてのものであるとすれば、まず明らかなのは、貞享四年（一六八七）に東川用水の番割制度が定められて二十年足らずのうちにその運用をめぐって芦屋村と本庄側との間に、深刻な対立が早くも露呈していたということである。

ここで、東川用水や貞享四年の番割仕法について若干説明しておこう。芦屋川には、中世から、川の西側に一の井手、東に二の井手、三の井手と呼ばれる用水の取水所があった。このうち一の井手は、江戸時代には東川用水という用水路を経て、本庄地域（三条・津知・森・中野・深江・小路）の八十町歩の田畑に注がれた。おそらく、本庄の村々が、東から流れてくる川という意味で呼び慣わしたのであろう。江戸時代には、これが個有名詞として定着している。

この一の井手からの本庄の水利権がいつごろ確立

したのかははっきりしない。現在、断片的ながら知られるのは、天正十七年（一五八九）に水利紛争が起きたことである。この紛争の具体的な経過は定かでないが、一方の当事者は、芦屋庄（芦屋村、打出村）で、天正十七年五月十七日、仲裁役の山路庄年寄に対し、芦屋庄年寄から下百姓までが申し合わせて証文を差し出した（『芦本』三三四）。その証文には「川西・川東之水之日数相定申事」とあり、三十日間のうち川西の一の井手へ十三日、川東の二の井手、三の井手へ十七日間それぞれ配水することが書かれている。さらにその十日後の五月二十七日、一の井手に対し一カ月のうち一日、四日、六日、九日、十一日、十四日、十七日、十九日、二十二日、二十四日、二十七日、二十八日、二十九日の十三日間で、残る日に二の井手、三の井手に配水することを定める「芦屋川水之割之事」（『新修芦屋市史』資料篇①六〇一）という古文書も作成された。これに対し、松田家文書の中には、筆写史料として、二十七日付で芦屋庄年寄中から山路庄年寄に「申分候」として差し出された古文書の写が残っている。この史料には、

一、いちノいて世日ニつき十二日まいり申
一、かわよりひかしにのいてそうのいては世日ニつき十八日まいり申候

と書かれている。背景は不詳だが、取水日を決める段階で、川東に耕地を持つ農民は、川西側へは三十日のうち十二日、即ち取水日を一日減らすことを主張したのではないかと思われる。

この結果やその後の水利慣行はあまり分かっていない。このうち東川用水、即ち一の井手の水利慣行が大きく変化し、明文化されるのが貞享四年（一六八七）である。同年七月二十二日付の「東川用水番割帳」（『芦資』②三四〇）では、

①初日は中野村、二日目は深江村というように、本庄五ヵ村（中野・深江・森・三条・津知の各村）が一日交代で取水する。その日付の順番は、表の通りで、十二日間で一巡することになっていた。その後は、この繰り返しで取水する。

村名	取水順
西中野村	1・5・11
東深江村	2・6

西	〃			3・7
東	森村		4・8	
西	〃	9		
東三条村		10		
東津知村		12		

②七月十五日は必ず三条村へ、三条・津知村が番水で根付けをする日は、それぞれ三条・津知村へ分水する。また三条村畦垣内、観音田には毎日分水。
③小路村には、西番水のうち見合わせて配水する。
④降雨により番が破れた時は、番頭の中野村に戻ってやり直す。

以上がその骨子であった。このように、この水利慣行には三条村に特権が認められていた。これが近世の中・後期に、下流の村々、特に深江、中野村と紛争の種となる（【24】～【37】、『芦本』五章五節）。

また、芦屋川に水量が乏しい時には、一の井手の水利権をめぐって、上流の芦屋村と本庄五カ村が対立した。現在では、寛政末期のものと、文化中期のものなどが知られている（【3】～【21】、『芦本』五章五節）。

さてこれまで、芦屋村を相手にした水論は寛政十一年（一七九九）以降しか知られていなかったが、この史料によって、番割制度が確立した直後から、矛盾を抱え、元禄末―宝永期には早くもその対立が表面化しているのである。

第二に、貞享四年の番割帳には紛争解決の手法として、次の一条がある（『芦資』②三四一）

一、照続痛候節は、田辺村七左衛門、水掛り庄屋中立会見分之以、高下無之取可申候（以下略）

貞享四年当時、田辺村七左衛門は、庄屋をしていたことが分かっているが、大庄屋（郡右衛門）ではなかった。当時は、打出村庄屋が大庄屋であった（『尼』②三〇五）。つまり、貞享四年の段階では、村落間紛争の調整役として、利害のからまない田辺村七左衛門の指導力が期待されていた。七左衛門がいつまで存命していたかは明らかではないが、元禄五年（一六九二）には、田辺村庄屋は市郎兵衛に変わっており、この紛争が起きた時には、政治の表舞台から完全に姿を消していたと考えてよい（『本』一六一）。

この時の紛争は郡右衛門に持ち込まれたが、激しい対立のため、結局、郡右衛門は有効な役割を果たし得なかった。村落間の政治的な力関係の推移や紛争処理のあり方を考えるうえで興味深い。

第三点は「脇差」である。本庄側は、芦屋村が「脇差を差し罷り出」、つまり紛争の場に脇差を帯びて出て来たことを非難している。これが事実だったのかどうかは、芦屋村の反論や裁決の結果が不明で確かではない。ただ、芦屋村有力農民の中には、脇差を所持した者がいたことは、事実であったとみてよかろう。藤木久志氏によると、豊臣政権は刀狩りに熱心で、農民の脇差所持も禁止したが、徳川政権は、この法令を直接的には継承せず、百姓に対する帯刀を禁止していくのは、十七世紀末期であり、しかも脇差は携帯禁止の対象外だった、として中世以来、一貫して百姓は脇差を身に帯び続けたとしている。そして所持することは認められたが、紛争の場に持ち込むことは禁止されたというのである（『豊臣平和令と戦国社会』）。今回の訴状でも、芦屋村が、脇差を差して紛争の場に出て来たことを批難したものであり、文脈からすると、所持そのものは合法的であるというのが前提になっていると取れる。また脇差を紛争の場に持ち出したことを批判しているものの、それは数多い「我儘」のうちの一つであり、脇差を持ち出したことを全面的に争うという姿勢でもない。つまり、紛争の場に持ち出すことは禁止されていたが、その法そのものが、十分機能していたとも思われないのである。

【2　東川用水水論につき中野村申合一札】

芝切家文書

一札

一、此度東川用水之儀ニ付水論出来申ニ付、水掛り申合之趣左之通

一、水論之儀、御番所様へ出訴之趣一々承知仕候

一、出入相済申迄ハ、何事も御役人中百姓代よりいか様共御相談被下、御訴詔可被成候

一、出銀之儀、何程入用ニ御座候共、申分仕間敷候事

一、出入相済申迄ハ、何事ニよらす取沙汰等仕間敷事

一、百姓代之儀、水掛りより相頼申上ハ百姓之内申分少も無御座候事

右之通村中参会之上申合仕、水掛り惣連判仕候上

は、何事も申分少も無御座候、以上

安永四年
未十月

伊左衛門㊞　弥左衛門㊞　権右衛門㊞
長兵衛　又兵衛㊞　孫左衛門㊞
善左衛門㊞　儀平太㊞　源兵衛㊞
五兵衛㊞　善兵衛㊞　忠兵衛㊞
勘兵衛㊞　利左衛門㊞　安左衛門㊞
弥兵衛㊞　弥藤太㊞
宗次郎㊞　作右衛門㊞
安兵衛㊞　七右衛門㊞
伊右衛門㊞　利兵衛㊞
和助㊞　宗兵衛㊞
徳兵衛㊞　甚右衛門㊞
利右衛門㊞　儀左衛門㊞
甚兵衛㊞　作左衛門㊞
九郎兵衛㊞　権左衛門㊞
与左衛門㊞　吉兵衛㊞
孫兵衛㊞　庄左衛門㊞
長左衛門㊞
弥惣兵衛㊞
久兵衛㊞

御役人中
百姓代衆中

解説

東川用水をめぐる水論に際し、中野村の農民たち

が、訴訟を遂行するために行った申し合わせである。

内容は、大坂町奉行所への出訴の趣旨に賛同すること、決着するまで、村役人たちが相談して進めることに合意していること、出入りが済むまで、個々の百姓が勝手な振る舞いをしないこと、水掛り田地の耕作者から百姓代に対し、特別な注文はしないことなどが申し合わされている。

さて、この史料にかかわる水論の史料は、未見であり、詳しい主張の内容は分からない。ただ、「東川用水之儀ニ付水論」といえば、一般に本庄側が芦屋村を相手取って起こした水論と推定される。しかし、この年に水論があったことはいずれも記録がなく、明和元年（一七六四）から同二年にかけての三条村を相手取った水論と、寛政十一年（一七九九）の芦屋村を相手取った水論の間に、やはり水論があったことをうかがわせる貴重な史料である。

なお、村名が欠落しているが、【4】の「中野村東川懸り百姓」の名前と比較すると、一八人、約半分の百姓名が、この史料の百姓名と一致することや、名前は異なっていても、例えば【4】の八蔵と本史料の儀平太、【4】の太郎兵衛と本史料の和助、【4】の庄三郎と本史料の久兵衛が同じ㊞を使っていることから、この史料の連名者は「中野村東川水掛り百姓中」であることが明らかである。

【3　森村・中野村和解につき一札】　小阪家文書

一札

一、東川用水当月十三日中野村江順番ニ相当り申ニ付、水引浚筋森村字所之内、字谷あたかと申処ニ而、右用水番人足中野村百姓長左衛門罷出申候処、森村百姓幸右衛門来、右用水理不尽ニ切取申ニ付、番人足長左衛門差留申処、幸右衛門、長左衛門を手組ニいたし候ニ付、少々痛所出来申ニ付、森村役人中江此由相届申置罷帰り申候処、中野村一統用水之儀ニ候得は、村方より其儘難差置、御上様江御訴詔申上候と申ニ付、森村役人中より貴殿江取曖御頼ニ付、貴殿段々御取曖之趣、双方承知致森村幸右衛門より中野村長左衛門方へ誤り一札壱通差入、且又痛所養生料として銀五拾目、右一札ニ相添、幸右衛門方より長左衛門方江相渡、慥ニ請取事済致申処相違無御座候、然ル上ハ右一件ニ付以来双方何之申分も無御座候、為後日連印一札依之如件

寛政十一年　　森　村　幸右衛門㊞
未六月　　中野村　長左衛門㊞
三条村庄屋
伊作殿

解説

寛政十一年（一七九九）が旱魃で、芦屋川東側の芦屋村と、川西側の本庄の五ヵ村（中野・深江・森・三条・津知）の間で水論があったことは、前に述べたが、それと並行して、本庄側の森村と中野村との間に紛争が起きた。その和解の史料である。

史料によれば、六月十三日は、中野村が取水する日だったので、用水番の中野村百姓長左衛門が、中野村へ水が流れて来るように、上流の森村字谷あたかへ見に行った。すると、森村の百姓幸右衛門が、森村の田地に水が流れ落ちるよう堰を切ってしまった。ここで取組み合いになり、長左衛門の方が少々ケガをした。長左衛門は森村の村役人に訴え帰村したが、中野村では「村の大切な用水。このまま黙っていれない。領主に訴える」という強硬意見が出た。森村の村役人は困り果て、三条村の庄屋伊作に仲裁を求め、結局①幸右衛門が長左衛門にわび状を入れる②ケガの養生料として銀五十匁を差し出す―の二点で、二人は和解することになった。決着したことを二人が改めて仲裁役の三条村庄屋に届けた文書である。

今回の紛争は、幸右衛門個人の行動が発端となっており、村全体が関わったわけではないが、両者の間に相当緊張の高まっていた様子がうかがえる。この年は、芦屋村を相手に、本庄五ヵ村が、大がかりな訴訟を展開していく年であるが、本庄五ヵ村の内部にも、水の奪い合いをめぐって激しい対立があったのである。

【4　東川用水水論につき中野村申合覚】

芝切家文書

覚

一、当夏より照続候処、東川用水刻限違たへ（ママ）ニ付、田地致亡消、甚村方一統及難儀候故、此節芦屋村掛合之上、出入ニ相成り候とも、縦令外村々不承知ニ御座候ハヽ、当村壱村ニても御訴詔可被下候、尤出入中諸入用と相か（ママ）□（ママ）み候とも異破申者無御座候、勿論用段之儀ハ小前一統御寄不被成、役人中

御差図之上、重立候者共斗ニて御取斗可被下候
一、出入中惣代之儀ハ、役人中より眼鏡之上たれニ
ても御差図被成候とも、異破□(申カ)もの壱人も無御座
候、右之通り村方壱統承知仕候所相違無御座候、
為念連印差入可申候、以上

寛政十一未年七月

中野村東川懸り百姓

条　助　㊞　又　兵　衛㊞
弥惣五郎㊞　善　兵　衛㊞
次　兵　衛㊞　作　兵　衛㊞
弥　兵　衛㊞　兵左衛門㊞
弥二兵衛㊞　太　兵　衛㊞
与右衛門㊞　安　兵　衛㊞
徳　兵　衛㊞　伝　蔵　㊞
太郎兵衛㊞　甚　兵　衛㊞
九郎兵衛㊞　長左衛門㊞
庄　三　郎㊞　市左衛門㊞
安左衛門㊞　弥　藤　太㊞
安　太　郎㊞　勘　兵　衛㊞
源　七　㊞　利　兵　衛㊞
儀左衛門㊞　藤左衛門㊞
吉　兵　衛㊞　平　五　郎㊞
伊左衛門㊞　八　蔵　㊞
五　兵　衛㊞　七右衛門㊞
権左衛門　清　七　㊞

村御役人中
并
惣代中

（原文横一段書）

解説

東川用水から取水している中野村の百姓が、上流の芦屋村を相手に、水論を起こすに先立って行った申し合わせである。「縦令外村々不承知ニ御座候ハ、当村壱村ニても」と、強硬な姿勢を示しているのが注目される。その他、具体的なことについては、小前百姓は一々寄り合わず、役人の指図によりおもだった者でとりはからう。惣代については村役人の目にかなったものを任命するとなっている。

なお、中野村は「壱村ニても」という覚悟をしていたが、同月、本庄側五ヵ村（中野・深江・森・三条・津知）は、一致団結することを申し合わせた（『芦資』②三四九）

この五ヵ村の「申合覚」によると、東川用水は、本庄五ヵ村八十町の田地をうるおしており、取水は、

日ごとに決まっている。しかし最近、芦屋村がいろいろ理由をつけて本庄側へ水を送る時間を遅らせるので、わずかな日照りでも旱魃になる。終日五ヵ村が会合を開いて、芦屋村に再度申し入れたところ、芦屋村は「先例の通り水を送る」と返答したので、とりあえず争論はさし控えるが、もし先例に反することがあればどの村から言い出そうとも、一致団結して訴える。ただ、徒党を組んで芦屋村へ行くようなことはやめ、話し合いで解決する—となっている。

【5　東川用水出入諸願控帳】①　小阪家文書

寛政十一未年　三条村庄屋　伊作

東川養水出入諸願扣帳

八月日

乍恐以書付奉願上候

松平遠江守領分

用水引取仕来り　摂州兎原郡　中野村

妨我儘仕候出入　願人　森村

右同断

同州同郡　三条村

右同断

同州同郡　津知村

木村周蔵様御代官所

同州同郡　芦屋村

相手

一、私共村々御田地用水引取候義は、字東川山水ヲ以立毛相育申候、右東川と申候は、字六甲山谷口ニ井手関上ケ、毎年植付水之義は五月節より私共勝手ニ引取申候、尤養水之義は五月夏至之日より朝七ツより暮六ツ迄、毎日私共日割ヲ以五ケ村へ用水引取来り、相手芦屋村へハ毎夜暮六ツより明七ツ迄用水引取被申候、双方右之通仕来りニ而、此水上之右芦屋村支配所ニ有之候井手関場所、毎々私共五ケ村打寄、井手普請仕来罷有候、尤井手大破ニ及候節は、私共村方芦屋村と立会普請仕候得共、此入用銀割方之義は、芦屋村より弐歩之出銀ニて、私共五ケ村よりは八歩出銀仕、往古より井手普請仕来り罷有候、尤双方より右之通之出

銀割方■仕来り御座候処、当夏日照打続立毛育がたく、私共村々より右用水日割ヲ以引取相掛り候処、水上之芦屋村方右井手我儘支配仕、下ケ水不致候ニ付、私共村々田地亡消必至難渋仕罷有候ニ付、私共村々より罷出、取水仕来り通り可仕とは奉存候得共、左様仕候時ハ双方怪我人等出来仕候得は、後難之程も奉恐入、不得止事此度御願奉申上候事御座候、勿論芦屋村方ニハ近年我儘ニ水車多分ニ取建、其上井手より川上川下とも川中之石等を我儘切取被申候故、水筋相くるい井手急損仕候故、普請数度之儀ニてめいわく仕候、別而右之通水車多分取建被申候■てハ水セい薄相成、且水車之もの共用水を外方へ切落候ニ付、至私共五ケ村用水妨等相成、右之通り之儀、其上芦屋村用水我儘被致候てハ、水掛り五ケ村御田地育かたく、歎キ余り、乍恐奉願上候、右之通川中之石抔切取不申候様、新規五輌之水車之義、用水ニ相構不申候処へ為取除候様、其上右用水前書之通、往古より仕来り可仕候様、何卒先規之通御慈悲ヲ以、芦屋村之ものとも江急早御召被為　仰付被下候ハヽ、御慈悲五ケ村一統難有可奉存候、以上

寛政十一未年　　森村庄屋　利兵衛

八月十四日　　同村年寄　久左衛門
同村同断　七郎兵衛
同村百性代　吉兵衛
中野村庄屋　紋治
同村年寄　半右衛門
同村百性代　五兵衛
同村同断　与右衛門
三条村庄屋　伊作
同村年寄　七郎兵衛
同村百性代　六兵衛
津知村庄屋　五郎兵衛
同村年寄　与兵衛
同村百性代　佐二兵衛

訳書

此通之書付ヲ中野村深江村とも、右弐ケ村より願書壱本差被出候ニ付、則十五日芦屋村御召被成候

木村周蔵様
御役所

右之通相認尼崎表御添勘(願カ)を以、木村周蔵様御役所へ罷出申候

解説

この史料は、水不足に苦しんだ本庄の四ヵ村が、とうとう芦屋村を相手に、訴訟を起こすことを決め

た文書である。これらの村々は尼崎藩領であり、相手の芦屋村は幕府領でいわゆる「支配違い」だったが、とりあえず、芦屋村の幕府代官、木村周蔵役所が宛名となっている。この訴状には深江村の名がないが、これは尼崎藩領の村々だけで訴状を作ったためで、同じ日幕府領の中野村・深江村からも同文の訴状が出された。

なお、この四ヵ月前の寛政十一年四月、中野、深江、森、三条、津知の村々が芦屋村を相手取ってほぼ同趣旨の訴状を作成している（『芦資』三四八）。ただ現存する訴状は村役人名がなく見せ消もあって文案の域を出ていない。また宛名もなく本当に提出されたのかどうか、定かでない。

さて訴状では、本庄側の主張として、

①五月の夏至の日からは、毎日交替で各村が水を取るが、本庄側は朝七ツ時から夕方六ツ時とし、残る時間で芦屋村が水を取って来た。

②芦屋川から東川用水が分かれる堰の所は、芦屋村と本庄五ヵ村の双方で維持管理を行っているが、費用負担は、本庄側が八割である。

③今年は日照で稲が育ちにくいが、芦屋村が上流で勝手に水を取っている。仕来り通りに水を取りに行ってもよいが、それではケガ人が出るような事もあろうかと思い訴えた。

④近年、芦屋村は川筋に水車を多く建造したり、川中の石を取り除いたりしたので水流が変わり、水利施設の破損が多く、出費もかさんでいる。

本庄側はこう主張した後、①川中の石を勝手に取らないこと②新しく芦屋村が建造した水車五輌を、別の所に移すこと③古来通りの時間帯（本庄側の主張する時間帯）で、水を送ること―の三点について、芦屋村に命じて欲しいと訴えている。追筆によれば、中野村の幕府領分と、深江村も同文の訴状を出したので、十五日、木村代官は芦屋村を呼び出した、という（中野村は、尼崎藩領と幕府領が入り組んでおり、庄屋以下村役人も別だった）。尼崎領の村々は、木村代官への訴えに先立ち、尼崎藩の口添え状を取っている。この訴状は、『新修芦屋市史』資料篇二に収められている同年四月付の訴状に比べ、ほぼ同じ趣旨だが、芦屋村が勝手に川中の石を取り除いたために普請が増えた―という主張が付け加えられている。

【5】②

乍恐口上

一、別紙書付之通願出度候得共、御奉行様へ願出候而ハ、村々困窮之百性諸入用等相嵩候間、何卒御憐愍之上、木村周蔵様御役所へ御添勘(勝カ)ヲ以御差出被為　成下候ハヽ、村々百性共一統難有奉存、以上

寛政十一未年　　森村庄屋　利兵衛
八月十二日　　中野村庄屋　紋治
　　三条村庄屋　伊作
　　津知村庄屋　五郎兵衛

松沢伴蔵様

解説

この史料は、前の訴状を提出するのに先立ち、尼崎藩領の村々が、「御奉行様」に訴え出ると、諸経費がかさむので、相手・芦屋村の代官に訴えることにしたい、という願書であり、代官所へ提出する口添え状を求めている。

ここで言う「御奉行様」とは、大坂町奉行をさす。大坂町奉行は、大坂の旧市中とその町続きの在方、さらに兵庫津、西宮町の一般民政を担当するなど広範な権限を持ち、特に享保期（一七一六―三六）以降は、摂津・河内・和泉・播磨の幕領の支配や、支配領主の異なる村々間の紛争の解決を担当した。はじめは、京橋口門外に、東、西の二つの奉行所があったが、享保九年（一七二四）三月、火事で焼失。東町奉行所は旧地に再建され、西町奉行所は本町橋東詰に再建された。両町奉行所は、一ヵ月交代で月番、非番となって、奉行所の門を開閉した。

なお、松沢伴蔵は幅広く民政を担当していたとみえ、三条村八幡宮の宮座への加入をめぐり村民同士が寛政十二年起こした訴訟（『芦資』②二九九）や、寛政三年十二月、三条村久兵衛から出された酒造願書（同、四七二）などを取り扱っている。

【5】③

乍恐口上

一、別紙書付ヲ以奉願上候通り、御他領入組無拠御出訴奉申上候、勿論御検見前ニ相■成、御用向差支之程奉恐入候、何分前書申上候通、御他領入組且又困窮之百性諸失却相歎キニ罷有候、此段聞召被為分、御憐愍之程奉願上候、以上

寛政十一未年　　中野村庄屋

八月十四日　　深江村庄屋

木村周蔵様

御役所

解説

この史料は、幕府領の深江村、中野村が出訴に当たり、自らの代官所に差し出した口上書である。これによると、利害関係村が尼崎藩領と幕府領にまたがっているのでよんどころなく、出訴に及んだとしている。年貢を決める際に、その年の収穫高を代官所が調べる「検見」前で、御用向差支えには恐れ入るが、困窮の百姓からの願いで聞き届けて欲しい――としている。「検見」の手続きは『地方凡例録』（近藤出版社）に詳しい。

【5】④

一、八月十五日八ツ時御呼出し有之、被仰渡候義ハ、先刻芦屋村罷出候ニ付、対談いたし候様申付置候間、五ケ村役人一統ニ明四ツ時迄ニ対談いたし候様、御利解被仰渡候ニ付、直様芦屋村旅宿へ掛合ニ参り候ハ、水下ケ被下候趣対談ニ致候処、後刻返事可致様被申候ニ付、罷帰り申候、其夜芦屋村庄屋九左衛門殿、此方宿へ被参候而被申候は、先此節日延いたし呉、帰村之上熟談致度趣被申候■

一、翌日十六日朝、此方より百姓ヲ以、随分日延之義ハ致候得共、日延日限之間暮方迄之水下ケ被下候ハヽ、日延も可致と申遣し候処、芦屋村ニハ何分帰村之上如何様共可致被申候へ共、百性一統不承知申候

一、右ニ付、深江村・中野村両村庄屋衆掛合被申候、何分帰村之上何れとも熟談仕度段被申、相訳り不申候ニ付、■又々五ケ村庄屋衆掛合被申候処、芦屋村庄屋九左衛門殿被申候は、何分当地ニ而ハ熟談難致段被申候得共、押而掛合申候処、今壱応百性へ掛合申、其上返事可致と被申候而罷帰申候処、八ツ時迄見合申候得共、何之返事も無之、深江村中野村百性両人、芦屋村之返事承りニ遣し申候処、追付其元へ可参と返事御座候、追付芦屋村庄屋九左衛門殿被参、五ケ村庄屋掛合申候得共、弥対談行不届、双方より対談不行届趣、木村周蔵様御役所へ申上候口上書、左ニ印

解説

その後のいきさつをしるしたものである。十五日八ツ時本庄側が呼び出されて出頭すると、芦屋村は既に呼び出された後で、明日四ツ時までに村同士で話し合うよう命じられた。このように、民事紛争について、領主の裁定を待たず、紛争当事者同士の話し合いで解決することを内済といい、近世の紛争にはしばしば使われた。

さて本庄側は、芦屋村が滞在していた旅籠に出向き、水を下すよう要求したところ、後で返事をするというのでいったん帰った。夜、芦屋村庄屋が来て、日延べを求めてきた。本庄側は、十六日朝になって、日延べをしている間、要求通りに水を下すのなら日延べに応ずると返事をしたが、芦屋村は「帰村の上で」と、明確な解答をしなかったため、日延べに応じなかった。交渉は、はじめ、深江・中野村庄屋が担当したが進まず、五ヵ村庄屋で交渉した。芦屋村庄屋は話し合いのため帰ったが一向に返事がなく、深江・中野村が催促に行くと、芦屋村の庄屋が来て話し合ったが、結局、折り合いがつかず、その旨、木村周蔵役所に上申した、という。

【5】⑤

乍恐口上

一、芦屋村相手取、用水引取刻限遅滞之儀、私共五ケ村より御願奉申上候処、別而他領入組ニ御座候故、押而御願申上候得ハ、於当御役所様双方対決御糺も難相成趣、左候得は幾年相掛り候程も難斗、今四ツ時迄否相答候様御利解被　仰聞奉畏候、依之右芦屋村へ段々及対談ニ候処、村方へ罷帰り不申候てハ、対談難相成候間、日延相願呉候様被申候得共、是迄於村方数度掛合仕候得共、彼是頓着無之、無拠御願申上候儀、且又本文ニ申上候通、用水川筋御田地殊外旱損仕、亡消ニも相成候田地多分御座候間、対談日延之間、用水終日相下ケ被呉候様、再応芦屋村へ掛合、別而中ノ村・深江村之義は御同料、別段前書之趣掛合仕候得共、行届不申候ニ付、此段御断奉申上候、以上

寛政十一未年　　五ケ村々

八月十六日　　庄屋連印

木村周蔵様

御役所

前文通口上書ヲ以罷出候処、双方差扣被仰付、追

而御呼出有之、被仰聞候ハ[redacted]昨日双方へ熟談可致趣申付候処、双方追々掛合之上対談不届行趣申上候、依之当御役所ニ而ハ対決御糺ハ無之、其筋へ願出候様被　仰付候、則尼崎様より御添勘之御返書差被出候、猶又双方願書之義共(カ)御下ケ被成候、右ニ付、直様小橋屋長兵衛へ掛合、御奉行所願出候、以上

八月十六日

木村周蔵様　　御手付手代　池田冨右衛門様
　　公事方　　木佐森大作様

右之通ニ而、御代官所御役所は御下ケニ相成候ニ付、同十八日西御番所様へ願出申候、則願書左ニ印

解説

これは交渉が決裂したことを木村代官所に届けた史料である。芦屋村は、帰村の上熟談したいとするが、既に村方で数度交渉したがまとまらず、やむなく訴え出たものであるとして、芦屋村の要求を断った理由を示している。

さて、木村周蔵代官所では、これを受けて、「当役所で、双方が対決し、それを吟味することはしない。本来の訴訟担当へ願い出るように」として、尼崎藩からの添状に対する返書を出し、双方からの願書も返してきた。このため、本庄側は、小橋屋長兵衛に相談してすぐさま、大坂町奉行所に訴え出た。この時の月当番は、西御番所だった。

この相談相手となった小橋屋とは、尼崎藩の用達であった。

【5】⑥

乍恐御訴詔

（本書【6】①として所収のため本文省略）

願書惣代部屋へ差出候処、留ニ差扣
候様被仰、追御呼出し御前へ罷出候

掛り御役安東丈之助様

右は小橋長兵衛点作ニ而、西御番所様へ八月十八日ニ頼出候処、御前ニ而地方役所へ罷出候様被仰付、暫扣居申候処、地方御役所より追付御呼出

之上罷出候処、何分右用水之刻割之証拠文無之候而ハ、今少シ薄相聞候と被仰候、何分御裏印被下候と■申候、則刻罷出候処、明十九日裏印被下候間、罷可出候様被仰付候

解説

これが、八月十八日、大坂町奉行所に提出した訴状である。訴状については、本書【6】①に収録した方が、正確と思われたので、本文は省略した。ただ、受理の手続きなどについて、追筆があるので、この部分についてだけ掲げた。

この追筆によると、用達の小橋屋長兵衛が、訴状を点削している。さて、この訴状に対し、大坂町奉行所では、「証拠がない」ことを理由に難色を示したが、本庄側は「裏印」を求め、翌十九日に裏印を下されることになった。裏印とは、本来、文書の裏側に領主などが署名し、保証、証明、承認、指示などを行ったものだが、この場合は、訴状の裏に書かれた被告への召喚文をさす。

【5】⑦

乍恐口上

摂州兎原郡　中野村
同　村
深江村
森　村
三条村
津知村
〆六ケ村

一、私共六ケ村より同州同郡芦屋村相手取、用水引取出入、昨十八日御訴詔申上候処、御聞届難有奉存候、然ル所御裏印之義は、今日頂戴ニ罷出候様被仰付候ニ付、村々罷出候間、此段以書付御断奉申上候、以上

寛政十一未年
八月十九日

中野村庄屋　弥三左衛門
同村同断　紋　治
深江村庄屋　作右衛門
森村庄屋　利　兵　衛
三条村庄屋　伊　作
津知村庄屋　五郎兵衛

右は書ニ不及

御奉行様

如斯訴状差出候間、埒明事ニ候ハ、可相済、申分有之は致返答書、来月十八日迄之御用日ニ可令対決、若於不参は可為曲事者也

未八月十八日

因　幡

若　狭

解説

この史料は裏印を受取りに来た、という口上書である。文書は作ったものの、「書不及」とあり、口上書は不要だったようである。さてこれに対し、大坂町奉行は、訴状を受理した十八日付けで、裏書きを出した。来月十八日までに、芦屋村に返答書の提出を命じた。この文書からして、実際に裏書きが出されたのは、十九日のことだが、書面上は訴状を受理した十八日付となっている。

因幡、若狭とは、いずれも大坂町奉行である。『柳営補任』（『大日本近世史料』所収）によると、因幡は、成瀬正存（『寛政重修諸家譜』『徳川実紀』では、正定とする）で、西町奉行。寛政九年四月四日、堺奉行から就任し、享和元年四月三日、長崎奉行となった。知行高二千四百石。一方、若狭は、水野忠道（同、忠通）で東町奉行。寛政十年三月二十一日、日光奉行から就任し、文化三年八月十二日、小普請奉行になった。知行高千二百石。

【5】⑧

一　札

一、私義東川上二之井手ニ而水車仕度存候ニ付、水掛り各々村々江相断候得は、若用水之構ニ罷成候得は相止させ可申候、其節難儀ニ可有之候間、無用之義と御申被成候段、御尤ニ候、併随分用水構ニ不相成候様ニ仕可申候、自然少々ニ而も構申儀御座候ハ、被　仰聞次第ニ何時ニ而も水車相止可申候、其時一言之御詫言申間敷候、為後日之如件

大坂山田町播磨屋車主

与兵衛印

右之場所何之構も無之様ニ相見へ申ニ付、御願申上候、以上

芦屋村年寄　八左衛門印

享保五子年八月　同断　平　助　印

庄屋　太郎右衛門印

中野村庄屋　甚　助　殿
同村年寄　与右衛門殿
同村庄屋　勘　平　殿
同村年寄　権右衛門殿
小路村庄屋　安　兵　衛殿
同村年寄　甚（カ）　兵　衛殿
森村庄屋　只　七　殿
同村年寄　左五右衛門殿
三条村庄屋　源　五　殿
同村年寄　久　兵　衛殿
津知村庄屋　半　四　郎殿
同村年寄　太　兵　衛殿
深江村庄屋　吉　兵　衛殿
同村年寄　弥三右衛門殿

此一札之本紙、深江村有之候

【5】⑨

一　札

私義東川上二之井手ニ而水車仕度奉存ニ付、水掛り各々村々へ相断候得は、若用水之構有之候間、無用之儀と御申被成候段、御尤ニ候、然少（は脱）ニても構申義御座候ハヽ、被仰聞次第ニ何時ニ而も、水車相止可申候、其時一言之御詫言申間敷候、為後日如件

正徳二辰年　　水車主打出村　善吉印
三月六日

中野庄屋（村脱）　甚　助　殿
同村年寄　半右衛門殿
小路村庄屋　安　兵　衛殿
同村年寄　甚　兵　衛殿
深江村庄屋　吉　兵　衛殿
同村年寄　十右衛門殿
津知村庄屋　半　四　郎殿
同村年寄　九郎右衛門殿
三条村庄屋　治　兵　衛殿
同村年寄　五　兵　衛殿
森村庄屋　久左衛門殿
同村年寄　伊右衛門殿

此一札之本紙深江村ニ有之候

【5】⑩

一札之事

一、私義此度字かいもりと申所ニ米踏車御願申上候処、当村并各村方用水川添、殊ニ又右水を以水車

仕度候ニ付、及御対談ニ申候、然ル処此度御願申上候場所より上、弐■輌之水車之間、二之井手下モ戸井もり下たれ有之候ニ付、末々新戸井抔致候ハヽ、用水之差構ニ相成候趣并新溝付候得は猶又差構之段、委細承知仕候、後年ニ至、右躰之義聊も心掛申間敷候、万一左様之義少シも有之候ハヽ、急度御差留可被成候、勿論私水車より下モ三輌是迄仕来り同様ニ相働キ可申候、万一水車取置候ハヽ、此一札此方へ御戻シ可被下候、為後日依而一札如件

安永五年申八月　　芦屋村水車願人　八左衛門印
同村年寄　庄三郎印
同村同断　十左衛門印
同村庄屋　市郎右衛門印

中野村庄屋　藤兵衛殿
同村庄屋　四郎右衛門殿
深江村庄屋　忠兵衛殿
森村庄屋　利兵衛殿
津知村庄屋　弥右衛門殿
三条村庄屋　長兵衛殿

解説

この三点の史料は水車を新設するのに際して、水車取建の願主らから、本庄の村々へ差し出した一札であるが、いずれも『新修芦屋市史』資料篇二にほぼ同文の資料が引用されている。

最初の二点の史料の末尾に「此一札之本紙、深江村有之候」とある通り、原本は、深江村が所持していた。これに対し、三点目の史料の末尾には、その追筆がない。こうした理由について、確定的なことは分からないが、深江村の庄屋吉兵衛が、享保二年（一七一七）―同十四年（一七二九）の間、大庄屋をしていたことが、あるいは関係しているのかも知れない。二点目の正徳二年の文書は、吉兵衛が大庄屋になる前のものだが、大庄屋の引き継ぎ文書として吉兵衛の元に来て、そのまま深江村に残ったのではないか、と思われる。事実、吉兵衛の残した古文書（神戸深江生活文化史料館架蔵、永井正治氏文書）の中には、吉兵衛が大庄屋に就任する前の、大庄屋組にまつわる古文書が若干含まれており、こうした推定を補強している。

なお、『新修芦屋市史』資料篇二に引用されてい

る資料は、いずれも、旧中野村有文書であり、末尾に、

右之通証文写奉差上候、以上
寛政十二年申三月廿五日
中野村庄屋　弥惣左衛門㊞
同　村庄屋　紋　次　㊞
御奉行様

という追筆がある。一連の水利紛争は、寛政十一年十一月二十二日、中野村を除く本庄四ヵ村と、芦屋村とがいったん合意に達した（『芦資』②三五〇―三五三）。しかし中野村は抵抗を続け、最終的な合意に達したのは、翌寛政十二年四月二十五日だった（同三五四）。こうしたいきさつから考えて、この三点の水車取建一札は、抵抗を続ける中野村が、訴訟の証拠資料として、大坂町奉行所に提出した史料と考えてほぼ間違いなかろう。

【5】⑪

九月十八日対決被仰付候処、双方申合、芦屋村より病気願ニ而、十月十八日ニ罷出候様被仰付、又々十月十八日病気願ニ而十一月十八日迄延し候処、是迄ニ打出村庄屋勘太夫殿・横屋村庄屋伊右衛門殿取噯ニ候得共、双方得心無之、弥十一月廿一日対決ニ相成候処、魚崎村先庄屋十兵衛殿取噯ニ立合被申、双方相対ヲ以刻限切いたし、此時十九日より廿二日迄、水掛り之村々庄屋年寄頭百性(姓)昼夜、深江村魚屋市郎兵衛方ニ而参会いたし候処、魚崎村十兵衛殿取噯ニ而、五時七時之相対相定り候処、三条村・森村・深江村・津知村右四ケ村は承知ニ而、相済申候、中野村ニは不承知申、段々押合仕候処、我儘之望有之ニ付、此節中野村之義は破談ニ相成、弥十一月廿五日対決之筈ニ相定り、則大坂東御番所様へ水掛り村々不残罷出対決致候処、芦屋村より返答書差上対決仕候処、五ケ村之内右四ケ村は対談いたし候ニ付、可申上事無之、中野村より水末ニ而難渋之事申上候処、御奉行様より芦屋村へ、当夏旱魃ニ付我儘致候ニ付、水下より右躰之義願出候様相見へ申■段被仰聞候而、■格別之義も無之、地方御役所へ罷出可申様被　仰聞候、翌廿六日地方御役所へ罷出申候処、芦屋村返答書御よミ聞し被成、猶又四ケ村より芦屋村相印之済口書御よミ被成、中野村へ被仰聞候は、右之

通之義候間、如何之趣ニ候哉と御尋有之候処、中野村より申上候義ハ、何分中野村之義ハ水末之村方ニ御座候得（ハ脱）、甚難渋仕候間、四ケ村芦屋村より少々つゝゆづり合致呉候様被仰付下候様申上候処、掛り之御役人荻野勘左衛門様、中野村へ段々御利害ヲ以御しかりを受申候上、墨引差上、猶又先年五ケ村内用水番割帳面奥書ニ、旱魃之節は五ケ村之庄屋并田辺村七左衛門見分之上、甲乙無之様水引可致趣有之候と申上候ニ付、此義ヲ以今一応対談致候様被仰付候、依之十二月十日迄日延致罷帰申候、此節横屋村庄屋伊右衛門殿取噯ニ掛り被申候得共、対談行不届、同廿一日迄日延いたし、此間ニ横屋村庄屋伊右衛門殿段々取噯ニ而、中ノ村へ掛合被成候趣候得共、中ノ村ニ対談落合不申、依之伊右衛門殿廿一日之夜、深江村ニ而ニ而（ママ）取噯手切被申候、弥廿二日ニ御番所江罷出申候処、此節私領村々庄屋衆ハ御年貢皆済御用ニ而、御地頭様罷被出、村々より頭百性弐三人つゝ罷登り、御役所ニ而双方罷出、対談難出来趣申上候処、中野村百性始役人中大キニ御しかりを請、夫より返答書差上候得共御取上無之、中野村へ対談之上済口差上候様仰付有之候、其儘町宿ニ而四ケ村芦屋村より中野村へ済口之掛合致申候処、何分双方共年内余日無之候得は、来正月十二日迄之内ニ済口可致候間、夫迄日延致度段申ニ付、申正月十二日迄日延之書付差上、双方罷帰申候、則申正月九日中の村より森宮参会致度趣廻状いたし候得共、四ケ村打揃不申候得共、三条村・津知村は此節中野村より相手取候趣ニ有之候得は、森宮ニ而三条村へ水ゆづり合致呉（クレ）候様申掛候得共、三条村ニハ少しも聞入不申候得は、中野村より又々日延と申候得共、三条村より先月御番所様ニ而仰付有之候ハ、対談いたし済口差（上脱カ）申候様被仰付候間、日延不承知申候、中野村ニハ日延申候、此節森村庄屋利兵衛殿より先日延被申候様可然と御申候ニ付、日延之積りニ而参会相退申候処、翌日十日深江村へ参会いたし、弥日延不承知申、中野村へ森村御役方より日延不承知之段、中野村へ御掛合被下候処、此節中野村ニハ甚こまり入様子ニ相聞申候

一、正月十二日より大坂江罷登り、同十三日双方村々御役所江罷出筈之処、中野村より彼是間違いたし候ニ付、御役所様御引取被成候ニ付、同十四日ニ罷出候様ニ相成申候処、中野村より三条村津知村へ申候は、是迄は其御村々江用水融通被下候様掛

合申候得共、此義両村共ニ御承知無之ニ付、向後は、用水融通御頼不申、且又何之意念も無御座候段申、此上は芦屋村へ用水融通御頼申候と申候ニ付、三条村・津知村惣代人として■掛合、三条村伊右衛門、中野村宿辰巳屋要助宅参、右之通掛合相済申候、右ニ付、則只今御役所罷出候様掛合申候得共、中野村より彼是申、刻限相延申ニ付、芦屋村・深江村・三条村・森村・津知村より、御役所様へ昨十三日罷出可申筈之処、中野村より彼是申ニ付、今十四日早朝より中野村へ掛合、早々罷出申様再三掛合申候得共、于今出不申候段書付ヲ以申上候処、御役所様より双方之御用達御召被成、中野村両郷共早々召連罷出候様御申付被成候ニ付、中野村驚入則刻罷出候処、御しかりヲ請、其上誤一札壱通差上、遅刻之訳相済、其上右掛り之村々一統罷出申候処、中野村より申上候は、三条村・津知村用水融通致呉候段、是迄切ニ而相止申候、此上は芦屋村へすかり申積ニ御座候と申候■（得は）、御役人様より被仰候は、用水融通之儀は御奉行様より被仰付候筋は無之、下ニ而対談可致様御申付被成、則今日中ニ対談可致様御申被成候得共、又十六日ニ罷出候様仰付有之候、此節深江村・三条村・森村・津知村より、右四ケ村之義は芦屋村と対談行届、中野村ニハ構無之様申立候得は、何卒四ケ村之義は帰村仕度段、書付ニ而奉願上候処、今一両日相見合セ候様被仰付候、十七日御差支ニ而、十八日ニ罷出候様被■仰付、同十八日ニ村々罷出候処、初御用日故歎、殊外御訴詔多、凡六百本と申事ニ候、右ニ付、十九日ニ罷出候様被仰付、同十九日ニ罷出候処、中野村へ被仰付候は、対談可致候様申付置候、未対談不致哉と被仰付、中野村何角書付ヲ以、水末ニ而難渋之趣申立候得共、御取上無之、芦屋村へすかり、下ニ而対談可致様被仰付、中野村ニも致方無之候得は、同廿五日迄之日延村々申ニ付、無拠村々より合印遣し罷帰り申候

此時代人大二郎

一、先四ケ村も廿六日迄は掛り合ニ相成申候

○右正月廿六日ニ罷出候所、段々掛合致候得共、中野村・芦屋村対談行届不申、二月五日迄之日延ニ而、廿八日ニ罷帰申候、則二月三日より代人ニ而罷登り、右両村段々対談行届不申、同十五日迄之日延ニ罷帰申候、此節■中野村ニ弥御裁許請申度段、村方末々百性迄一決致候と申上ル、依之此節

芦屋村へ御利■害被仰聞、中野村ニも言イ掛りニ候得は、芦屋村より少々ニ而も水融通致遣シ候様之趣ニ而、下ニ而対談可致と仰付有之候得共、何分対談不行届ニ付、同十五日ニ壱人々ツヽ罷登り申候処、何分芦屋村へ段々利害仰付有之、中野村ニハ段々相■募、一向対談は出来不申ニ付、芦屋村より四ケ村へ取付、四ケ村之義ハ対談相済候得共、此度中野村と■対談出来不申ニ付、四ケ村之義も中野村同様ニ御裁許請申度と申、右相済有之為取替一札印形戻し呉候様申ニ付、四ケ村参会之上ニ而芦屋村■望之通■ニ致遣スと申、此趣曖人魚崎村山路十兵衛殿へ掛合申候処、早速芦屋村へ御掛合有之、此節十八日より廿五日迄之日延ニ相成、此間ニ二月廿日ニ右四ケ村深江村へ参会、山路十兵衛殿へ手紙ニ而、弥破談ニ致度趣掛合申置候処、同廿四日深江村右之返事有之ニ付、深江村より廻状ニ而四ケ村と芦屋村と同道ニ而、魚崎村へ参会致度趣村々承知と一統魚崎村参候処、対談済方之為取替一札之文言ニ、暁六ツ時より昼八ツ時迄と芦屋村より申募り、四ケ村より■申候は、暁六ツ時より昼八ツ時限と申、右之限と言字、芦屋村ニ不承知ニ而、是迄之対談破談ニ相成候得は、右為取替一札之本紙、山路十兵衛殿引やふり被申、万何事も双方御勝手次第ニ可被成と被申候ニ付、又是より四ケ村と芦屋村と之公事ニ相成、二月廿五日より双方村々出坂いたし、同廿六日鈴木町近江村〔屋カ〕清兵衛方ニ而四ケ村相談之上、芦屋村へ掛合申積り之処、山路十兵衛殿〔カ〕よりも双方村々へ、右一件取曖之義弥御断之書面参、同日昼後、芦屋村より四ケ村へ廿八日迄之日延致呉候様、段々相頼申ニ付、無拠承知致遣シ申候、然ル所廿七日朝四ツ時魚崎村十兵衛殿出坂被致、双方村々へ段〔々脱カ〕取曖被致、芦屋村より四ケ村之申通、限と言字承知ニ御座候と申ニ付、此節又四ケ村・芦屋村対談ニ相成、本之通ニ済口致候筈ニ而、則山路十兵衛殿へ双方村々より互ニ申分無之趣之一札壱通、連印ニ而差入申候

同廿八日芦屋村と中野村之出入、双方罷出候処、芦屋村より末々百性迄　御裁許請申度書付■差上候処、何歟前書有之ニ付、御奉行様へ差上候事相成不申段被仰聞、御下ニ相成、依之同廿九日書付認替差上申候処、三月■朔日■ニ罷出候処、御奉行様より六ケ村一統ニ罷出候様、御奉行様より御利害として村々一統対談之上、芦屋村より中野村へ

少々水遣候様之対談可致様被仰聞候■何分対談出来不申、此節三月十三日迄之日延ニ而、村々村々（ママ）

三月二日ニ帰村仕候

三月八日深江村ニ而四ケ村参会有之候処、何分四ケ村ニハ長論ニ相成候段、甚こまり入候、然共、四ケ村より嘱も出来不申候と申所へ、内々ニ而芦屋村庄屋九左衛門殿被参、何卒御私領之内より取嘱も被下候ハヽ、対談も致度趣ニ相聞申候

右之様子相聞候哉、同十一日岡本村庄屋喜左衛門殿初而取嘱ニ罷出被申、中野村・芦屋村両村へ掛合被致、段々取嘱之上限日十三日ニ罷出候筈之処、暫之日延致候様相成、村々より壱人宛出坂致、大坂ニ而申合之上三月廿一日迄之日延ニ致、村々罷帰申候、然ル所岡本村庄屋、追々掛合被致候得共、中野村・芦屋村とも手強ク申掛候ニ付、同十九日より北畑村庄屋若大夫殿同道ニ而、■芦屋村・中野村両村へ養水刻割之義ハ、六時ツヽ之ほうじ（傍ボ）被立候処、中野村ニハ百性分不承知申候得共、村役人より差おさゑ大方得心ニ相成、芦屋村ニハ村役人百性一統ニ不承知ニ而、一向取あへ不申、四ケ村之内よりも少々融通致候ハヽ、芦屋村ニも少々融通致申様相聞候ニ付、右取嘱人被申候は、夫は思召違ニ存候、左様之思召有之候得は、手前共之存心ニ不能、此節差扣申候段、芦屋村庄屋九左衛門殿へ掛合、弥差扣被申候、依之限日廿一日ニ村々出坂致候得共、何分芦屋村と中野村と之掛合之義、御糺有之斗ニ而、外四ケ村ハ付添同様ニ而罷出候斗ニ御座候、此節日延ニ相成、四月五日ニ罷登り候得共、四ケ村之義ハ、何之用事無之、芦屋村・中野村両村段々御糺有之候、双方共ニ相募申ニ付、四月八日双方御地頭江御下ニ相成、同十一日より掛り村々罷出候処、十二日御双方御地頭御立会之場所、木村周蔵様御役所ニ而御立会有之所、木村周蔵様直ニ御勤、尼崎より山口伝兵衛様御出役有之、御立会之上木村周蔵様直ニ御利害被仰聞、中野村・芦屋村両村之義ハ町宿へ差扣被　仰付、外四ケ村ハ帰村被　仰付候ニ付、罷帰申候

一、四月十六日三条村・森村・深江村・津知村、右四ケ村急々出坂致候様被　仰付候ニ付、罷登り候処、此節魚崎村十兵衛殿・岡本村喜左衛門殿、右両人へ双方御地頭様より取嘱被　仰付、依之御請申上、芦屋村・中野村へ追々掛合被致、猶又御代官様御役所ニ而尼崎御郡代御立会度々有之、何分大坂ニ而急々取嘱可致様被　仰付候ニ付、両人芦

屋村へ急々掛合被致候得共、双方落合不申、段々押而掛合被致候処、少しやわらぎ段々掛合有之処、四月十六日ニ芦屋村より明十七日迄相延呉候様申ニ付、取噯人相延見候処、芦屋村百性精々参、段懸（々脱カ）合有之候ニ付、芦屋村ニも無拠、同十七日ニ申初候ハ、中野村へ水取候三日之内、半時刻限相増遣し申候と、取噯人迄懸合申候、取噯人直ニ中野村へ此趣懸合被申候処、一向取あゑ不申候、依之取噯人より双方御地頭御役人様へ被申上候処、則十八日御代官御役所ニ而御立会有之、芦屋村・中野村御召ニ而、段々双方へ御利害有之候、且又四ケ村ハ役人壱人ツヽ相残、百性分之ものハ帰村被仰付候、此節先四ケ村ハ何之用事も無之候得共、懸り合ニ候得ハ済口ニ相成候故、出坂致罷有候得共相済不申候哉、同十九日ニ四ケ村役人分も罷帰候様被仰付、帰村致候、跡ニ而取噯人追々芦屋村・中野村懸合被申候処、御代官所より中野村・深江村・芦屋村、此三ケ村へ先年御上地以来之村々名（明）細帳ニ、則東川用水之刻限書上有之義被仰聞候様ハ、深江村より差上来候帳面ニハ、明六ツ時より七ツ時迄用水引来り有之候得ハ、先五ツ時也、且又中野村より差上来候帳面ハ、明七ツ時より暮六ツ時迄と有之候得は、先六時也、且又芦屋村より差上来候帳面ハ、明六ツ時より四時遣し申候様書上来り有之、右三ケ村へ名（明）細帳面ヲ以、用水刻割申付候得は相済候、四ケ村之分ハ、五時ニ而ハ随分宜敷相見へ申候と被　仰聞候、且又中野村ニハ五時半ニ而ハ相当り之刻限なれハ、此刻割之積りヲ以、仲人江取噯可致様被　仰付候故、仲人段々芦屋村・中野村へ懸合被申候処、芦屋村より申候ハ、中野村ニ承知致相済申候ニ相違無之候得ハ、中野村当番三日之間ハ、五時半遣し申候、不承知ニ御座候ハヽ、右半時ツヽも得遣し不申候と内々相聞申候ニ付、仲人存寄書相認、双方御地頭様江差上候処、御地頭様方ニ而も十九日四ツ時より御立会有之、其上御代官様御役所ニ而両村御召被成、御利害之上御代官様直ニ中野村へ五時半ニ而相済候様、御利害厚ク被仰付候得共、中野村ニハ御請不申■仲人へ御下願申候ニ付、願之通御下ニ相成候処、翌廿日朝、中野村より仲人へ申来り候ハ、頭番之日ハ五時、跡之番二日ハ六時ツヽ、芦屋村へ一日之休日ハ不承知ニ御座候、■押而芦屋村より休日ヲ■被申候へハ、其替下として芦屋村より中野村へ植付水として、勝手ニ一夜

水下呉候、又用水芦屋村ニ不用之節ハ、何時ニ而も水下呉候ハヽ、右之通承知致申候様申来、依之仲人此節思案致居申候

解説

その後のいきさつを記した史料である。日を追って簡単にまとめると次の通りになる。

9・18、10・18 対決の日だったが芦屋村が病欠。打出、横屋村庄屋の仲裁失敗。

11・19～22 魚崎村先庄屋十兵衛取曖により、深江村魚屋市郎兵衛方で話し合い。「本庄五時、芦屋七時」とする案が出るが、中野村だけが反対。破談。

11・25 大坂町奉行所で対決。中野村が流末の不利を主張。

11・26 地方役所で、中野村が特別待遇を要求。役人の荻野勘左衛門は、貞享四年の番割帳に田辺村七左衛門と庄屋が立ち会い、公平に水を引くという取り決めがあるので、再度話し合うよう指示。横屋村庄屋が仲介に入ったがまたも失敗。

12・22 大坂町奉行所出頭。中野村返答書却下。再度話し合うよう指示。

寛政十二年

1・9 中野村の呼びかけで、森稲荷社で会合。中野村は三条村に融通を要求したが三条村は拒否。

1・10 深江村で会合。

1・12 大坂へ。中野村は三条・津知に融通を頼んだが話がつかないので、やはり芦屋村を相手にしたいと主張し対決の日ずれ込む。

1・14 出頭の遅れについて御役所から中野村にお しかり。中野村詫状提出。中野村の主張に対しては、「用水融通は奉行所から命じる筋合いのものではない」と内済を指示。

1・16 中野村を除く四ヵ村は和解済を理由に帰村を願うが却下。

1・19 役所に出頭。1月25日、2月5日、同15日と次々に日延べ。中野村裁決を希望。芦屋村に少々融通をという命が出たが、芦屋村拒否。

2・15 芦屋村も裁決を望み、和解の済んだ四ヵ村に和解証文返却を要求。四ヵ村も納得。

2・24 魚崎村で、芦屋村と四ヵ村会合。仲裁人の手で合意文書破却。

2・25 大坂へ。

2・26　魚崎村山路十兵衛、仲裁人返上。
2・27　魚崎村十兵衛再度仲裁人となり、芦屋村、本庄四ヵ村は再度和解。
2・28　芦屋村正式裁決を望む文書を奉行所に出すが、奉行所が拒否。
2・29　書改めた願書を芦屋村より奉行所に提出。
3・1　奉行所、芦屋村に水融通の和解案提示。
3・8　深江村で四ヵ村会合。芦屋村和解を希望。岡本村庄屋、仲裁人になる。11日から交渉を始め、19日からは北畑村庄屋も参加。「六時ずつ」という傍示を建てる案も出たが、芦屋村が反対。芦屋村は本庄四ヵ村が融通するなら、芦屋村も融通してよいと譲歩。
3・21、4・5　大坂へ。決裂。
4・8　地頭（尼崎藩、代官所）へ差し戻し。
4・12　代官所で尼崎藩役人立会いのもと事情聴取。
4・16　和解命令。
4・17　芦屋村の譲歩案として中野村の取水日三日の内半時延長するという案を提示。中野村拒否。
4・18　代官所出頭。決裂。
4・19　明細帳の記述が問題化。本庄側の取水時間について深江村の明細帳には五時、中野村の明細帳には六時、芦屋村の明細帳には四時、と書かれていて食い違っていたため。代官所は中間の五時という案を提示。中野村には、五時半で話をつけるよう、仲裁人に指示。芦屋村は承知するが中野村拒否。
4・20　中野村は、仲裁人に意志表示。中野村の取水日三日間のうち、初日は五時、二、三日目は六時とすること。ただし、芦屋村が要求している「本庄側の番水に一日の休日を設け芦屋村の取水日とする」は拒否。休日を要求するのなら、植付水として一晩余分に水を渡し、芦屋村が不用の時には、いつでも中野村に水を回すことを要求し、仲裁人も思案している。

おおむね、以上の通りであった。奉行所が、水利慣行の変更については、奉行所の管轄外としていたこと、にもかかわらず和解をさせるために、仲裁案として用水の取水時間の案を提示していたこと、明細帳の記載が各村まちまちであったことなどが注目される。特に、明細帳の問題は、意味するところ大きく、それまで取水についての時間をめぐる合意が成立していなかったのか、それとも、自らの立場を有

利にするために書かれたのかが興味がひかれる。東川用水での取水時間をめぐる紛争はこれ以前は知られておらず、あるいは合意があったとしてもあいまいだったのだろう。しかし生産力の向上、農業の集約化が進むと農業用水の占める位置は一層大きくなり、水利慣行もあいまいではすまなくなってくる。この程度の合意でも水利慣行が成り立っていた時代から、矛盾が表面化する新しい時代へと、移行したといえるのではあるまいか。この紛争の持っていた本質的な性格を如実に物語るエピソードであろう。

【6　本庄六ヵ村用水引方出入一件】①

小阪家文書

本庄六ケ村用水引方出入一件

乍恐御訴詔

木村周蔵殿御代官所

用水引方出入

摂州兎原郡
願方　中野村
松平遠江守殿領分
同州同郡
同断　同村
木村周蔵殿御代官所
同州同郡
同断　深江村
松平遠江守殿領分
森村
同断　三条村
津知村
右六ケ村　庄屋
年寄
百姓代
木村周蔵殿御代官所
同州同郡
相手　芦屋村
庄屋
年寄
百姓代

一、私共村々并相手芦屋村御田地用水之儀は、字六甲山谷川之流、東川より引取来、尤毎年稲作植付水之儀は、五月節より村々江勝手次第ニ引取植付後、養水之儀は、五月夏至之日より毎日朝七ツ時より暮六ツ時迄取始、七ツ時宛日々私共村々江日割ヲ以引取、相手芦屋村江は、夏至之日暮六ツ時より同夜暁七ツ時迄取始、毎夜五ツ時宛引取候仕来ニ御座候、然ル処、右芦屋村之儀は水上ニ付、近年我儘右仕来之時割ヲ相破り、右東川筋ヲ水上ニ而堰留、私共村々江可引取時割ヲも芦屋村江引取、甚迷惑仕候ニ付、仕来通ニ仕候様掛合候得共、彼是我儘ヲ申、容易ニ取敢不申、私共村々ハ水下之儀故、水上ニ而堰留候而は、■下水不仕、乍併他村々之儀ニ付、私共より堰取払水引取候而は、彼是騒動ニも可及と存差扣、掛合而已ニ仕居候ニ付、年々我儘増長仕、右水掛り外、芦屋村新田場江水切落候儀毎々有之、且又右東川用水井手堰場上下■ニ而新規川中之石ヲ堀出シ、夥敷売出シ申候、依之右川筋相狂、井手堰之破損強御座候ニ付、右普請入用多分相掛り、甚難渋仕候、右等は芦屋村不埒之致方ニ御座候、殊ニ当年之儀は旱魃故、縦令仕来り通ニ養水引取候共、私共村々は旱損可仕之処、取訳芦屋村ニおゐて弥我儘ニ水引取候ニ付、私共村々之内御田地多分亡消仕、百姓一同相歎罷在候、元来右東川水上芦屋村支配所井手堰場、毎年普請仕候節、入用割方之儀は芦屋村より弐歩、私共村々より八歩出銀仕候義ニ御座候、依之年々右普請入用割方帳、并右普請中芦屋村役人より差越候書面等、為証拠奉入御覧候、右之通芦屋村并ニ私共村々用水ニ付、無甲乙平等ニ引取可申(ママ)答之処、先規より右之通昼夜と相分引来在之候ニ付、聊芦屋村ニ而我儘仕間敷儀ニ御座候処、年々我意増長仕、右躰ニ而は此上私共村々用水乍在之、御田地亡消為致候段、百姓一同歎ケ敷奉存候ニ付、無拠御訴詔奉申上候間、何卒右芦屋村庄屋年寄百姓代等御召之上、古来より仕来通時割養水引方相崩不申、勿論新規之我儘之儀共不仕様被仰付被下度奉願上候、右之段御聞届被為成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

寛政十一未年八月十八日

中野村庄屋　弥惣左衛門印
年寄　嘉兵衛印
百姓代　弥兵衛印
同　村庄屋　紋治印

年寄　半右衛門印
百姓代　五兵衛印
深江村庄屋　作右衛門印
年寄　新兵衛印
百姓代　利右衛門印
森村庄屋　利兵衛印
年寄　久左衛門印
百姓代　吉兵衛印
三条村庄屋　伊作印
年寄　七郎兵衛印
百姓代　六兵衛印
津知村庄屋　五郎兵衛印
年寄　与兵衛印
百姓代　佐次兵衛印

解説

寛政十一年に起きた東川用水をめぐる芦屋村と本庄五ヵ村（深江・中野・森・三条・津知）の水論のやりとりを一冊にまとめたものである。**【5　東川用水出入諸願控帳】**（以下【5】と略記）では、提訴以前の動きについては、一紙文書を写し、その後の動きについては、経過を記すにとどめているのに対し、この史料では、提訴後についてのみ、一紙文書を写して作成された史料である。

①は、翌寛政十二年四月まで続く紛争の出発点となった訴状であり、【5】で省略した⑥の文書と同文である。この訴状は、【5】⑥の解説の項でも述べた通り、大坂町奉行所に宛てたものであるが、訴訟の動きは、寛政十一年の四月からあった（『芦資』②三四八頁）。四月以来の詳しい経過は不明だが、八月十四日になって、木村周蔵代官所にまず訴状を出し（【5】①）、四日後、大坂町奉行所に提出したのが、この訴状である。この三種類の訴状を比較すると、芦屋村を批判する事柄が少しずつ増していく傾向を持つ。【5】①の訴状より、さらに増えた点を示すと、

芦屋村は、上流で東川用水をせき止め、年々増長して、最近では本来の権利のある田畑の他、権利のない新田にまで水を入れるようになっている。

古来、芦屋村がこのような無法をはたらいたことは全くなかった。

などがあげられる。こうした本庄側の主張の当否は別にして、本庄側の主張はいずれも、新儀の禁止、

慣例重視の幕藩領主の発想にかなうものであり、紛争を経る中で、徐々に巧妙に〝理論武装〟していく過程が浮き彫りになっている。

【6】②

相手方返答

乍恐返答

木村周蔵御代官所

摂州兎原郡

芦屋村庄屋

年寄

百姓代

一、松平遠江守様御領分同州同郡三条村・森村・津知村・中野村、并木村周蔵御代官所同郡深江村・中野村、右六ケ村より私共村方相手取、用水引方出入当八月十八日御願被申上、今日御召被為成奉畏、乍恐左ニ返答奉申上候

一、右村々より被願上候儀は、養水引方六甲山谷川流東川より引取来り、植付用水之儀は五月節より村々江勝手次第ニ引取、植付後養水之儀は、五月夏至より毎日朝七ツ時より暮六ツ時迄、七時宛村々江日割ヲ以五ケ村江引取、芦屋村は暮六ツ時より夜暁七ツ時早々引取候仕来りニ御座候処、水上ニ而近年我儘ニ相妨時刻相破り、東川筋水上ニ而堰留、五ケ村江引取候時刻も引取候ニ付、掛合候得は、我儘申取敢不申、水上ニ而堰留候ニ付迷惑仕、右堰取払候而は彼是騒動ニも及可申と差扣、掛合而已ニ仕候処、我儘増長仕、水掛り之外新田場江水切落候儀在之様被願上候得共、大ニ相違之儀ニ御座候事

一、六甲山之続、芦屋村持山之山内谷々より出水ニ而、不用之節は大水悪水共芦屋川江流レ落、芦屋村一村之差支御座候ニ付、川普請等年々手入難渋も在之候得共、用水之儀は相互之事と奉存、右村々江日割ヲ以差遣来候処、井組合立会之用水同様ニ被願上候儀難心得、心底之程不容ニ奉存候、勿論右用水ニ付、先規より証拠書物等無之、前文之通毎日朝七ツ時より暮六ツ時迄、七時宛日割ヲ以右村々江引取候仕来り抔と申儀、跡形も無之、大ニ偽り御座候、右用水ヲ新田江も切落候儀、決而無御座候、芦屋村へ引取候用水之内ヲ以新田は相養候得は、是迚も右村々より申分は無之様奉存候事

一、東川用水井手堰場上下ニ而も、新規ニ川中之石ヲ掘出し夥敷売出シ候ニ付、川筋相狂ひ、井堰破

損入用多分ニ而難渋仕、右等は芦屋村不埒之致方ニ被申上候得共、右躰之儀は一切無之、大偽り御座候、近年芦屋川筋大水出候而井堰流落、一村ニ而は普請出来難致、右井堰より村々江も用水引取遣候故、手伝致呉候様及対談候処、承知致呉相対之上手伝致シ候儀ニ御座候、然ル処、右入用帳面并村役人より差遣シ候書面等ヲ、為証拠被奉入御覧、用水無甲乙平等ニ引取可申筈之処、芦屋村我意増長仕候故、御田地亡消仕候抔と、右帳面并書物ヲ以立会組合之用水ニ取可定心底難得其意、右用水ニ付、入用之儀は年々多分入用有之候得共、組合立会ニ而は無之、年々私共村方斗引請罷在候事、右用水引方右村々被願候儀は、大ニ相違ニ御座候ニ付、乍恐前文奉申上候通、私共村方一村之用疱(ママ)ニ御座候故、毎年諸入用銀人足等は勿論、井溝料抔割合一切相掛不申候処、畢竟大水ニ而井堰流落及大破、一村ニ而は普請出来難相成御座候ニ付、其井堰より右村々江水仕分ケ遣候故及対談、得心ニ而手伝呉候儀ニ御座候処、右帳面等ヲ以証拠ケ間敷被申上候儀、甚心外ニ奉存候、全躰私共村方前々より右村々江唯々分ケ遣来候事ニ候得は、是迄故障出来不仕、用水分ケ遣候時刻、其村方より肝煎と唱候者壱人罷出、私共村方よりも肝煎壱人罷出、無相違分ケ遣来、無事ニ相済来候儀ニ御座候所、私共村方我意増長仕候而、御田地亡消仕候様被願上候義は、大ニ偽りニ御座候、別而当夏之儀は雨降り不申、夫々順谷之出水も自然と滅(減)少仕、追日用水無之様相成候得共、何れ之村方ニ而も農末之御田地江は用水行届兼、亡消仕候儀は一躰之義ニ御座候、私共村方之仕業ニ而は無之候処、右躰我意増長抔と被申上候儀は、願方勝手而已之御事ニ御座候、右躰ニ御座候処如何之趣意ニ御座候哉、当七月十四日中ノ村百姓凡七八十人斗り銘々手道具ヲ持、井堰場江罷越候而、様々之悪口ヲ申、壱人ニ而も出合候もの在之は、相手取騒動ニ可及相催ニ御座候故、私共村方申合、壱人も出合不申、相手ニ相成候もの無之候ニ付、井堰江手ヲ掛、存分ニ養水引取候儀狼藉之致方ニ御座候得共、騒動ニ及可申義奉入恐、村方百姓取慎差扣罷在候、中野村ニ限り右躰之事ヲ好候儀、何とも難(得脱)其意奉存候、且又右出入奉満　御苦労ニ候儀奉恐入、何分下済対談仕度、願方村々江追々掛合候処、森村・三条村・津知村・深江村、右四ケ村前々之通ニ而対談相調申候得共、中野村一村は

得心不仕候ニ付、無拠右返答奉申上候、全私共我儘仕候儀決而無御座候、依之右四ケ村々対談相調申候処、中ノ村之儀は如何之心底ニ御座候哉、前文申上候通当七月十四日之致方と申、此度願方村々之内ヲ離レ一存被相立候儀甚歎ケ敷奉存候、乍恐右之段御堅察被為成下、四ケ村一同之趣ヲ以下済致呉候様ニ、中ノ村江被為仰聞被下候ハヽ、御慈悲難有奉存候、以上

寛政十一年未十一月廿五日

芦屋村庄屋九左衛門

病気ニ付代　市郎右衛門印

年寄　庄左衛門印

百姓代　宗次郎印

御奉行様

解説

さて、【5】⑪の史料で分かるように、訴えられた芦屋村は、九月、十月の呼び出しに対し、病気という理由で日延べを求めた。打出村、横屋村、魚崎村の庄屋が仲裁に入ったが失敗した。②の史料は、初の対決となった十一月二十五日、芦屋村から出された返答書である。返答書によると

本庄の主張は大いに間違っている。

芦屋川の水は、芦屋村の持山から流れ出ているもので、好意的に水を分けているのに、共同の用水などというのは納得できない。また本庄村が主張しているような時間配分の資料はない。芦屋村が新田のために余分に水を取るようなことはしていない。

芦屋村が川中の石を掘り出し売っているような主張は、まるで誤りである。近年大水で井堰が流れ落ちたため、本庄の村々と相談のうえ、普請を手伝ってもらったに過ぎない。これまで用水にかかる費用は、芦屋村ばかりが負担して来た。大水で大破して、一村では修復できず、負担してもらったのに、それを証拠に、水利権を主張するのは、全く心外である。

これまでは、相手の村と芦屋村から、それぞれ肝煎が出て分水してきており、支障はなかった。

今年は、とりわけ雨が少なく、どの村でも流末の田畑は水が不足しており、芦屋村のせいではない。ところが、七月十四日、中野村の百姓七、八十人が井堰場に集まった。芦屋村は申し合わせて出会わないようにしていたところ、井堰に手をかけ、狼藉を働いた。芦屋村は、事を荒だてないよう村々と話し

合い、森、三条、津知、深江村とは合意ができたのに、中野村だけが納得しないので、やむなく返答書を出した―としている。

返答書の中で書いている芦屋村と中野村を除く四ヵ村との合意については、「為取替申一札之事」という題の史料で、『新修芦屋市史』資料篇二、三五〇頁に収録されている。この一札によれば、本庄側は、暁六ツ時より昼八ツ時まで、五時とし、日割は貞享四年（一六八七）の取り決め通りであった。この四ヵ村と芦屋村の和解案は、中野村の反対で翌年二月、いったん破談になりかけたが、間もなく再和解した。いきさつは【5】⑪の史料に詳しい。

【6】③

対決之節願方之内、四ケ村より差出シ候書付写

乍恐口上

一、木村周蔵様御代官所摂州兎原郡芦屋村庄屋年寄百姓代相手取、用水引方出入、当八月十八日私共村方并右同御代官所松平遠江守殿領分入組同州同郡中ノ村より奉願上、今日対決可仕候処、下ニ而仲人之取噯ヲ以、左之通下済仕候

一、私共村々用水向後五月夏至之日より、毎日朝六ツ時より丸五時宛、日々私共村々江日割ヲ以引取、相手芦屋村へは夏至之日七ツ時より丸七時ツ、引取、右之通順番ニ用水引取、且又右用水筋東川水上芦屋村支配所井手堰場、毎年普請入用割方之儀は、是迄仕来通之割方可仕旨、対談仕候

右之通相手芦屋村并私共四ケ村対談相調候処、願方之内、中ノ村之儀は右対談通不承知ニ御座候、乍併私共四ケ村之義は、中野村ニ不抱、右之通ニ而双方無申分下済仕度奉存候間、何卒中野村相除私共四ケ村之儀は、右願御下ケ被為成下候様仕度奉願上候、右之段御聞届被為成下候ハヽ、難有奉存候、以上

木村周蔵殿御代官所
同州同郡深江村
庄屋　作右衛門印
百姓代　利右衛門印

寛政十一年
未年十一月廿五日　松平遠江守殿領分
同州同郡森村
庄屋　利兵衛印
百姓代　吉兵衛印
同州同郡三条村
庄屋　伊作印

百姓代　三郎兵衛印
同州同郡津知村
庄屋病気ニ付
代　藤　七　印
百姓代　佐次兵衛印
木村周蔵殿御代官所
同州同郡芦屋村
年寄　庄左衛門印
百姓代　市郎右衛門印
御奉行様

解説

③は、芦屋村と中野村の対決に際し、事前に芦屋村と合意に達していた本庄四ヵ村が奉行所に差し出した口上書である。用水の慣行、普請入用ともに芦屋村と本庄四ヵ村は合意に達しているので、中野村の訴えと切り離して、願下げを願っている。しかし願下げは簡単には認められず、中野村に引きずられる形で、紛争に巻き込まれていった。

この史料は、『新修芦屋市史』資料篇二、三五二頁に収録されているが、署名・連印の部分が一部異なる。

【6】④

下　書

乍恐以書付御願下奉申上候
木村周蔵御代官所
訴訟方　摂州兎原郡中野村
松平遠江守殿領分
同州同郡　同村
木村周蔵御代官所
同州同郡　深江村
松平遠江守殿領分
同州同郡　森村
三条村
津知村
木村周蔵殿御代官所
同州同郡
相手　芦屋村
一、木村周蔵御代官所摂州兎原郡芦屋村相手取、用水引方出入、去未年八月十八日、同州同郡中野村・深江村・森村・三条村・津知村、右五ケ村より御

訴詔奉申上、御吟味御日延中、訴詔方五ケ村之内深江村・森村・三条村・津知村、右四ケ村は対談相調内済仕度旨、去未年十一月廿五日御願下奉申上候処、中野村之儀は、四ケ村同様之済方得心難仕、不顧恐願通奉申上候ニ付、去未十一月廿五日相手芦屋村より返答書奉差上、双方段々御糺御座候上、何れニも和談仕候様被仰聞、当月八日御代官役所・領主役人江御引渡相成候ニ付、御双方御立会之上、厚御利害被申聞、尚又魚崎村十兵衛・岡本村喜左衛門取曖之上、双方和談仕、当四ケ村へも申談、一統和融仕候趣、左之通ニ御座候

一、私共村々字東川用水、先々儀は年久敷罷成、刻限等双方覚違ひも有之、申争ひ候得共、証拠相成候儀も無之候ニ付、向後毎年五月夏至之日より、右用水掛り五ケ村日割順番、前々定之通、十二日一廻り之内、中野村へ水引取候日数三日之内、二日は寅上刻より未下刻迄丸六時、一日は卯上刻より未下刻迄丸五時宛、深江村四日、森村三日、三条村一日、津知村一日用水引取、右五ケ村引取刻限以後并夜分は都而芦屋村江用水引之、右通夏至より十二日宛二廻り相済、三廻り目之頭ニ而一日芦屋村用水引取、尤壱ケ年一日之儀ニ而、五ケ村一統より芦屋村へ差遣し申候

右之通芦屋村・中野村対談仕、外四ケ村も一同申談双方和融仕、無申分下済仕度奉存候、然上は右用水ニ付、以来無差支様相互ニ申合御願ケ間敷儀申上間敷候間、何卒御吟味御免、訴詔御下ケ被下置候様仕度奉願上候、右之段御聞済被成下候ハ、、御慈悲難有奉存候、以上

寛政十二申年四月

御奉行所様

解説

④は、最終的な和解案の下書きである。この史料によると、

(1)用水の刻限については双方とも覚え違いがあって争ったが、証拠となるものがなかった。

(2)本庄側は、十二日で一回りするよう順番に水を引いているが、中野村の順番の三日間のうち、二日は六時、残る一日は五時とし、深江村は十二日のうち四日間、森村は同じく三日間、三条村と津知村は同じく一日とし、村々の取水時間以外は芦屋村へ引

水する。

(3)夏至の日から二回りが終われば、一日を休みとし、芦屋村が水を取る。ただし、これは年一回だけである。

まず、この合意の内容と、貞享四年（一六八七）に決められた用水番割（「貞享四年東川用水番割帳」『芦資』②三四〇）と比較すると、本庄の各村々の割り当て日数は同じだが、二廻りした後、一日休みがあって、この日は芦屋村が取水するとしている。貞享四年の取り決めでは、二廻り後は、すぐ三廻り目に入ることになっており、芦屋村の取水日が一日増えた勘定になる。

一方、前年の寛政十一年十一月二十二日、中野村を除く本庄四ヵ村と、芦屋村だけはいったん合意に達しているが、その文書「為取替申一札之事」（『芦資』②三五〇頁所収）と比べても、芦屋村の一日は新しい約束である。さらに、寛政十一年の合意では、本庄側は一日五時ずつとなっているが、今回の合意では、中野村は六時の日二日と五時の日一日になっており、番水の順番が十二日で一回りする間に、中野村は二時だけ長い時間、水を引けることになったのである。

【5】⑪によると、中野村の取水日三日のうち、一日が五時、残る二日が六時というのは、中野村の主張であり、領主が示した和解案（一日五時半）より譲歩を勝ち取ったことになる。一方、二巡した後一日〝休番〟にして、芦屋村の用水日にする、という取り決めは、解決の間際になって突然現れた条件であり、後掲の⑦の、仲裁人らの存寄書によると、仲裁人らが考え出したことである。しかし、この存寄書によると、仲裁人は、当初、一巡後に休番を取ることを考えていたが、中野村が猛反対し、結局、二巡後に、年一回のみという条件になった。

【6】⑤

乍恐口上

芦屋村相手取、用水引取出入、去未年八月十八日中野村・森村・三条村・津知村・深江村、右五ケ村より町奉行所様へ御訴詔申上、御吟味御日延中、深江・森・三条・津知四ケ村和談相調候得共、中野村之儀は同様之済方難仕、願通被仰付度旨申上候ニ付、芦屋村より返答書差出、双方追々御吟味之上、和談致候様被仰聞、当月八日御引渡ニ相成候、右ニ付、双方和談之儀御立会之上、段々厚御

利解被仰下、且十兵衛・喜左衛門取扱之儀被仰付、両人よりも委細ニ申聞呉、双方得心及和談候段、全御憐愍御利解ゆへ早速和融相調、深江・森・三条・津知村へも申合、一統以来無違失相守可申義、難有仕合奉存候、然ル上は、御奉行様御吟味御願下ケ仕度奉存候、則願書写差上、此段奉願上候、以上

摂州兎原郡
中野村庄屋　弥惣左衛門
年寄五兵衛病気ニ付
代　丈　助
百姓代　弥　兵　衛
同村庄屋　紋　治
年寄半右衛門病気ニ付
代　与右衛門
百姓代　五　兵　衛
深江村庄屋　作右衛門
年寄　利右衛門
百姓代　茂左衛門
森村庄屋　利　兵　衛
年寄　久左衛門
百姓代　十　兵　衛
三条村庄屋　伊　作
年寄　七郎兵衛
百姓代　六　兵　衛
津知村庄屋　五郎兵衛
年寄　与　兵　衛
百姓代　佐次兵衛
芦屋村庄屋　九左衛門

木村周蔵様
御役所
前書之通厚御利解を以、早速和談相調難有奉存候、御奉行所御吟味願下之義一同奉願候、以上
木村周蔵御代官所魚崎村
取嘜人　十　兵　衛
松平遠江守領分岡本村
同断　喜左衛門

解説

⑤は、和解が成立したことを受け、当事者の六ヵ村の代表者と、仲裁人の二人が木村周蔵代官所に、提訴の取り下げを願ったものである。年号は欠けているが、寛政十二年四月である。

【6】⑥

差上申済口証文之事

木村周蔵御代官所摂州兎原郡中野村・松平遠江守領分同州同郡同村・木村周蔵御代官所同州同郡深江村・松平遠江守領分同州同郡森村・三条村・津知村、右五ケ村庄屋年寄百姓代より、木村周蔵御代官所同州同郡芦屋村庄屋年寄百姓代相手取、用水引方出入、去未年八月十八日願上、同十一月廿五日対決之上、相手方返答之趣ヲ以御糺ニ相成、御吟味奉請候所、内済難調候ニ付、当■月八日両御地頭御下ニ相成、段々利解被申聞候ニ付、則内済仕候趣、左ニ奉申上候

一、願方五ケ村より字東川用水之儀、毎年五月夏至日より、毎日朝七ツ時より暮六ツ時迄、七時は五ケ村用水ニ引取、暮六ツ時より同夜七ツ時迄五時は、相手芦屋村用水ニ引取可申所、芦屋村より右東川水上ニ而堰留、刻限不足仕候ニ付、御願奉申上候処、対談之上■来毎年夏至之日より相初、十二日壱廻り之内、願方中野村へ水引取日数三日之内、二日ハ寅上刻より未下刻迄丸六時、一日ハ卯上刻より未下刻迄丸五時、合三日中野村江用水引取、残り九日ハ卯上刻より未下刻迄丸五時ツ、、深江村四日、森村三日、三条村一日、津知村一日用水引取、右五ケ村引取刻限■為改■并夜分ハ都而芦屋村へ用水引取、右通夏至より十二日ツ、二廻り相済、三廻り目之頭日ニ而一日芦屋村用水ニ■引取、尤壱ケ年一日之儀ニても五ケ村一統より芦屋村へ差遣申候、右之通双方無申分、出入内済仕、偏御威光と難有仕合奉存候、然ル上は右一件ニ付、以来出入ケ間敷儀仕間敷候、仍而済口証文如件

解説

⑥は、本庄五ヵ村と芦屋村が、和解に達した内容を証文にしたものである。正規の文書の写しは、『新修芦屋市史』資料篇二―三五四頁に引用されている。この史料と⑥の史料を比較すると、⑥の史料は要点のみにとどまっており、あるいは最終的な証文を作る過程の案文ではないかと思われる。

【6】⑦

存寄書

一、字東川筋用水之儀ニ付、去未八月願方中野村・

深江村・森村・三条村・津知村〆五ケ村より、芦屋村相手取御奉行所様へ願出、則願方より申上候趣は、五月夏至之日より、毎日朝七ツ時より暮六ツ迄七時宛五ケ村へ用水引取候様申立、芦屋村より申立候ニは、五ケ村へ分水仕候は番割相定候日は、毎日明六ツ時より昼九ツ時頭迄、前後掛ケ五時宛分水仕候様申口ニ御座候而、既ニ対決ニも及可申之処、近村役人取噯致、和談之儀相掛合候得共、行届不申趣ニ付、右論所村々懇意之ものより段々私共江相頼申候ニ付、無拠十二月末之頃より挨拶致かけ、五ケ村へ用水引之刻限、毎日明六ツ時より昼七ツ時頭迄丸五時ニ芦屋村得心致さセ申候処、右五ツ時ニ而は可成旱魃も相防可申趣ニ相見へ申候間、願五ケ村之内四ケ村、右之刻限ヲ以得心致さセ申候、尤四ケ村之内ニも深江村ニは至而流末之地面在之、則論水掛田方之内凡八町歩、此分は格別之難渋場ニも相見へ申候得共、一躰深江村之儀は、論所田方重立候村方ニ候得は、地方ニより少々は水入宜敷場所在之故、平均致候心持ニ相更り可申義も御座候

一、中野村之儀は、申立之通り流末ニ御座候へ共、外村々よりも難渋之余分ニ御座候、乍去先達而願一躰之儀ニ御座候間、中ノ村相限り余分ニ分水芦屋村得心不仕故、一村相残り申儀ニ御座候間、刻限六時芦屋村より分水致遣候ハヽ、旱損は有之間敷哉ニ相見へ申候

一、芦屋村之儀、是又水上村々御座候得共、五ケ村旱損之歳柄ハ是以流末ハ(とカ)同様ニ旱損も仕居罷在候故、至而難渋是迄ニも申立候得共、同村義は水上之儀、殊ニ山手ニ寄申村柄ニて、別而六甲山之谷□受居候場所之事故、村方取締致候ハヽ、溜池等ニ而も村繕ニ願上候事も出来候ハヽ、旱損之介ニ相成候義も可在御座、五ケ村之儀も入用相掛候共、左様之場所見繕申所無之故、押而去冬芦屋村百姓へも相談罷在候儀ニ御座候

論所水掛り

中野村地面	凡拾八丁弐反	深江村地	凡弐拾五丁九反
森村地	凡弐拾弐丁六反	三条村地	凡八丁弐反
津知村地	凡五丁壱反	合　凡	八拾丁余

番水割方

壱番　中野村
弐番　深江村
三番　同　村
四番　森　村
五番　中野村
六番　深江村
七番　同　村
八番　森　村
九番　同　村
十番　三条村
十一番　中野村
十二番　津知村

〆日数十二日

右之通田地多少并用水遠近之儀は、日割ニ甲乙有之、当地面ニ甲乙も相見へ申候得は、大躰平等ニ相見江申候

一、芦屋村へ段々相掛合候上、五ケ村分水より中野村江毎日壱刻宛、承知不仕時ハ毎日半刻中野村へ相渡候様取斗仕候へハ、既ニ当時中野村日割三日之内壱日、半刻差遣候様芦屋村より申居候間、其余二日半刻宛相増候ハヽ、日割三日平等ニ半刻之分水ニ相成可申、此段は押而相掛合候ハヽ、往々

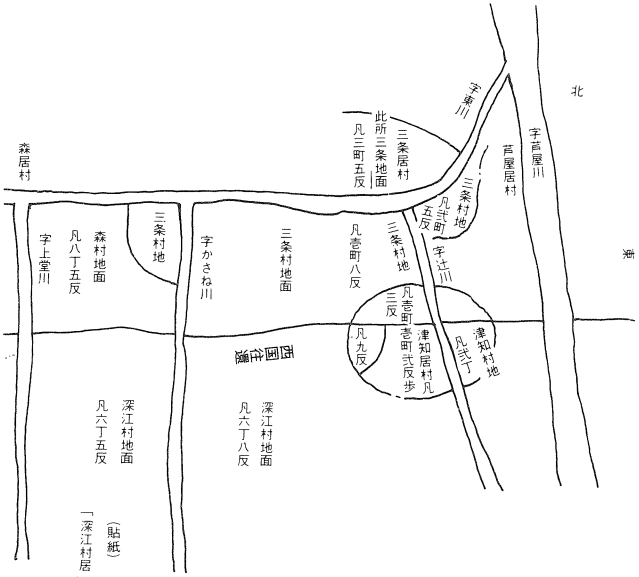

得心不仕義ハ芦屋村も御利解相弁薄くも相聞、恐入候義ニも存候、左候へは、半刻ツヽ之儀と相調可申哉奉存候

一、中野村日割三日半刻ツヽ相増、和談仕候而も、眼前四ケ村よりは余分ニ相成候間、得心仕候而も宜哉ニも奉存候得は、是又得心可仕躰ニも相見へ不申哉御座候

一、芦屋村より願方五ケ村之内、中野村へ余分ニ分水仕候義、右壱刻中野村へ相渡候義、得心仕候ハヽ、私共存寄ハ五ケ村よりも芦屋村へ為融通、最初十二日日割壱廻り相廻り候ハヽ、次之番頭ニ丸壱日番水之休致シ、芦屋村用水ニ相用候様取斗可仕哉ニ奉存候へ共、当時ニ而は芦屋村より分水余水相遣躰相見へ不申候間、其段発言不仕候、弥和談相調候心底ニ治定仕候ハヽ、相掛合可申と存候、発言仕置自然和談不相調候而は、如何と奉存候間、差扣罷在候、以上

取嘜人

右之趣相貪(含)取嘜仕罷在候、以上

寛政十二申年

四月十八日

木村周蔵様御代官所御役所・鈴木町南御役所へ差

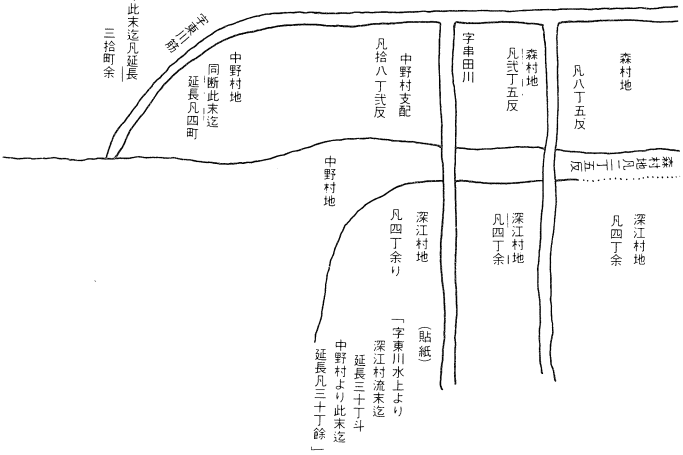

遣シ
松平遠江守様大坂御蔵屋敷ニ而、山口伝兵衛様へ
差遣し
尤存寄書ニ御座候ニ付、御双方無印ニ而出し申
候

解説

⑦は、存寄書とあり、末尾の註書によると、仲裁に入った取噯人が、代官所、尼崎藩に考え方を報告したものである。それによると、当初は、本庄側＝本庄の取水は朝七ツ時から暮六ツ時迄芦屋村＝本庄への分水は朝六ツ時から昼九ツ時迄と、主張が食い違っており、十二月末ごろから仲裁に入ったところ、本庄への分水を朝六ツ時から昼七ツ時までとする案で芦屋村を納得させ、本庄のうち中野村を除く四ヵ村も了承した。深江村は、流末に耕地を持っており、とりわけ八町歩は日照りの害を受け易いが、水を入れ易い場所もあり、平均で考えて納得したようだ。

中野村は、流末に当たるので強く抵抗し、芦屋村も中野村を特別扱いすることに難色を示していたが、取水時間を他村より少し長くすれば、日照りの害は免れると思われる。

芦屋村も、本庄五ヵ村が旱損の年には、日損になることがあり、難渋している—と申し立てているが、芦屋村の場合は水上で、しかも山手にあるので、溜池などを村で繕えば、旱損の助けになる。五ヵ村の場合は、そうした適地がないので、去冬、芦屋村の百姓と相談に及んだのである—と書いている。

こうした存寄書に続いて、水路の略絵図、本庄五ヵ村の取水順番を書き上げている。それ以下は、条件をめぐる仲裁人の考え方である。概要は

(1)五ヵ村への分水の内から中野村へ毎日一刻分ずつ回す。不承知なら、毎日半刻ずつ中野村へ渡す。既に中野村の取り分三日のうち、一日は半刻増やすことについては、芦屋村も了解しており、残る二日増やせば良いことになり、押してかけあえば芦屋村も拒否できないのではないか。

(2)中野村に半刻ずつ増やすと、残る四ヵ村より多いことになり、中野村としても納得してもいいのではないだろうか。

(3)芦屋村から中野村に余分に分水するのであれば、十二日一巡したら、次の初めに一日休番にして、

芦屋村の用水日にするという案を持っているが、情勢が整わないので言い出さなかった—という。

交渉の最終段階にあって、仲裁人らがかけひきなども使いながら、和解に持ち込もうとしている様子が明解に分かる。

【6】⑧

乍恐以書付御伺奉申上候

一、字東川用水之儀、中野村より芦屋村相手取及出入候ニ付、度々御利解被為　仰付、且私共へ取噯被為　仰付奉畏、其上御利害被為　成下、当一昨日十九日格別之御利解被為　仰付難有奉存候、依之願方中野村之義も用水引取一廻り十二日之内同村へ三日、右之内初日は五時、後二日は六時ツ、毎日昼之刻ニ而申受度由申之候、芦屋村は三日之間五ツ時半ツ、朝之刻ニ而差遣度申之、尤芦屋村へ五ケ村一統より用水引取二廻り之頭ニ而、一日休致融通致遣義は、中野村も得心仕候、当時双方申口ニ而ハ半刻之争ニ御座候、併芦屋村は朝之刻ニ相成不申而は五時半之義ハ承知難仕旨申之、中野村は昼之刻無之而は承知難仕旨申之、誠ニ聊之義ニ御座候間、得心双方へ為致度奉存候而、段々相掛合仕候得は、双方承知仕置候、乍恐奉伺　御堅慮候而、双方へ相談シ申度奉存候、何卒私共へ御利解奉蒙度奉存候、此段御聞済被為　成下候ハヽ、難有奉存候、以上

寛政十二申年
四月廿二日

取噯人岡本村　喜左衛門印
同断　魚崎村　十兵衛印

鈴木町南
御役所

三条村

解説

⑧は、残るわずかな問題をつめるため、仲裁に入った二人が、代官所の意向を聞いて最後の談判を願った願書である。

この文書によると、中野村は三日の取水日のうち一日を五時、残りを六時として昼間に水を取りたいと主張し、これに対し芦屋村は、三日間とも五時半で朝だとする。もっとも、二巡後一日休番にして、芦屋村の取水日にするというのは中野村も合意したので、ごくわずかのことである—としている。この三日後、最終的な和解が成立した。

【7　病気につき出頭お断り書】　小阪家文書

乍恐病気御断

木村周蔵御代官所

摂州兎原郡芦屋村

庄屋九左衛門

病気ニ付代　市郎右衛門

年寄宗左衛門

同断ニ付代　佐左衛門

百姓代宗次郎

同断ニ付代　五　兵　衛

一、松平遠江守様御領分同州同郡森村・三条村・津知村・中野村并木村周蔵様御代官所同州同郡深江村・中野村、右村々より当村相手取、先月十八日水論御願被申上、今日御召被為　成奉畏候、然ル処病気ニ而難罷出、乍恐代人ヲ以御断奉申上候、以上

代　市郎右衛門

同　佐左衛門

同　五　兵　衛

森　村庄屋　久左衛門

願方　三条村庄屋伊作病気ニ付

代　甚　兵　衛

津知村年寄　与　兵　衛

中野村庄屋　弥惣左衛門

同　紋　治

深江村庄屋　作右衛門

寛政十一未九月十八日

御奉行様

解　説

既に見たように本庄五ヵ村が寛政十一年八月十八日、芦屋村を相手取り、大坂町奉行所に訴え、九月十八日が最初の対決日であった。これに対し、芦屋

村では村役人全員が病気を理由に欠席、両者の対決は一ヵ月延期された。この史料は、病気により出席できないとする断り書である。芦屋村は、次回の十月十八日にも病気と称して出頭しなかった（**【5 東川用水出入諸願控帳】**⑪）。以下月日は遡るが、書冊に収められていない一紙文書を紹介する。

【8 東川用水の新慣行につき三条村申合】

小阪家文書

村中申合一札之事

一、此度東川用水出入ニ付、魚崎村重兵衛殿御挨拶ニ而、三条村順水之内、外村とは半時減（減）シ和談可致様御取斗、依而村中参会致候処、一統ニ不承知故、弥出入及候、然ル上は、公事成行要敷、猶亦入用等相嵩難渋ニ相成候共、相互ニ違背申間敷候、依之申合連印一札、如件

寛政十一未年
十一月廿一日

宇兵衛㊞　市兵衛㊞
弥惣兵衛㊞　又兵衛㊞
八郎兵衛㊞　市左衛門㊞
四郎兵衛㊞　吉兵衛㊞
源兵衛㊞　太兵衛㊞
吉右衛門㊞　善右衛門㊞
嘉兵衛㊞　嘉右衛門㊞
五兵衛㊞　利兵衛㊞
六兵衛㊞　長兵衛㊞
甚兵衛㊞　伊左衛門㊞
甚左衛門㊞　長右衛門㊞
忠右衛門㊞　市右衛門㊞
弥惣右衛門㊞　茂兵衛㊞
伊右衛門㊞　七郎兵衛㊞
忠兵衛㊞　伊助㊞
利右衛門㊞　長五郎㊞
兵右衛門㊞　弥兵衛㊞
久兵衛㊞　徳兵衛㊞
作右衛門㊞　幸助㊞
三郎兵衛㊞

（原文横一段書）

御役人中

解説

本庄五ヵ村が芦屋村を相手取って訴えた裁判は、二回の延期後、十一月二十一日に対決することに

なったが、魚崎村の十(重)兵衛らが仲裁に入り、話し合いを続けることになった。この時、三条村だけは他村より取水時間を半時減らすような話があったらしい。これに対し、三条村の村人は連判状を作って拒否の姿勢を明らかにした。その申合書である。ここで、三条村民たちが心配している「半時減シ」というのが、どの程度はっきりした話だったのかは明らかでない。本書収録の【5　東川用水出入諸願控帳】⑪にも、三条村だけ特別不利にするような提案があったとは記されていない。事実、この申合書を作成した翌日に、中野村を除く本庄側四ヵ村と芦屋村はいったん合意に達している(『芦資』②三五〇)。交渉過程における緊迫した状況と、訴訟団内部の組織の様子を示す。

【9　水論対決延引願】　　小阪家文書

乍恐口上

一、摂州兎原郡森村・三条村・中ノ村・津知村・深江村、右五ケ村庄屋年寄より、同州同郡芦屋村庄屋年寄相手取、東川用水刻限遅滞出入、当八月十八日奉願上、昨日対決之上、御糺御座候、然処何卒下ニ而和談仕度奉存候間、来月十日迄御延被成下候ハヽ、難有奉存候、已上

寛政十一年未十一月廿八日　　双方連印

御(ママ)

解説

本庄五ヶ村と芦屋村の水論の第一回対決は、十一月二十五日に行われたが、双方の主張は平行線をたどった。この時、大坂町奉行所では、貞享四年(一六八七)の取水順番を取り決めた文書「東川用水番割帳」(『芦資』②三四〇)の末尾に

一、照続痛候節は、田辺村七左衛門・水掛り庄屋中立会見分之以、高下無之取可申候(以下略)

とある条項を根拠に、再度話し合いをすることを求めた(【5】⑪)。これを受けて出された延引の願書である。

【10　和解不調につき届書】　　小阪家文書

乍恐口上

一、私共村々用水論出入、先月廿五日対決之上御糺ニ相成候処、下ニ而対談仕度、追々御日延奉願上、尚又当月十一日より十二日之間、御日延奉願上候、然ル処、木村周蔵様御代官所摂州兎原郡横屋村庄屋伊右衛門取噯ヲ以、精々掛合候得共、私共四ケ村之内ニおゐて融通可仕用水無之、私共村方迚も中野村同様之旱魃所々御座候故、一向致方も無御座候、然ル処私共四ケ村之水上、三条村領内少々水筋之義も心当り奉存候付、此所ニ而水溜候様之場所ヲ見定、五ケ村一統水道ヲ掘出水仕候得は、用水順番ニ差加へ引渡可申様掛合等仕候得共、何分中野村不得心ニ而、我儘斗り申募り候故、対談行届不申、今日御切日ニ相成候付、乍恐此段御断奉申上候、以上

寛政十一未年　　木村周蔵殿御代官所
十二月廿四日　　同州同郡深江村
　　年寄　新兵衛㊞
　　頭百姓　利右衛門㊞
松平遠江守殿領分
同州同郡三条村
役人代頭百性
伊右衛門㊞
同断　八郎兵衛㊞
津知村
頭百性　藤七㊞
森村
年寄　久左衛門㊞
頭百性　三右衛門㊞

御奉行様

解説

本庄五ヵ村と芦屋村の第一回対決は寛政十一年の十一月二十五日に行われたが功を奏さず、延引していたが、十二月二十四日の期限切れになっても話がつかなかったことを、大坂町奉行所に届けたものである。本庄側の四ヵ村役人が差し出し人である。最も強硬に用水を求める中野村に対し、一緒に闘ってきた本庄側ですら「我儘だ」といい、本庄側で中野村に融通できるような水はない、としたうえで、三条村に溜池を作る案を提案したが、中野村が反対したために失敗したとしている。

なお、**【5　東川用水出入諸願控帳】**⑪によると、十二月十日まで、同二十一日まで日延べしたが決着

せず、仲裁に入った横屋村庄屋伊右衛門が手を引く、という事件もあった。

【11　和解不調につき届書】　小阪家文書

乍恐口上

一、私共村々用水論出入、先月廿五日対決之上御糺ニ相成、双方江厚ク御利解被仰聞、下ニ而対談仕度、追々御日延奉願上、尚又当月十一日より十二日之間、御日延奉願上置、精々掛合候得共、対談行届不申、尚又今日御切日ニ相成候付、乍恐此段御断奉申上候、已上

寛政十一未年

十二月廿四日

松平遠江守殿領分

摂州兎原郡

三条村役人代

頭百性　伊右衛門㊞

同　断　八郎兵衛㊞

津知村同断

頭百性　藤　七　㊞

森　村

年　寄　久左衛門㊞

頭百性　三右衛門㊞

木村周蔵殿御代官所

同州同郡深江村

年　寄　新　兵　衛㊞

頭百性　利右衛門㊞

芦屋村

年　寄　庄左衛門㊞

頭百性　市郎右衛門㊞

御奉行様

解　説

前号の資料とほぼ同じ趣旨の文書である。前号は本庄四ヵ村が作成、この資料はさらに芦屋村が加わって作成したものである。

【12　和解不調につき対決延引願書】　小阪家文書

乍恐口上

一、松平遠江守様御領分摂州兎原郡森村・三条村・津知村・中野村・并ニ木村周蔵様御代官所同郡深江村・中野村、右村々より同郡芦屋村相手取水論一件、当八月十八日御願上、先月廿五日対決之上

御糺ニ相成、追々御日延願上置、今日双罷出(方脱)候所、猶又御利解被為　仰聞難有奉存候、依之何卒対談仕度奉存候間、来正月十二日迄御日延被為　成下候様奉願上候、依之双方連印(ヲ脱カ)ヲ奉願上候、以上

寛政十一年未十二月廿四日

木村周蔵様御代官所

摂州兎原郡芦屋村頭百姓　六郎右衛門

同　断　深江村年寄　新　兵　衛

同　断　中野村庄屋　弥三左衛門

松平遠江守殿領分

同州同郡中野村頭百姓　五　兵　衛

同　断　森村年寄　久左衛門

同　断　三条村頭百姓　八郎兵衛

同　断　津知村頭百姓　藤　七

解説

前号、前々号の文書の提出に続き、さらに寛政十二年正月十二日まで日延べを願い出た文書である。

【5　東川用水出入諸願控帳】⑪によると、寛政十一年十二月二十二日、大坂町奉行所に関係者が出頭し、中野村が答弁書を出そうとしたが、取り上げられず、逆に和解書を提出するよう命じられた。これを受け、日延べを願い出たのである。

【13　六甲山水流お尋ねにつき口上書】小阪家文書

乍恐口上

一、六甲山水流之儀御尋ニ付、奉畏左ニ申上候

一、六甲山流之儀、領境峯限り北は有馬郡、南は兎原郡、則芦屋村へ流出し候、此流を以芦屋村・森村・深江村・津知村・中野村、右村々養水引取申候、右之段乍恐左ニ奉申上候、以上

寛政十二申年

三月廿七日

木村周蔵殿御代官所

芦屋村年寄　宗左衛門

右同断深江村庄屋代　新　兵　衛
同　中野村庄屋　弥惣左衛門
松平遠江守殿領分
同村庄屋　紋　治
同　森村年寄　久左衛門
同　三条村庄屋代　清　兵　衛
同　津知村庄屋代　藤　七

御奉行様

解説

この文書は、六甲山からの流水の経路を村々に尋ねたことに対する口上書である。芦屋と本庄五ヵ村という組み合わせや、水論が合意に達した寛政十二年四月二十五日のわずか一ヵ月前という時期から考えられる。

【14　水論和解につき出頭赦免願】　小阪家文書

乍恐口上

一、木村周蔵様御代官所芦屋村相手取

一、字東川用水刻限遅滞出入、去未八月十八日御奉行所へ御訴訟奉申上、御裏印頂戴仕、芦屋村へ相渡シ有之処、尤用水引取方之義ハ、毎年五月夏至之日、朝七ツ時より暮六ツ時迄、七時宛引取可申段、御願奉申上候処、魚崎村十兵衛取噯ニ而、夏至之日より暁六ツ時より丸五時宛、私共村々江用水引取、相手芦屋村へハ夏至之日七ツ時より丸七時宛引取候筈、則去十一月廿五日対決之砌、双方合印ヲ以、御奉行所へ済口奉差上候■、然ル処願方之内、中野村不得心故、是迄段々御糺ニ相成罷有候処、今般御支配下ケニ被仰渡奉畏候、尤私共村々之義ハ、御上様御苦労恐入、且又困窮之百性諸(カ)失却(ママ)相歎キ、下済仕候ニ御座候、然ル処、ケ様■長論ニ相成候段、歎ケ敷奉存候、右出入済口之砌迄、罷出候義ハ御赦免被為　成下、勿論御呼出之節ハ、早速罷出可申候、此段御聞済被為　成下候ハヽ、難有奉存候、以上

解説

中野村を除く本庄四ヵ村と芦屋村は、寛政十一年十一月二十二日にいったん和解に達した（『芦資』②三五〇）。二月には、芦屋村からの要望で破談と

なったが、その月の内に再和解に達している（本書【5】⑪）。

この史料は、長びく芦屋村と中野村との水論に、困り果てた本庄側四ヵ村が、出頭の赦免を願い出た文書である。

なお、この史料は控えで、年月日は記入されていないが、「今般御支配下ケニ被仰渡」という文言、即ち大坂町奉行から、領主である木村周蔵代官所、尼崎藩へ〝差し戻し〟が行われた後である。この差し戻しは、【5　東川用水出入諸願控帳】⑪によると、寛政十二年四月八日のことであり、四月二十五日には和解に達しているので、この間に作成された文書と分かる。

【15　芦屋・三条両村用水争い一件】　小阪家文書

七月十五日用水故障有之扣

一、東川用水之内七月十五日之水之義は、往古より日割番組ニ不抱、三条村江引取来候処、当春芦屋村と水下五ケ村と用水引取刻限遅滞之申争致候ニ付、終ニ大坂御番所様へ下五ケ村より御訴詔申上候処、御糺之上双方御地頭様へ御下ニ相成候処、双方御地頭様より取嘜人へ下済可致様被　仰付、対談之上内済致候節、芦屋村・水下五ケ村為替取証文之内へ、右七月十五日之用水相洩、此義前年貞享年中ニ五ケ村申定、用水番割帳面ニ有之候故ニ相除申候、然ル処此節右為替取済口ニ芦屋村へ壱年ニ一日之戻し水致筈ニ而、相対仕有之候処、則右一日之戻水、当七月十五日相当り候ニ付、芦屋村よりハ戻水日相当り候付、七月十五日之水は芦屋村へ引取候様申、三条村ハ往古より仕来ヲ以三条村へ引取候様申、芦屋村へ三条村より内々掛合申候処、水下五ケ村之内より故障無之候得は、如何様ニ而も不不(ママ)苦様芦屋村ニ被申候付、水下村々江掛合申候処、森村・津知村ニハ如何様ニ而も不差構候様被申候得共、深江村并中野村両村ハ彼是故障被申候ニ付、用水差支相成、七月十四日急訴申上候ニ付、尼崎表へ相窺候処、私領中野村ハ尼崎様へ急御召ニ而差支致候段、御糺義有之、差支不致様被　仰付被下、深江村・中野村之義ハ尼崎様御添状ニ而、木村周蔵様御役所急訴申上候処、早束(速)御聞届被下、中野村・深江村へ御差紙ニ御申付被下、則御差紙趣三条村へも被聞仰候ハ、去未年迄仕来之通可致、十五日之用差支不致様、申分有之ハ別段可申出様申遣し候間、此段相心得

候様被聞仰候、右御差紙と尼崎様へ之御返状と、三条村庄屋へ御渡被下、夫より夜通しニ罷帰御差紙中野村へ相渡し候処、深江村と相談致、則十五日四時前より用水引取申候

右之通ニ而相済申候

寛政十二庚申年

七月十六日

解説

芦屋村と本庄五ヵ村との水論は、寛政十二年四月にようやく決着をみたが、七月にちょっとしたトラブルが起きた。その一件を記したものである。

この控書によると、東川用水は、五月の夏至の日を起点に、順番に取水する村が決まっていたが（『芦資』②三四〇）、七月十五日だけは、どの村の番であっても三条村が取水する取り決めになっていた。貞享四年（一六八七）の番割帳（『芦資』②三四一）に、

一、七月十五日之水、西東番水ニ不構、例年三条村へ遣ス水

とある条項がそれである。ところが、寛政十一年から十二年にかけて起きた水論の和解書には、この条項が記されなかった。「貞享四年の番割帳に記されているので、あえて記さなかった」というのが、三条村の主張である。これに対し、寛政十二年四月結ばれた「為取替証文之事」（『芦資』②三五六）には、

一、五ケ村江番水弐遍相廻り候ハヽ、三遍目之頭ニ而、壱ケ年ニ壱日休番いたし、芦屋村用水ニ引取可申定

という新条項が加わった。ところがこの年、この両村の取水日が重なってしまったのである。二ヵ村で話し合い、芦屋村が譲ることになったが、今度は下流の深江、中野両村が反対に回った。やむを得ず、三条村が十四日に中野、深江両村の領主に訴え出ると、「去年までの通りに」とする差紙を下付された、という。この差紙を中野村に示してようやく予定通り取水できた—としている。

【16　東川筋に家普請につき差入一札】小阪家文書

一札

一、字東川用水五ケ村江引取川筋、此度我等家普請仕候ニ付、右川筋座敷先江相成候故、為用心囲仕度、左候得は、各村々川浚・用水引取、又ハもり留指支ニも相成り候哉之段、御察当之由御尤ニ奉存候、右新規囲無御座候而ハ、至而不用心ニ奉存候間、囲之儀御承知被下、然ル上ハ用水引方妨ニ相成不申様可致候、万一川浚又は用水引取、もり留等之儀指支候得は、先年之姿ニ取払可申候、且又川浚もり留等ニ村役人并人足囲之内江御勝手ニ入込可被成候、為後日仍而一札、如件

文化三寅年　　芦屋村　たれ　印
月　日　　同村請人たれ　印
　　同村年寄たれ　印
　　同村庄屋たれ　印

中野村
深江村
森　村
三条村
津知村

解　説

芦屋村人が、家普請を計画したところ、座敷のすぐ先が川筋で用心のため囲を作りたいが、本庄の五ヵ村から川浚い等の障害になる、という問題点が指摘された。重ねて設置を求め、不都合があれば取り払うとしている。さらに、川浚いなどで囲の中に勝手に入ることも認めている。こうした設置許可は、例えば水車の設置などでも行われた（『芦資』②四二四～四二七）。形式的な手続きであるが、その一方で、水をめぐって緊張関係が続いていることを物語る。

【17　平十郎打擲一件につき願書控】　芝切家文書

文化六年巳六月
東川番水川面口論願書扣
摂州菟原郡中野村
百性惣代　忠兵衛
条　介
年寄　安右衛門

乍恐急訴奉願上口上

木村周蔵御代官所
摂州菟原郡中野村
百姓惣代　忠兵衛
願人
同村年寄　安右衛門
松平遠江守様御領分
同州同郡同村
相手　平十郎

一、当村之儀は、木村周蔵御代官所并松平遠江守様御領分二株ニ而、人家田畑共入交一村ニ御座候、然処当稲作田方旱魃ニ付、用水引取ニ付小前百姓共我儘いたし、日々口論相止不申候、村役之者罷出用水掛引仕罷在候、然所字東川と申場所ニ而、先月十七日御料私領村役立会、用水掛引仕候処、私領百姓安左衛門悴平十郎ト申者、右場所江罷越村役之者江色々雑言申、剰御料方私共方之庄屋弥三左衛門并百姓代弥平次、右両人之者ニ打擲仕候ニ付、弐人共罷帰り惣身痛出、早束(ママ)服薬仕罷有候得共、喰事モ聢々不仕、尤見当りニ疵等も相見へ不申候儀ニ候処、無程快気も可仕ト奉存居申候、何レケ様之不法之者、勿論御料村役之者私領百性共より右躰不埒ニ打擲仕儀と(はか)以来村用差支、殊ニ用水之儀は当夏中日々追々相互ニ余水等も往古より融通致合不申候而は下地旱魃之村方、手末之御田地亡消ニ相成、依之両村役人とも情(稙)々水差賦いたし候所、右平十郎儀村役之者を打擲仕候ニ付、小前一統水入方ニ出申者共も、又々右同人傍若無人成事可仕哉と差恐相歎居申候、其節早々可奉御訴処、当村真光寺取扱いたし被呉、先々差扣罷在候得共、何分右平十郎同寺之扱を受不用、剰伯父五兵衛ト申者抔同寺へ雑言抔申族依、猶々平十郎言張無法之心底ニ而、余水等も差障り、只多年口論を望申族ニ御座候故、右奉申上通り夏中日々入方□水ニ候得は、小前水入方役之者迄後難何時打擲仕候哉難相斗奉存、何分差掛り(右躰当時)殊外手支難渋至極ニ奉存候、乍恐不得止事奉願上候、右平十郎早々被為　御召成下、如何之儀ニ而村役之者打擲仕候哉御吟味程奉願上候、此段被為　御聞済成下候ハヽ、広太之御慈悲難有可奉存候、以上

文化六年
巳七月　忠兵衛
安右衛門

御奉行様

右之通之書面を以明五日御番所様へ奉出訴度候間、乍恐写書奉差上候

乍恐何卒別紙書面ニ御奥印頂戴仕度奉存候、此段御聞済被為成下候ハ、難有可奉存候、已上

文化六年巳七月

摂州莵原郡中野村
百姓惣代　条　助
年　寄　安右衛門

木村周蔵様
御役所

解説

中野村の幕府領側の村役人が、同じ村の尼崎藩領の百姓、平十郎を相手に訴え出た紛争の史料である。この願書によると、幕府領側は、

今年は旱魃で、小前百姓たちは用水の引き取りをめぐって口論が絶えない。そのたびに村役人が出て処理をしている。さて先月十七日、御料私領の村役人が立ち会いで、字東川から用水を引いていると、尼崎藩領の百姓、安左衛門の忰・平十郎がやって来てあれこれ雑言をはき、幕府領側の庄屋と百姓代をうちたたいた。総身痛み薬を飲んだが、食事もろくに食べられず、きずは見当らないのでほどなく治るとは思うが、このような不法があっては、今後何かと村用に差し支える。ことに用水は、融通し合わないと田地が干上がるので、両方の村役人も精々水を分かち合っていたのに、平十郎が乱暴を働いたので、百姓一同恐れ入っている。すぐ訴えるべきところ、真光寺が仲裁に入ったので差し控えていたが、平十郎が仲裁案を受け入れず、伯父五兵衛が同寺に雑言を言い、平十郎も増長するありさまで、水入方役の百姓もいつうちたたかれるやもしれないので、やむを得ず訴え出た―と主張している。

この史料は、大坂町奉行所に訴え出るために、木村周蔵代官に、奥書、奥印を求めたものである。しかしこの関係史料は他になく、この訴えにどんな背景があったのか、平十郎側の主張はどうだったのか、また結果はどうなったのか、詳らかではない。

しかし中野村内部にこのような厳しい対立があっ

たことは特筆すべきであろう。中野村は、本庄四ヵ村と連合して芦屋・打出村と、あるいは本庄のうち三条村を相手に再三、水論を起こしたが、いずれも幕府領中野村と、尼崎藩領中野村は共同歩調を取っている。とはいえ本来一つの村である中野村が、領主が異なるという政治上の理由によって、水利慣行をめぐって鋭く対立することもあった。水利紛争の対立の根深さを物語っている。

【18　東川用水出入一件】①　小阪家文書

乍恐以書付奉願上候

摂州兎原郡中野村
深江村

一、私共弐ケ村并尼崎御領分同州同郡中野村・森村・三条村・津知村都合六ケ村御田地用水之儀は、芦屋川壱之井手より東川江引取来り申候、然ル処、先月廿五日同晦日、両度之大雨満水ニ付、井堰大破ニおよひ候故、用水引取相成不申、□(殊ニ)此節稲作出穂之時節御座候故、井堰揚ケ口場所之義、芦屋村并私共村々立会及見、普請取掛り申度段掛合申候処、彼是故障申立甚難渋仕候、全躰谷川之義ニ御座候而満水度毎川床相狂候ニ付、往古より一之井手と申義ハ川筋立会及見、井堰揚口相定引取来り候先例ニ御座候故、再応掛合候処、芦屋村より申候ハ、東川井堰揚口相替り候而ハ、芦屋村之内山芦屋村新田御田地用水差支候由申立候得共、聊之御田地勿論御田地上手油稼水車四輌も有之、右水車江相掛り候水ヲ以用水引取候得は、山芦屋新田御田地差支申義ハ無之、如何之心底ニ御座候哉、彼是故障被申立、私共村々之義ハ流末ニ而用水引足不申、芦屋村より大破之場所ニ而井堰普請致候様申義ハ、右入用割方弐歩芦屋村出銀、私共よりは八歩之出銀等之義見込、大造之場所ニ而普請仕候様申義、不得其意、乍併同用水之義殊ニ芦屋村は水上ニ御座候故、私共より精々引合候得共、承知不仕、無拠去ル廿一日御奉行所様へ右始末御訴詔仕候所、地方御役所ニおゐて段々御利解ニ御座候故、直様帰村仕芦屋村庄屋年寄百性代江精々引合、何分井堰普請不仕候而ハ用水引取差支可申間、先達而立会候場所承知致被呉候様掛合候得共、得心不仕、依之御奉行所様江押而御訴詔致呉候様百性一統申候得共、御支配ハ相替り候得共隣村之芦屋村、殊ニ水上村方ニ御座候間、且又私共村々困窮之百性之義ニ御座候間、何卒陸(睦)間敷

仕度、尤小破之場所大造ニ申立候ニ而ハ無御座候間、乍恐辻甚太郎様御役所江御引合之上、井堰場所御見分被為成下度奉願上候、前書奉申上候通、芦屋村ニハ差支可申義ニは無御座候様奉存候、則墨引別紙ニ奉差上候、幾重ニも御堅慮被為成下度、何分出入ニ相成不申様仕度奉存候、尤尼崎御地頭様へも御領分村方より是又奉申上候、乍恐右之段被為　聞召訳御聞済被為　成下候ハヽ、難有可奉存候、以上

文化八年　　中野村
未七月廿四日　　庄屋　弥三左衛門
年寄　安右衛門
百性代　弥平次
深江村
庄屋　作右衛門
年寄　利右衛門
百性代　藤左衛門

木村周蔵様
御役所

解説

東川用水の紛争については、寛政十二年（一八〇〇）四月、和解したものの、緊張関係はなかなか解けず、翌享和元年（一八〇一）六月、夏至入りの早い遅いをめぐって、芦屋村から「故障」を申し立てた。この時は、魚崎村十兵衛・岡本村喜左衛門が、前年同様、仲裁に入って騒ぎは収まった（『芦資』②三九〇）。

さらに、文化六年（一八〇九）六月、またもや水をめぐる紛争が起きた。本庄の村々は、訴状を作り、訴訟費用の割当などを決めている（同、三九三―三九五）。この訴訟騒ぎがどうなったのかについては詳しく分からない。

さて、文化八年（一八一一）になると、六月二十五日と晦日の二回大雨が降り、井堰が大破するという難題が起きた。芦屋村、本庄五ヵ村が立ち合いで修覆について話し合ったが合意できず、本庄五ヵ村は、同年七月二十一日、大坂町奉行所に芦屋村を訴えた。本庄側は、芦屋村があれこれ理由をつけて修理普請にかからないことを批難している（同、三九五）。しかし、奉行所はこれを受け付けなかったらしい。旧中野村有文書「乍恐口上」（同、三九七）によると、

不行届之義ニ御座候ニ付、願下ケ被成下候ハヽ、
難有可奉存候

と、その日のうちに取り下げを願った。しかしそれで紛争が解決したわけではなく、七月二十四日、中野村、深江村は、木村周蔵代官所に見分を願い出た。その願書が①の「乍恐以書付奉願上候」である。この時、本庄側が主張したのは、単なる壊れた井堰の修覆ではなく、取水口をもっと下流に下げる、というものであった。その根拠は、この願書によると、「往古より一之井手と申義ハ、川筋立会及見、井堰揚口相定引取来り候先例」、つまり、利用村々が相談して取水口を決めるのが先例であると主張したのである。

これに対し、芦屋村は、取水口が下流に変われば、芦屋村の山芦屋新田の用水が差し支えると譲らなかった。これを受け深江、中野両村は、山芦屋新田は面積が狭いうえに、田地の上流に油稼水車が四輌もあり、その水を用水にすればこと足りるはずと反論したのである。結局この話し合いは平行線をたどり、七月二十四日、①の願書で、木村周蔵代官所に見分を願い出たのである。さて、深江、中野村は二十五日、木村代官所からの添書発行をうけ、芦屋村の代官、辻甚太郎の役所に出向いた。なお、同じ史料が『新修芦屋市史』資料篇二、三九七頁に掲載されている。

【18】②

乍恐口上

先達而御届奉申上候辻甚太郎様御預り所同州同郡芦屋村庄屋年寄百姓代相手取、当廿一日　御奉行所江御訴詔奉申上候所、願書不行届ニ付、御下ケ奉願上、又々今廿五日御訴詔奉申上候筈之処、御他領村々より俄ニ辻甚太郎様御役所江罷出申度段掛合ニ参申候ニ付、私共村々只今より御地頭様へ右之段御窺申上度、依之此段御届奉申上候、已上

文化八年　　三条村庄屋　作兵衛印
未七月廿五日　　森村庄屋　源太郎印
　　津知村庄屋　五郎兵衛印
　　中野村庄屋　四郎右衛門印

御蔵屋敷
御奉行様

解説

②の口上書は、本庄側の五ヵ村のうち、尼崎藩領の村々の動きである。七月二十一日、大坂町奉行所への訴状を取り下げた後、二十五日に再提訴を考えていたところ、深江、中野両村から、芦屋村の辻甚太郎代官所へ交渉に行くと言ってきたので、同行の可否を尼崎藩に窺いを立てた文書である。

【18】③

乍恐口上

□(一、)私共村々并木村周蔵様御代官所深江村・中野村右村々より、辻甚太郎様御預り所(カ)芦屋村相手取、去ル廿一日井堰出入西御番所様へ御訴詔奉申上候処、願書不行届ニ付、御下ケ奉願上、又々今廿五日御訴詔可申上筈ニ申合仕候処、俄ニ御他領村々より木村周蔵様御代官所へ奉願上、辻甚太郎様御役所へ御引合被成下度段奉願上候処、御聞届有之、則木村周蔵様御役所より、御添鏡(ママ)被下、今日御他領村々ニハ辻甚太郎様御役所へ罷出申候、依之私共村々ニも同様之義ニ御坐候得は、乍恐御添鏡(ママ)奉願上候、則御他領村々より木村周蔵様御役所江差上申候書付之写、別紙ニ奉差上候、右奉申上候通、御聞済被成下候ハ、難有可奉存候、已上

文化八未年　三条村庄屋　作兵衛印
七月廿五日　津知村庄屋　五郎兵衛印
森村庄屋　源太郎印
中野村庄屋　四郎右衛門印

戸塚十郎右衛門様

解説

③の文書も、②の文書の関係史料である。本庄側の五ヵ村は、芦屋村の代官である辻甚太郎役所へ出かけることになった。木村周蔵代官の支配村、深江、中野村が木村周蔵の添状をもらっているので、尼崎藩領の村々としても、添状を発行して欲しい、というのである。宛先の戸塚十郎右衛門は、藩の役人で、文政十三年（一八三〇）の「分限帳」（『尼』⑤二三九）によると、祿高十一石五人扶持で、勘定奉行となっている。

さて、その後の動向を、日付けを追って紹介すると次のようになる（カッコ内は、『新修芦屋市史』資料篇二の頁数）。

文化八年（一八一一）

7・28 芦屋村代官辻甚太郎手附鈴木小弥太の元へ、深江・中野村庄屋出頭。急いで普請を承知してくれるよう求めるが、交渉は平行線（三九九）。

7・30 芦屋、本庄双方連名で辻代官所出張所へ8月11日まで日延べ願い（三九九）。

8・9 芦屋村安楽寺にて、双方立会。芦屋村は打出村も立ち会うことを求めたが、本庄側が拒否（四〇〇）。打出村は、芦屋村が芦屋川から取水した用水の一部を利用する権利を持っていた）。

8・13 芦屋・本庄双方連名で、辻代官所出張所（五条御役所）へ、25日まで日延べ願い（四〇一）。

8・18 本庄側、辻代官出張所へ重ねて新取水口の普請場見分願い（四〇二）。

8・22 芦屋、本庄、双方連名で辻代官出張所へ晦日まで日延べ願い（四〇二）。

8・23 打出村が木村周蔵代官所に対し、一の井手の普請には往古より立会権を持ち費用も負担してきたことを主張。打出村は当事者であることを認め、旧取水口の復元を要求（四〇五）。

8・24 木村周蔵代官所は、打出村が芦屋村と共同で一の井手の普請に立ち会って来たという話に基づき、深江、中野村に対し、打出村とも話し合うよう通達（四〇三）。

9・20 深江・中野村が打出村へ出かけ、いずれ芦屋村と和解に達するので、差し控えてくれるよう依頼（四〇四）。

9・22 森村神主の元で、芦屋・本庄が会合。下流での新しい取水口設置に対し芦屋村は拒否（四〇四）。

9・23 本庄と打出村の交渉まとまらず（四〇四）。

9・25 打出村が取水口をこれまでと同じ所に設置することを求め、木村代官所に再度口上書を提出（四〇五）。

9・27 本庄五ヵ村が相談の上、打出村のことに関し、木村代官所へ口上書を提出。本庄側は①寛政11年に芦屋村との水論があり、その後年々普請があったが、打出村は立ち合わず、費用の分担もしなかった②東川用水は、芦屋村と本庄

とで井組を作っているので、打出村は組合違いである―を理由に、打出村が芦屋村に付き添いとして出頭することは認めるが、立会は認められないと主張（四〇七）。

9・30 深江・中野・打出三ヵ村が木村周蔵代官に、打出村の立会を認めるかどうかについては、他村や小前百姓との話し合いが残っており、10月10日まで日延べを申請（四〇八）。

10・4 中野・深江村、木村周蔵代官所に対し「新しく計画した取水口については取りやめたいので、届ける」と口上書を提出（四〇九）。

10・6 本庄五ヵ村が、辻甚太郎代官出張所に対し、「在来之場所ニ而破損相繕」として、計画断念を届ける。理由は「水組同志之儀ニ争論ニ相成候而は何分歎ケ敷奉存候」としている。さらに同日、中野・深江両村が、願いを取り下げた旨、木村代官所に報告（四一〇）。

こうして、取水口のつけかえの計画は、本庄側が計画を取り下げる形で、いったん紛争は収まったのである。

【19 打出村との出入につき申合一札】 小阪家文書

申合一札之事

往古より東川用水之儀は、本庄五ケ村并芦屋村立合分水ニ御座候処、自然打出村より井堰立会之義申掛、出入ニ相成候ハヽ、幾年相懸り候共、出入中諸入用割方左之通り

一、飯代并諸色一日壱人前、銀三匁宛

一、参会之節、銘々弁当并酒持参

一、参会席料之儀は、追而取斗可致候

但シ五ケ村江抱り候諸入用分左之通り

川割三歩五厘

反割三歩五厘

村割三歩

三条村畦垣内、是迄之振合

右之通り五ケ村一統申合候、然ル上は、右出入中破談之村方有之候ハヽ、入用何程相懸り候共、其村方より急度出銀可致候、其時一言之子細申間敷候、尤連判之人数無不参罷出可申候、為後日申堅一札、如件

文化八年未十月八日

中野村庄屋　弥三左衛門㊞

同村年寄　安右衛門㊞

同村頭百性　弥平治㊞

同村庄屋　四郎右衛門㊞
同村年寄　義左衛門㊞
同村頭百性　弥三七㊞
深江村庄屋　作右衛門㊞
同村年寄　利右衛門㊞
同村頭百性　茂左衛門㊞
森村庄屋　源太郎㊞
同村年寄　治左衛門㊞
同村頭百性　善右衛門㊞
三条村庄屋　作兵衛㊞
同村年寄　六兵衛㊞
同村頭百性　伊右衛門㊞
津知村庄屋　五郎兵衛㊞
同村年寄　四郎左衛門㊞
同村頭百性　弥右衛門㊞
都合拾八人

解説

一の井堰の取水口を下流に移す、という本庄側の計画は、前号資料の解説でふれた通り、本庄側が断念することで、ひとまず落ち着いたが、もう一点、打出村を用水組合の正規の構成員として認めるかどうか、という重要な問題があった。本庄五ヵ村は、芦屋村との紛争を終結させた後でも、やはりこの点にはこだわった。そして、打出村との訴訟を想定して作成した申合書が、この資料である。主に、会合などの費用の分担と、その誓約が中心で、この年の七月十八日、芦屋村を相手として取り決めた申合書とほぼ同内容である（『芦資』②四〇八）。そしてその三日後の七月二十一日、大坂町奉行所に訴状を提出している（同、三九五）。

こうした前例に習うかのように、深江・中野両村は、申し合わせを行った四日後の十月十二日、「打出村を普請の立会として認めることはできない」とする口上書を木村代官所に提出するに至る（同、四一〇）。この口上書は、前号資料の解説の項でもふれた通り、九月晦日に、十月十日までの日延べを申請しており（同、四〇八）、その結論として届けられたものである。

この口上書では「帰村之上、小前百姓へ御利解之趣精々申聞候処、打出村より立会義承知不仕」と書いており、深江・中野両村の村役人が自村の小前百

姓を説得したが、納得しなかった、としたうえで、その理由として、

①打出村は、寛政十一年の芦屋村と本庄五ヵ村との水論にかかわらなかった。

②元来、用水組合に加わっておらず、井堰入用の分担もしていなかった。

③芦屋村の取り分の用水の一部をもらっているので、その見返りに、芦屋村に少々分担銀を出しているに過ぎない。

④寛政の水論以来、十三年になり、普請はたびたび行っているが、打出村に出銀してもらったことはなく、普請に立会ったこともない。今更、立会を認めるというのは、全く新規のことになり、小前百姓も、私領の村々も認めない——などをあげた。

これに対し、葭屋善八（代人弥兵衛）・田中村庄屋彦右衛門・近江屋清兵衛が仲裁に入り、交渉が続いた。十月晦日には、年貢上納に差し支えるとの理由で、いったん帰村を願い出、十一月十三日までの日延べを申請。十一月十五日ごろには、再び、大坂に出頭したらしい（同、四一二）。

この前後の詳しい事情は、資料がなく、不明である。そして、十二月一日、打出村が願いを取り下げるという形で、合意に達し、打出・中野・深江の三ヵ村、仲裁人の三人がそれぞれ連名で、木村周蔵役所に口上書を提出した。念のため、その口上の一節を引用すると、（同、四一三）、

用水井堰普請立会有無之儀、打出村より中野村・深江村相手取御利解奉願上候処、両村役人被召出精々御利解被成下候趣難有奉恐入候、以来実意ヲ以取繕候様可仕候間、何卒此度之願御下ケ被成下候様仕度、依之双方連印ヲ以奉申上候

となっている。遠回しの表現になっているが、打出村より願いを出したが、願いを取り下げたい、というのが骨子である。

こうして、文化八年七月、まず本庄五ヵ村が、一の井手の取水口を下流に付け替えたいとして、芦屋村を相手に起こした訴訟は、当初、大坂町奉行所に提出されたがすぐ取り下げられ、芦屋村の代官辻甚太郎に対し「取水口普請のための見分願い」として形を変え、十月六日、本庄側が取り下げるという形で決着がつけられた。

その一方で、打出村が同年八月、今度は深江、中

野両村を相手に、水利権と普請での分担金を根拠に、普請立会を求めた。これについては、深江・中野村は納得せず、十二月一日に至って、今度は打出村が願いを取り下げる形で収拾がついた。

なお、『新修芦屋市史』本篇では、この二つの紛争を、全く同一のものとして叙述しているために、事実経過が不正確である（本篇、五〇四頁、【20】①解説参照）。

【20　一の井堰普請につき訴状等控帳】①

小阪家文書

文化九申年三月　　三条村庄屋
東川用水　　作兵衛
一之井堰出入

乍恐御訴詔

木村周蔵御代官所
用水井堰普請差障出入　　摂州兎原郡中野村

願人　　深江村
松平遠江守殿領分
同州同郡　中野村
同　断　森　村
三条村
津知村
右村々庄屋
年寄
頭百姓

辻甚太郎様御代官所
同州同郡　芦屋村
相手　　庄屋
年寄
頭百姓

一、右相手芦屋村并私共本庄五ケ村、都合六ケ村井組御田地用水之儀は、六甲山谷川流芦屋川上、字一ノ井手より東川江引取罷在候、然ル処、昨未年夏度々満水ニ而、右用水井堰切離、殊外及大破候ニ付、当春早々より井堰普請仕度段、芦屋村へ再応及懸合ニ、催促仕候得共、同村如何之心底差挟候哉、彼是故障申、右普請取掛り之儀差延難渋至極ニ奉存候、尤容易成普請ニ而ハ無之御座候得は、

一日成とも過急ニ取掛り度奉存候、最早用水入用之時節ニ程も無之及折柄ニ、殊之外取急候得共、何分同村より菟哉角差障ニ日ヲ延申候、追日御田地植付ニ差掛井堰無之候段、百姓一統歎ケ敷奉存候、迚も下として可仕様無御座候間、不得止事、御訴詔奉申上候、右芦屋村・本庄五ケ村立会之上、井堰普請取掛り呉候様、乍恐何卒芦屋村庄屋年寄百姓代急速被為　御召成、是迄年々取繕方之姿ヲ以立会、過急ニ普請取掛り候様被為仰付被下度奉願上候、右始末被為　聞召上被為　仰付被下候ハヽ、御慈悲難有仕合奉存候、以上

文化九年　　中野村庄屋　弥三左衛門
申三月廿五日　　頭百姓　条　助
同村庄屋　　四郎右衛門
百姓代　　甚右衛門
深江村庄屋　　作右衛門
頭百姓　　惣次郎
森村庄屋　　源太郎
頭百姓　　吉兵衛
三条村庄屋　　作兵衛
頭百姓　　伊右衛門
津知村庄屋　　五郎兵衛

頭百姓　弥右衛門

御奉行様

解説

前号資料の解説でふれたように、一の井堰の破損を契機として、本庄五ヵ村が、取水口を下流に付け替えようとする訴訟は、文化八年十月六日に、いったん和解に達した。しかし、翌年、再発することになる。『新修芦屋市史』では、八年からの紛争が解決せず、年を越し、五月に大坂町奉行所へ再度訴状を出したとしているが、史料に見落としがあり、事実と異なっている。この史料にあるように、いったん芦屋村と本庄五ヵ村は、和解に達したが、翌九年三月、本庄側が再提訴したのである。

①が、その訴状である。訴状では、昨年夏に用水井堰が切れ、春から普請にかかろうとするが、芦屋村は着工を差し延ばしている。どうか、芦屋村を召喚し、五ヵ村と立会のうえ、修復するよう命じて欲しい――という内容である。

【20】②

乍恐口上

一、辻甚太郎様御代官所摂州兎原郡芦屋村庄屋年寄百姓代相手取、用水井堰普請差障出入、今日奉願上候処、御糺之上不行届之儀有之ニ付、御願下仕度奉存候、乍恐此段御聞済被為　成下候ハヽ、難有奉存候、已上

文化九年　　木村周蔵御代官所
申三月廿五日　　摂州兎原郡村々
庄屋
頭百姓

松平遠江守殿領分
同州同郡村々庄屋
頭百姓

御奉行様

解　説

②は、いったん出した訴状の取り下げ書である。「不行届之儀有之」というだけで、理由は記していないが、おそらく、昨年十月の和解を背景に、奉行所から、訴状を取り下げ、話し合いで解決するよう説得されたことは、十分考えうる。前年七月二十一日に、本庄五ヵ村が提訴した時も全く同じことがあった（『芦資』②三九七）。

【20】③

乍恐御訴詔

木村周蔵御代官所
摂州兎原郡中野村
願人　深江村

用水井堰普請差障出入

松平遠江守殿領分
同州同郡　中野村
森　村
三条村
津知村

右村々庄屋
年寄
頭百姓

辻甚太郎様御代官所
同州同郡　芦屋村
庄屋
相手　年寄
頭百姓

一、右相手芦屋村并私共本庄五ケ村、都合六ケ村井

組御田地用水之義は、六甲山谷川流芦屋川上字一之井堰より東川江引取罷在候、然処、昨未年夏以来度々満水ニ而、右用水井堰切離、殊外及大破候ニ付、当春早々より井堰普請仕度由ヲ以、芦屋村へ再三及掛合、催促仕候得共、同村如何之心底差挟候哉、彼是故障申、右普請取懸り之義、為致延引難渋至極奉存候、尤容易成普請ニ而無御座候得ハ、一日成とも過急ニ築立致度掛合申候、尤右同村私共五ケ村都合六ケ村立会井堰と申候は、高山之谷口山川之出水、大川ヲ堰留申場所ニ御座候、依之春夏は時不成急雨満水多、時々破損仕候、且小破修覆ハ私共村々水掛り多分ニ付、五ケ村より年々致来候、其外可為普請義ハ、入用人足割方芦屋村へ弐歩、五ケ村へ八歩、都合六ケ村割賦仕候、則享和元酉年以前ハ右割方未定か不成故、時之振合ヲ以、割方も仕候得共、其以来ハ右弐歩八歩之割方ニ相決、右六ケ村より出銀致来候、則右割賦帳奉備御上覧ニ候、猶又今般井堰普請殊外成大破ニ而、下地之井手流落、今は無姿も荒、砂川と相成、至而大仰成普請、余程之日数無之候而ハ、中々難出来と奉存候而、早春より日毎ニ催促ニおよひ候処、結句隙取無益之日を費し井堰築立無覚束奉存候、尤私共五ケ村より井堰普請へ取懸り度段百姓一同申立候得共、菟角右躰芦屋村之心底如何敷奉存候ニ付、自然口論ニ相成候而ハ後難之程奉恐入、捨置候而ハ無程御田地植付用水差支、迚も下として可仕様も無御座候間、不得止事、乍恐御訴詔奉申上候、何卒芦屋村庄屋年寄百姓代、急速被為御召成下、前書奉申上候通り、最早追日植付ニ程も無御座時節ニ相成候得は、過急ニ立会井堰普請取懸り候様被為仰付被下度奉願上候、右■願之始末被為仰付被下候ハヽ、広太之御慈悲難有奉存候、以上

文化九年　　木村周蔵御代官所

申三月廿七日　　摂州兎原郡中野村

庄屋　弥三左衛門

頭百姓　条　助

右同断深江村

庄屋　作右衛門

頭百姓　惣次郎

松平遠江守殿領分

同州同郡中野村

庄屋　四郎右衛門

頭百姓　甚右衛門

森村庄屋　源太郎
頭百姓　吉兵衛
三条村庄屋　作兵衛
年寄　六兵衛
津知村年寄　四郎左衛門
頭百姓　弥右衛門

御奉行様

解説

③は、②で取り下げた願書を、再度提出したものである。

訴状では、まず始めに、昨夏以来の破損部分を普請しようとしたが、芦屋村がかれこれ主張して、着手できないと、①の訴状で主張した内容を繰り返した後で、次のように主張している。

(1)小破の時は、本庄五ヵ村が修理をしてきた。

(2)それ以外の時は、入用・人足については、芦屋村が二割、五ヵ村が八割で分担して来た。

(3)享和元年（一八〇一）までは、その取り決めがなく、その時ごとに相談して分担して来た。このように、六ヵ村で普請してきた。

(4)今回はことのほか大破しており、井手は流れ落ち、姿形もなく、砂川となってしまった。

本庄の村々は、このように主張し、早期着工を求めたのである。

【20】④

乍恐口上

一、辻甚太郎様御預り所摂州兎原郡芦屋村庄屋年寄百姓代相手取、井堰普請差障出入、今日御訴詔奉申上候所、如何之訳ニ而芦屋村より普請差延シ候哉、御糺御座候、乍恐左ニ奉申上候

一、字一之井堰と申候は、芦屋川上堰留不申候而ハ、私共五ケ村用水一切引取出来不申、干川と相成申候、相手芦屋村之儀ハ井堰其儘差置候得ハ、大川へ落水仕候故、御田地大半有之候ニ付、勝手ニ相成申候、右等之心底差挟候哉、菟角私共村々ケ様之難義為致候と奉存候間、乍恐此段被為　聞召上、急速芦屋村庄屋年寄百姓代御召之上、一日も過急ニ普請取掛り候様被為　仰付被下候ハヽ、難有仕合奉存候、已上

文化九年　　摂州兎原郡村々
申三月廿七日　　庄屋

年寄
頭百姓

御奉行様

解説

④の史料は、訴状を提出するに際して、本庄の村々が、意見を追加した形で上申したものである。本庄側は、

(1)芦屋川の上流で堰留をしなければ、一の井堰用水には水は流れ込まず、干川となる

(2)一方、芦屋村の方は、その水が行き渡っていると主張して工事の早期着工を求めたのである

さて、本庄五ヵ村では、事態の緊迫化を受け、文化九年四月、申し合わせを行った（『本山村誌』史料編、八〇頁。なお原史料は、芝切義寛氏文書）。

この申し合わせでは、

(1)経費については、昨年の七月の申し合わせによるが、倹約に努めること。禁酒で、やむを得ない場合は人数割当にすること。

(2)関係者が多く、借宅しているので、野菜などありあわせのものでまかない、魚など買わないこと。

(3)参会の時は弁当持参。

(4)病気は特別として、大坂に出かける時には、私用や村用を理由に欠席しないこと。

などが骨子になっている。「昨年（文化八年）七月の申し合わせ」とあるように、文化八年にも紛争があり、その事件の経緯は既に見たように明らかだが、ここにいう「昨年七月の申し合わせ」の資料は未見である。

さて、こうして本庄側は結束を固めたのであるが、この訴訟は意外に早く、五月には決着を見た（『芦資』②四一五）。この「為取替証文之事」によると、

(1)訴訟は、例の如く「地頭下げ」となり、木村周蔵代官所で、「御三分御立会」のうえ、糺明が行われた。本庄五ヵ村が「一の井堰は本庄五ヵ村と芦屋村の計六ヵ村の立会水利施設である」と主張するのに対し、芦屋、打出両村は「本庄五ヵ村と芦屋庄二ヵ村（芦屋・打出村）の計七ヵ村の立会水利施設」と反論した。そこで、山本村（現・宝塚市）、大西村（現・尼崎市）、大石村（現・神戸市）、今津村（現・西宮市）の四人の庄屋の仲裁で和解した。

(2)一の井堰が破損した場合の普請は、今後打出村も含めた七ヵ村立会で相談して行う。我意を主張し

て交渉がまとまらない時は、その村を除外して、早急に着工する。

(3)急な雨で大破の時は早急に堰止め、差し支えないようすること。

(4)一の井堰に関わる普請が生じた時、少破の場合は、取水番の村が急いで繕い、その旨を廻状で村々に知らせ、程度により立会すること。ただし急に破損した場合でも芦屋村には届けること。

(5)一の井堰に関わる普請の入用、人足割は、本庄五ヵ村で八割、芦屋庄二ヵ村で二割を負担する。

(6)今回の合意は、普請に関してであって、水利権にまつわるものではない。

以上の和解の文書から明らかなように、文化九年の紛争は、打出村を水利権のある村として認知することを求め、さもなくば工事に協力しないとする芦屋村と、早期着工を求める本庄五ヵ村との紛争だった。文化八年の紛争は、下流への取水口付け替えを求めた本庄五ヵ村と、それを新規として反対する芦屋村の紛争、一の井堰普請への立会を求める打出村とそれを拒む深江・中野村の紛争。この二つが、深いかかわりをもちながら、別のものとして同時並行しているのである。文化八年と九年の三つの紛争は、争点の異なる紛争であったということができる。もっとも、文化九年の紛争に於いて、本庄側は取水口の下流への付け替えを徹底的に要求していない。一方、芦屋村の方も、本腰を入れて工事の拒否を主張するのではなかった。これが、わずか二ヵ月で紛争が決着した原因であろう。

なお、本庄の村々は、この和解を行うに際して、申し合わせを行った(『芦資』②四一三)。その史料によると、

(1)普請をめぐって、芦屋村を相手に訴訟を起こしたが、「地頭下げ」になり、芦屋村が「打出村も立会村として加えなければ、和解しない」と譲らないので、譲歩する。しかし、普請にとどまらず、用水の取水にも拡大しようとするのは必至のことと思われるので、申し合わせを行う。

(2)打出村は芦屋村の用水の内から取水し、本庄五ヵ村とは井組が違うので、もし寛政年間の六ヵ村の取り決めに準じて権利を主張したり、芦屋村と本庄五ヵ村の証文に背き、用水の日割、刻限に支障を申せば、その日の当番の村から廻状を回して、参会しその場ですぐ打出村を相手に訴訟を起こすこと。

(3)一の井堰が急破の時は五ヵ村から一―二人駆け

つけ、早く繕うこと。但し紛争になれば、費用は取り決め通り負担すること。

(4)打出・芦屋村と争論になった時、この議定に違背する村は、用水の不用な村とみなし、処置について地頭に届けて、その村の分の用水は他の村に預かる。なお、争論中の費用は、その村に分担させること。

ここでの申し合わせの骨子は、①打出村を普請では立会を認めたが、用水の面では権利を認めず、芦屋村と本庄五ヵ村だけで管理する②この定めに反する村が出ないようにする—の二点に絞られよう。

ここでいう寛政年間の取り決めとは、寛政十一年から同十二年にかけて続けられ、十二年四月二十五日和解をみた紛争のことである(『芦資』②三五四)。既に繰り返しふれたように、一の井堰をめぐる水利慣行は、寛政十二年に取水の時間が決まることで最終的に確定した。この水利慣行の秩序は、本庄側が再三訴訟を起こす形で定まってきたと言っても過言ではない。一貫して被告の立場に立たされ続けた芦屋村は、最後になって、打出村を立会村として認めさせることを求めた。しかし本庄の五ヵ村にとってみれば、既に確定したはずの水利慣行の秩序を根底からくつがえすものであった。このため、芦屋村としてもあまり強い主張をすることができず、結局、取水と普請とを分けて普請のみ打出村が立会に加わるという、中途半端な形で決着をみる。しかし、本庄側は、これを打出村水利権拡大の突破口と見た。このため、芦屋・打出村と和解の証文を作る一方で、本庄側内部の結束を固める申し合わせを行ったのである。

なお、最終的な和解文書には「文化九年申五月」とあるだけで、日付けを欠くが、三条・小阪正一氏文書には、前文だけが異なる全く同趣旨の「差上申済口証文之事」があり、五月八日付けになっている。

また、資料中にある「御三分」については、『本庄村史』資料編第二巻で検討を加えたが、大坂代官(鈴木町南、同町北、谷町の三ヵ所に役宅、天保期から鈴木町、谷町の二ヵ所)の管轄単位に置かれた組合村の組織だと考えられる(九二頁)。そのトップは郡中惣代と呼ばれた。

【21　一の井堰普請立会につき口上書】

芝切家文書

乍恐口上

一、辻甚太郎様御預り所摂州兎郡芦屋村領字一ノ井手ト申用水井堰及大破候ニ付、普請之儀井掛り村々談之趣芦屋村より打出村へ及通達候ニ付、打出村之儀も前々立会場所ニ付、一同立会之上可相談旨、同村より深江村・中野村外御私領三ケ村へ及掛合候処、井組五ケ村より相答候は、打出村之儀は右井堰場所へ相携候筋無之旨申之候ニ付、無拠奉行所へ御訴詔可仕処、左候而は右五ケ村之内深江村・中野村は同御支配所之由、殊ニ憐村組合ニ御座候得は、争論ニ不及様仕度、深江村・中野村へ御利解被　仰聞度段、打□□より奉願上候処、両村被召出御調ニ御座候処、寛政十一未七月中、井組五ケ村并地元芦屋村・打出村立会、井堰入用致割賦帳面所持罷在候ハヽ、打出村不立会場所共難申上候得共、寛政十一未年右井堰用水引取方ニ付及出入、御奉所へ御訴詔申上候処、取曖ヲ以刻割等相定、以来無申分対談下済仕候、其節打出村何故一同不仕哉、其後立会儀決而無御座候、全芦屋村之内引取候儀同村ト相対ニ御座候、井組五ケ村へ対シ候而は、立会と申儀無之旨申上候得共、前書割合帳面ニ而打出村所持仕罷在候上は、対談下済可仕様厚御利解被為　仰聞難有承知仕候、尤御私領三ケ村之儀はいケ何相心得候哉難斗候得共、私共両村は立会之儀は承知仕候

跡より書入

難斗候得共、段々御利解之趣難黙止奉存候間、先私共両村は同御支配組合村之意味ヲ以承り置候様可仕候

書入　水上芦屋村并本庄五ケ村

一、右用水引取之儀は、寛政十二申年双方相対を以相定メ置候故、其後差支之儀無御座候ニ付、以来共右定之通り、於打出村も少も申分無御座候、向後無異失和融相調候儀、全御憐愍之厚御利解故之御儀ト難有奉存候

本庄書入

猶又用水本庄五ケ村へ引取刻限中急雨等有之井堰、并掛戸井等破損有之節、本庄五ケ村より堰留遅刻ニ不相成様仕、芦屋村へ用水刻限続引渡し可申候、然上は

本庄書入

向後此一件之儀、用水井組違ニ候得共、同御支配村之意味有之ニ付、無異変相調候儀、全御憐愍之厚御利解故之儀難有奉存候

解説

史料に年号を欠いているが、東川用水一の井堰の大破をめぐって、打出村の立会を認めるか否かが争点になっており、前号の**【19　一の井堰普請につき訴状等控帳】**の解説でふれた通り、文化九年三月に始まり、五月に決着した紛争の史料と考えられる。文中に

御私領三ケ村之儀はいケ何相心得候哉難斗候得共、私共両村は立会之儀は承知仕候

とあることから、幕府領の中野村、深江村から出された口上書と推定できる。

この口上書によれば、深江村などの主張は、

(1)打出村が水利権を持つ村として立会を行ったことはなく、総て芦屋村への取り分をさらに分けてもらうという二次的な権利しかなかった。

(2)しかし打出村が、割合銀の帳面を所持し、分担した事実が明らかな以上、和解するようにという奉行所の意向に従う。

(3)用水の取水については、芦屋村と本庄五ヵ村が合意して定めており、その内容には差し支えもなくまた、打出村にも異存がない。

(4)本庄五ヵ村が取水中、井堰などが破損した時には、本庄五ヵ村で堰留めを行い、時間に狂いが出ないようにする。

(5)打出村は、用水組合の構成員とは異なるが、同じ代官所の支配村なので、今後紛争が起きないようにする。

以上から明らかな様に、文言は穏やかであるが、打出村の取水権については一切認める言質を与えていない。その主張に打出村なども納得、前号史料のごとく、取水には立会わないが、普請には立会うという変則的な形で決着するのである。

【22　東川用水の石掘出し一件につき一札】

小阪家文書

一札

一、東川用水井堰近辺之儀は、往古より石等堀出し候儀ハ相成不申候、然ル処此度心得違ニ而、右用水井手下近辺ニ而、石壱ツ堀出し候処、当時之姿ニ而は差障ニハ相成間敷哉ニ候得共、川表満水之

節川床流水難斗候ニ付、此節之石堀出し候義御差留御尤ニ存候、依之右石堀出し候跡、以前之通取繕可申候、猶又以来石等堀出し候儀、決而致間敷候、為後日差入申一札、仍而如件

文化十三年　　芦屋村石稼人
子二月　　理　平　次㊞
同村親類　理左衛門㊞
右同断　　理　兵　衛㊞

五ケ村御役人中

解　説

東川用水堰近辺で、石を掘り出した芦屋村理平次が、本庄五ヵ村（深江・中野・三条・津知・森）の抗議で、元に戻したうえ、以後掘り出さないことを誓約した文書である。この文書にある通り、東川用水井堰近辺は、往古から石を掘り出すことが禁じられていた。満水の時などに川の水がスムーズに流れず、井堰を破損させるというのが理由である。しかし、本庄側では、寛政十一年八月に、芦屋村を提訴した時も、「川中之石等を我儘切取」と主張（**【5　東川用水出入諸願控帳】**①）、これに対し、芦屋村は「右躰之儀は一切無之、大偽り」と真っ向から反論している（**【6　本庄六ヵ村用水引方出入一件】**②）。その真偽は定かでないが、もし発覚した場合には、原状に復帰させたうえ、このように一札を提出させるなど、かなり厳しく追及したことが知られる。

なお、石稼人については、「明和六年芦屋村差出明細帳」（『芦資』②六一）に、

一、稼小百姓、農業手透之節は、油屋稼・酒造持、或は石掘持、野山ニ而柴苅是ヲ売代、日雇持仕渡世仕候、女は着用木綿等仕持ニ候

とあり、明和六年（一七六九）段階では、専業ではなく、農間余業として携わっていた、としている。

【23　森村百姓用水妨につき詫証文】　芝切家文書

差入申一札之事

一、芦屋谷より引取来り候字東川と唱候用水は、五ケ村組合ニ有之、日割を以引取来り候所、其御村ニは旱損場所ニ有之候儀は兼而相心得罷在候、折

柄当年は別而旱魃ニ而一統難渋致居候所、其御村方用水引取之節、当村百性四郎左衛門・太右衛門両人之もの共、其御村方之用水川端ニ新規ニ隠樋ヲ拵、用水妨仕候処、中野村水番之人ニ見附られ、直様私村方へ引合被下、当村役人・深江村役人三ケ村立会之上見改候所、用水妨ニは相違無之候、其段早々谷町御役所様へ御願被上、則御聞済ニ相成候所、此段重々驚入、早速右両人之者共より村役人江罷出、用水妨候段ハ重々不調法仕、何卒両村江御詫呉候様相頼候故、其段申立相縋り、両村より下済被成下度御願申上候所、御相談之上下済ニ可相成様、谷町御役所様江御願下ケ被　成下候段ハ忝奉存候、尤已後は急度心得違致間敷候、為後証誤一札依而如件

元治元年

子八月

森村百姓
四郎左衛門㊞
太右衛門㊞

右前書之通相違無御座候ニ付、已後は其御村方ニ用水之儀ニ付、当村百性一同ニ至迄用水之妨ハ一切為致間敷候、為後念(カ)奥印如件

年寄　喜平治㊞
同断　嘉平治㊞
庄屋　金兵衛㊞

中野村庄屋
嘉兵衛殿
深江村庄屋
茂左衛門殿

解説

森村百姓四郎左衛門と太右衛門が、中野村・深江村の用水川端に隠樋を作り、用水の妨をしているところを中野村の水番人に見つけられた。中野・深江・森村の三ヵ村の役人が、改めたところ、用水妨げは明白だった。谷町代官所に届けたところ両人が「中野・深江両村に詫びて欲しい」と森村役人に頼んで来た。中野村・深江村は相談のうえ、内済することにしたので、森村から詫状を出す―という内容である。

文書形式は、不調法な用水妨げを行った四郎左衛門と太右衛門が作成し、森村役人が奥印の上、中野・

深江村に提出した形になっているが「当村百性四郎左衛門・太右衛門両人之もの共」「私村方へ引合」「此段重々驚入、早速右両人之者共より村役人江罷出」「御詫呉候様相頼」などの記述から明白なように、文書の主語は、森村役人である。村役人が文書を作成し、四郎左衛門らに署名をさせたうえ、奥印をして提出した内容になっている。このころは、水利慣行が完全に固定し、事実関係が明らかであれば、争う余地はほとんどなかったとみられる。四郎左衛門らから見れば、同村の村役人にわび状を書かされたという形になっており、わびごとの作法、不法行為をめぐる庄屋と農民の関係、水利秩序と村役人、村民の関係などの諸点からも興味深い。

二　畦垣内をめぐる紛争——三条村を中心に

【24　畦垣内・観音田用水由緒書】　小阪家文書

一、東川番水之時、宮の垣内田地へ用水取ル子細ハ其昔御八幡之社内ニ観音堂有、其観音堂之宮持之坊主之田地也、然ルニ此坊主本庄之年寄衆へ御断申候は、八幡様之御供田并ニ観音之御ふち田、此あれ地迄ひらき申度候間、番水之時分水被下候ハ、、忝奉存候と申候由、然れハ年寄中御同心之上、番水之時何方之番ニ而も水もらい取来候事、左候へハ其坊主、右もらい水之礼法として年寄中東川之普請之節年寄中迄申入、御茶酒迄もり候由、其引例、今、佐兵衛迄相勤来者也

一、天和二年戌五月、番水中野村取候一番水之時、水落ル迄給り不被申候ニ付、田主佐次兵衛罷出、中野村伊藤善(後)左衛門庄屋弥三左衛門、青山大膳様庄屋作左衛門方へ、右之断段々申候へ共、両人之衆中年若年ニ而、御存(知脱カ)なく承引無之ニ付、其儘御年寄頭深江村甚右衛門参、段々申所ニ甚右衛門殿合点ニ而早速中野村江被仰付、無相違水取来候

一、其日之番水刻限相違之儀ニ付、芦屋村と申分有之、森村久左衛門へ惣中寄合候ニ付、其座敷ニ而中野村弥三左衛門御申候ハ、何んと甚左(ママ)衛門殿今日佐次兵衛田地へ水取被申候は、佐次兵衛御申之通哉と御尋被成候時ニ、甚左(ママ)衛門殿返答ニハいかニも佐次兵衛殿御申之通候間、何れも左様ニ御心得可有候、何時ニ而も水可被遣候と申渡給り候、其時之寄合之衆中ハ

深江村　甚右衛門　　田辺村　市左衛門
中野村　弥三左衛門　　同　村　忠兵衛
森　村　久左衛門　　津知村　治左衛門
三条村　佐次兵衛
右之通ニ而相極可申事

解説

三条村の宮の垣内という田地に東川用水から水を取ることのできる権利の由来を記したものである。これによると、かつて八幡宮境内に観音堂があり、その僧の持っていた田地が宮の垣内であった。この僧がある時、本庄の年寄衆に、荒地を切り開いて八幡宮の御供田や観音堂の御扶持田としたいので、本庄の村々が番水で取水する時には水を分けて欲しい

と頼むと、年寄衆も同意してどの村の順番であっても水を分ける約束をした。僧はその礼として東川の普請の際には酒食のもてなしを行うことになり、現在に至っている。

天和二年五月、中野村の番水の時に宮の垣内への取水を申し入れたが認められず、田主佐次兵衛が中野村の庄屋に頼み込んだがこれまでの仕来りを知らず取水を認めなかったが、年寄頭の深江村甚右衛門の指示で無事取水できた。その際に番水の時間を変更したことを芦屋村が問題にし、森村の久左衛門方に集まった。中野村弥三左衛門の問いに対し深江村甚右衛門が改めて三条村の主張を認める発言をし、権利が追認されたという。

細川道草氏の『芦屋郷土誌』には、畦垣内について「八幡社ありて宮垣内なり」とある。また、観音田とは、畦垣内の北東の一角で、芦屋村との境界にある。

貞享四年（一六八七）の番割によると、畦垣内と観音田七畝歩には毎日取水の特権が認められており、この特権の成立状況を物語る資料と考えられる。ただ、この文書がどのような経緯から作成されたのかが不明のため、どの程度信頼を置いてよいものか判断がつきにくい。おそらく、貞享四年の番割を決める時から、三条村の特権については再三、論議を呼んだと思われる。畦垣内では、早くも享保十一年（一七二六）には紛争が持ち上がったことが知られる（『芦資』②三四三）。その後も、畦垣内をめぐる紛争はたびたび起きており、寛政十二年（一八〇〇）の紛争では、仲裁人が「観音田の用水権は隔日とする」などの調停案を示すあり様だった（【30】、【31】解説参照）。おそらく、本号資料は、こうした畦垣内・観音田への用水特権を奪おうとする動きに抗して作成されたと考えられ、文面通り全部信じるわけにはいかない。

また、史料中現れる人名についても若干の疑問がある。つまり、田地主佐兵衛と佐次兵衛の混用、年寄頭深江村甚右衛門と甚左衛門の混用、中野村伊藤善左衛門である。甚右衛門・甚左衛門については、偶然、天和二年三月の田畑名寄帳新田名寄帳が現存している（永井正治氏文書、神戸深江生活文化史料館架蔵）。この名寄帳には甚右衛門、甚左衛門ともに登場するが、石高からみて甚右衛門が正しいと思われる。

一方、中野村伊藤氏については、当時、中野村を

知行していた大和小泉藩片桐氏の三与力の一人である。中野村は元和元年（一六一五）、一部が片桐氏領となり、同三年、残部が尼崎藩領となった。このうち片桐氏領は、実際には伊藤氏が支配し、貞享元年（一六八四）、幕府によって伊藤氏が追放され、同四年、片桐氏領は収公された。元和三年ごろの状況を記した「摂津一国高御改帳并領主村名附」や正保年間の「正保郷帳」には伊藤氏領（知行）とみえる。ただ、伊藤氏は代々猪左衛門と名乗っており、片桐家の諸記録では、追放時も猪左衛門となっていて、善左衛門は誤りである。

とはいうものの、ここに登場する人物はいずれも当時の実在の村役人と考えられるなど、何らかの由緒書などがその根拠とされているとみてよいだろう。特に、観音田への毎日取水の権利は、近世初期の新田開発に深く関わっていたこと、その特権は慣習的なもので、本庄の村々も古老を除けばあまり知られていなかったこと、遅くとも天和二年（一六八二）には、東川用水の番割制度が存在していたこと、天和二年が畦垣内と観音田への用水特権の確立の一つの節目の年に当たること―などの諸点については、この資料が語る通りと考えてよいのではないだろうか。こうして見ると、貞享四年（一六八七）に確立した東川用水の番割制度は、近世初期を通じて徐々に定められた慣習を明文化したに過ぎないということが明らかになってくる。明文化することによって用水権が確立したということ自体は意義深いが、全く新しい用水ルールが生まれたというわけではない。

なお、畦垣内・観音田に、なぜ本庄の村々がこれほどの理解と協力を示したのかは明らかではないが、参考のために記すれば、三条村には、普門山宗円寺という禅寺があり、元禄五年（一六九二）の「寺社御改扣」によると、本庄九ヵ村の氏寺とある。さらに、本尊の観音菩薩は、万治三年（一六六〇）当時の住持好純が本庄中に奉加させて作ったものであったが、延宝二年（一六七四）大雨風で寺はつぶれて廃絶したという。あるいは、観音田―本庄中奉加の観音菩薩―本庄九ヵ村氏寺の宗円寺―が何らかの関わりを持っているのかも知れない。

【25　畦垣内分水につき中野村願書】　芝切家文書

乍恐御願奉申上候

小堀数馬殿御代官所

摂州莵原郡中野村
御領分　相手　三条村

一、東川用水之儀は、本庄之内中野村・森村・深江村・津知村・三条村、右五ケ村御田地凡七拾町程之用水ニ而、水掛り之内日割を以番水ニ仕候、然所三条村あセかいち御田地八反歩御座候を、右五ケ村より七拾拾(ママ)町程之分水ニ而、毎日水掛りよりわけ遣シ申候所、享保年中ニ我儘ニ大水をしかけ申ニ付、大庄屋深江村吉兵衛殿より急度被申渡、合石御座候所、近年又々我儘ニ右合石を引おこし、剰川筋江是迄年々井手〳〵を上ケ、番水之節は三条村より大勢罷出、相手ニ致我儘斗仕候、中野村之義ハ水末之村方ニ而、番水毎ニ人足三拾人程宛差出シ、壱弐ヶ所も井手上ケ取申候用水ニ而御座候ニ付、水掛り之御田地近年日損致迷惑仕候、掛りより人足毎日差出し川筋等も右例之通ニ急度致申儀も仕兼申候得共、三条村ハ其所故、自引請我儘致候儀御座候得共、及口論事やかましく可相成と奉存候故、年々水掛りより人足差出シ、用水川さらへ仕候ニ付、其節三条村庄屋年寄中へ取払之義申候得共、何分取払不申候、依之当年も外村々ニは早ク根付仕廻、中野村斗根付水無之候故、無是悲(ママ)芦屋村ニ而水もらい候而根付仕候、三条村は根付仕廻候後、右あセかいち用水川へ横セき仕、此川筋水通り候へハ取可申、と申様成我儘斗仕候ニ付、番初ニ三条村へも右井手〳〵不残取払、あセかいち用水之義は先例之通、水わけ遣シ候間、人足等差出シ候義無用ニ可致と申遣シ候へ共、新規我儘被致候儀難差置奉存候候(ママ)ニ付、水掛り深江村・森村・津知村へ相談仕候処、内々ニ而対談可申遣、先十九日迄差延ニくれ候様ニ被申候而、取曖不申候儀は、右三ケ村共外之用水も多ク御座候村方故、立会ニも庄屋分立会不申候、何分中野村用水と申は、東川一筋ニ而、外ニ無之候故、得待不申候ニ付、乍恐奉御願申上候、急々御見分之上、相手御領分庄屋年寄惣百性中被為　召出、御吟味之上右七拾町之割合ヲ以、分石ニ被為　仰付被下候ハヽ、難有可奉存候、以上

明和元年申七月

小堀数馬殿御代官所
摂州兎原郡中野村
庄屋
弥三左衛門
年寄

藤　助
百性代
勘　兵　衛

松平遠江守様
御役人中様

解　説

東川用水をめぐる番水制度は、既に詳しくふれたように、貞享四年（一六八七）に取り決められ、近世を通じて守られて行くが、この番割帳（『芦資』②三四〇）に

一、三条村あゼがいち毎日分水

という取り決めがあった。この特権が、どのような背景から生まれたものか、当時の資料は欠いている。ただ、番割が確定してから四十年ばかり経た享保十一年（一七二六）、三条村と残る本庄五ヵ村（中野・津知・森・深江・小路）が水論を起こした。この時、本庄五ヵ村から三条村を相手取って大坂町奉行所に宛てた願書（同、三四三頁）によると、

此川筋（東川用水）長川ニ而、殊ニ三条村より上一之井手迄ハ別而川筋悪敷、穴もり等多御座候ニ付、番村より井手〳〵へ番人付ケ申儀人足多ついゑ申ニ付、三条村より穴もり等留させ、其かわりニ三条村田地之内あせかいち八反へ毎日三反水宛遣シ申（以下略、カッコ編者註）

つまり、東川用水は一の井手から三条村までの川筋が悪くて「穴もり」などが多く、番水の村々で人足を出せば経費高になるため、最寄の三条村に補修を任せる代わりに、三条村畦垣内八反に対し、毎日三反分ずつ分水するという取り決めになっていたという。

この享保期の願書によると、本庄五ヵ村は①三条村が近年「穴もり」の補修をしない②畦垣内周辺で耕地を開き、川筋を付け替えて我儘に大水を引いている③三反分だけになるよう本庄五ヵ村から番人が出て畦垣内への分水をせき止めても、三条村から大勢の村人が来て我儘にふるまっている④去年も今年も、庄屋年寄らが集まって三条村に改善を申し入れたが、一向に改まらない―などと批難し、①水の流

れを合理的に分ける方法として「分石」を据えて欲しい②古来通り「穴もり」をふせぐよう申し渡して欲しいと要求した。

この訴えが、どの程度正確だったのか、三条村がどう反論し、どんな結果になったのかは明らかでない。ただこの「分石」の設置は認められなかったとみえ、さらに約四十年後の明和元年（一七六四）七月十一日、尼崎藩領中野村が、まず、「水分ケ所」を仰せ付けられるよう、尼崎藩に願い出た（同、三四四頁）。時を相前後して、幕府領中野村も、「分石」を願い出た。これがこの史料である。この幕領中野村の願書の方が尼崎藩領中野村の願書よりも中味が豊富であり、異なる分を中心に紹介すると、

まず、前述の享保期の紛争については「大庄屋吉兵衛殿より急度被申渡、合石御座候」とある。詳細は不明だが、奉行所が判断を示すのを避け、大庄屋が取りなすという形で、あいまいなまま決着したと考えられる。

しかし近年、三条村の我儘が一層つのり中野村からは番水のたびに人足を三十人も出し取水するような事態なので、手が回らず干害となり迷惑している。毎年、川浚えに人足を出しており、三条村に勝手に作った井手の取り払いを要求したが聞き入れない。水が不足し、芦屋村からもらい水をして根付けをするありさまだとして、「分石」を願い出ている。

三条村は、尼崎藩領であり、支配違いの幕府領中野村が願書を出す場合、原則的には大坂町奉行所に出すのが本来の形であろう。しかし、実際には尼崎藩に願い出ている。

【26　畦垣内分水吟味につき中野村願書】

芝切家文書

乍恐口上書を以奉申上候

小堀数馬殿御代官所

摂州兎原郡中野村

庄屋年寄百性代

一、東川用水川筋三条村あセかいち用水入口、并川筋井手〳〵之儀ニ付、書付を以御願奉申上候所、十八日ニ水掛り五ケ村共御召出シ被遊、御吟味被被下（ママ）候趣承申候、此上御吟味等も御座候ハヽ、私共村方も一同ニ御召出被被下（ママ）候ハヽ、難有可奉存候、以上

明和元年申七月

中野村庄屋

弥三左衛門
同村年寄　藤　助
同村百性代　勘兵衛

松平遠江守様
御役人中様

解説

前号史料の解説で述べたように、幕領中野村も尼崎藩に三条村を相手取って願書を提出したが、その狙いは成功し、七月十八日、尼崎藩は本庄五ヵ村（三条・尼崎藩領中野・深江・津知・森）を呼んで吟味を行うことになった。しかし支配違いという理由で、幕府領中野村には呼び出し状が来なかった。これを不服とした幕府領中野村が、参画を願い出たものである。

【27　畦垣内分水一件につき中野村口上書】

芝切家文書

乍恐口上書を以奉申上候

辻六郎左衛門殿御代官所
摂州菟原郡中野村
御領分　相手　三条村

一、去ル申七月ニ書付を以奉願上候三条村あセかいち合石之儀、横屋村大庄屋三右衛門殿御取噯ニ而借合人申ニ付、私共立会見申候所、切口九寸五分ニ御切被成候上、又々壱寸相増申様ニとの御取噯ニ而御座候得共、中野村之儀は水末難儀之村方ニ而御座候得は、只今之水程は分水遣シ申儀は無御座候、外三村之儀ハ外ニ用水も御座候村方ニ御座候故、いか程ニ而も差遣候得共、中野村之義ハ是迄仕来り之通分水遣申ニ付、其段申入候、私共より申候義ハ然（カ）は中野村へハ番水不請候日ハ壱寸御取被成候上ハ、下ニ清水中野村之番水へ取申様ニ成り共、又は中野村番水ニハ壱寸セわめと成り共、御取噯可被下候様ニ申候共、此義相済不申上ハ、壱歩ニ而も切ひろけ申義ハハ（ママ）成り不申段申候、三条村ニも此度あセかいち日損之様ニ申立候儀ハ、以外成ル義ニ御座候、外々ニもあれより少分水ニ而も、あセかいち反歩より多ク候而も、水入立申義ニ出入罷成候義故、水之セわも不仕候義ニ御座候、何分切口ひろけ申義成り不申候、御取噯ニも

成り申義ニ御座候得は(カ)、右之切口ニ而相済申事ニ御座候得は、奉請候、同断壱寸取ひろけ申義ニ御座候ハヽ、右之清水か、壱寸せわめ候様成り共、両様共御見分之上、いケ様共仕候付、其上合石おち合罷成候様ニ奉願上候、何分三条村へ日損いたし候故と申候義ハ、大キ成ル大度ニ而御座候、急々御見分之上急度被為　仰付被下候ハヽ、難有可奉存候

解説

年号の記載はないが、明和二年の史料であることは明らかである。まず、辻六郎左衛門が中野村の代官だったのは、明和元年十一月―同五年十一月と、文政十年十一月―天保三年三月の二回であるが（『本山村誌』一四八頁）、横屋村が尼崎藩の大庄屋を務めたのは、享保十五年―寛保二年、寛延二年―明和六年の二回であり（『尼崎市史』二巻、三〇六頁）両者から明和元年から同五年までのものと分かる。冒頭「去ル申七月」とあるが、明和元年が申年に当たり、七月、中野村などが三条村を相手に訴訟を起こしており、東川用水の分石と合石が紛争の種になった。この紛争は明和二年八月に決着しており、「去ル申七月」という書き出しの表現からして、明和二年の交渉過程における幕府領中野村の口上書と断定してよい。

さてこの口上書によると、東川用水から三条村の畦垣内への取水口の規模が紛争の争点になっており、仲介に入った横屋村大庄屋三右衛門が、切口九寸五分をさらに一寸増やす仲裁案を提示して来た。しかし中野村は流末の村で水不足になりがちである。他三ヵ村（深江・森・津知の三ヵ村）は他にも用水があるが、中野村としては、これまで分けて来た以上の分の水は分水しがたい。もしどうしても三条村畦垣内への取水口を一寸広げるのであれば、①三条村の清水を中野村の番水とするか②中野村が取水する時には三条村への取水口を一寸狭める―ことを要求する。三条村は今回畦垣内が日損だと申し出てはいるが、全くでたらめである。

以下は繰り返しになるので省略するが、畦垣内への取水口の大きさを九寸五分とするか、一尺五分とするかについて、中野村と三条村及び仲裁人とが対立しているのである。

宛先も欠けているが、三条村を「御領分」と表記

していることが手がかりになる。即ち、三条村は近世を通じて尼崎藩領であり、ここでいう「御領分」とは、幕府領の意味ではない。つまり尼崎藩主のことを「御」と表記しているわけで、当然宛先も、尼崎藩と考えてよい。

前号資料もそうだが、明和元―二年にまたがる三条村と中野村の紛争は、一貫して交渉対象としての領主は尼崎藩主であり、仲裁の労を取ったのも尼崎藩の大庄屋であることが注目される。即ち、畿内周辺八ヵ国の支配違いの村々の紛争を本来裁くのは、享保期以前は京都町奉行、以後は二分されて、京都町奉行・大坂町奉行であるはずであった。今回は、尼崎藩領の三条村村域内の用水施設が紛争の種であるという問題の性格上の特殊性もあるが、本来幕府領である中野村の農業生産の安定に、尼崎藩が「公儀」としての役割を期待されている、というのは、やはり重要な問題を含んでいる。それは、入組領の多いいわゆる畿内の「非領国」地域における「公儀」の存在のあり方、尼崎藩の独自性をめぐる問題ともかかわるからである。

さて、この紛争は、前述したように、明和二年八月、決着することになる。「為取替一札之事」(『芦資』②三四五)によると、

一、あぜ垣内江わかれ候本川幅四尺六寸
　但底石幅九寸、川底より高壱尺ニ伏置
一、あせ垣内江分水溝口壱尺五分
　但溝口底石本川伏石水流一面之切抜

となっている。即ち、東川用水の本流は幅四尺六寸で、川底から高さ一尺の所に幅九寸の底石を据える。一方、本流から分かれ畦垣内へ注ぐ溝は幅一尺五分とするというのが骨子で、畦垣内への取水口の幅という点では、中野村の主張は退けられ、幅九寸五分からさらに一寸増えた形となっている。ただ、中野村は別の条件を引き出しており、同月付けのもう一つの「為取替一札之事」(同、三四七頁)が残っている。この文書によると、

然ル処中野村之義は水末ニ而も有之、外ニ用水も無之村方ニ候故、三条村と内々相対を以、中野村番水三度取候内、三条村清水掛り之水頭番ニ壱度指添遣候様内々相対仕候、尤刻限之儀は、芦屋谷東川井手落候節を限双方立会、三条村江取可申候

とある。つまり、三条村と「内々」の交渉の結果、中野村は東川用水からの番割が一巡（十二日間で一巡、「貞享四年東川用水番割帳」同、三四〇頁参照）する間に三日間取水する権利があるが、その初日に「三条村清水掛之水」を時間を限って取水できることになった。貞享四年（一六八七）に決められた番割制度の初の一部修正であり、今後、三条村の畦垣内の特権に対する切り崩しは、ジワジワと進められていく。

なお、『新修芦屋市史』資料篇二、三四五頁の「為取替一札之事」は、御料中野村、尼崎領中野村・深江村・津知村・森村の村役人から三条村役人へ宛てた史料であるが、芝切義寛氏文書の中に、三条村から宛てられた同文の証文がある。この証文はさらに写され、同月幕府領中野村庄屋、年寄から代官辻六郎左衛門に届けられた。合意内容をより強く確認するため、同じ文面でそれぞれが署名し相手に差し出したのである。

【28　畦垣内出入につき三条村申合証文】

小阪家文書

村中一統申合証文之事

一、此度東川筋用水出入出来ニ付、役人衆中并百姓惣代として両人相頼申候処、相違無御座候、右出入成行悪敷、猶又年数相掛り諸入用銀相嵩、銘々及難渋候共、我儘申致破談間敷、諸入用銀別紙帳面割方之通急度出銀可致候、依之村中一統致参会、末々迄承知之上為後日依而連判如件

寛政十二庚申年
閏四月七日

宇　兵　衛㊞　　久　兵　衛㊞
八郎兵衛㊞　　徳　兵　衛㊞
弥惣兵衛㊞　　三郎兵衛㊞
四郎兵衛㊞　　市　兵　衛㊞
弥惣右衛門㊞　　市左藍門㊞
伊右衛門㊞　　太　兵　衛㊞
喜　平　治㊞　　善右衛門㊞
甚左衛門㊞　　嘉右衛門㊞
忠右衛門㊞　　利　兵　衛㊞
源　兵　衛㊞　　長　兵　衛㊞
五　兵　衛㊞　　伊左衛門㊞
吉右衛門㊞　　長右衛門㊞
嘉　兵　衛㊞　　茂　兵　衛㊞

甚　兵　衛㊞　　市右衛門㊞
兵右衛門㊞　　七郎兵衛㊞
吉　兵　衛㊞　　伊　助㊞
又　兵　衛㊞　　長　五　郎㊞
利右衛門㊞　　弥　兵　衛㊞
作右衛門㊞　（原文横一段書）

同村庄屋　伊　作殿
同断年寄　六兵衛殿
惣代人　八郎兵衛
　　伊右衛門
　　三郎兵衛

解説

芦屋川の一の井堰から取水する時間をめぐって、本庄五ヵ村（深江・中野・森・津知・三条）と芦屋村の紛争が寛政十一年四月に起き（本書【5】①、【6】①、『芦資』②三四八）一年がかりでようやく決着をみた（本書【6】④、『芦資』②三五四）。ところがその直後、一緒に訴訟を戦った三条村を相手に、深江・中野・津知村が訴訟を起こす。閏四月十八日のことである（『芦資』②三五七）。その前段階のいきさつを記した「畦垣内分水出入日記」（『芦資』②三七五）によると、

深江村の善右衛門・善左衛門・仁左衛門・惣左衛門が三条村に来て、「深江の西の方の二本の川は、東川用水の流末で中野村と同様、用水の届きにくい所である。深江村の取水時間は、五時で合意に達したが、村方の百姓たちは歎かわしく思っている」とこの二つの川へ用水を回してくれるよう求めた。

とある。既に記したように（本書【6】④）、寛政十二年四月に合意した史料によると、本庄五ヵ村の取水時間は、深江村などが全部一日当たり五時だったのに対し、中野村だけは「流末」という主張が認められ、三日間の取水日のうち、一日は五時、残る二日は六時と〃増刻〃したのである。深江村は前年の十一月、五時でよしとする条件をのみ（『芦資』②三五二）、最終的に寛政十二年四月、証文にも調印したが、中野村だけが特別扱いされたことから、深江村の小前百姓たちが、村役人たちの結んだ合意内容に不満を募らせたのである。しかし三条村にしてみれば応じる筋合いはなかった。そこで断ると、今度は深江村の年寄利右衛門が重ねて頼みに来た。

それも断ると、閏四月七日、中野・深江・森・津知の四ヵ村が深江で会合を開き、四ヵ村の村役人の代理という百姓四人が来て、「紛争になったので、畦垣内が特別に取水時間を増やされている分については、取水口を閉じるように」と要求したが重ねて断った、という。

この史料は、こうした本庄四ヵ村からの要求に対し、三条村の村中一統が、結束していくことを申し合わせた証文である。それによると、

今回の紛争では、村役人と、八郎兵衛らを惣代として頼む。旗色が悪くなったり、年数がかかって費用がかさんでも、入用銀は別紙帳面の分割通りに納入すること—と申し合わせている。

このようにわざわざ申し合わせを行ったのは、紛争継続が、経済的にも困難だったからなのは言うまでもない。しかし畦垣内の地主が八人だけというのも関係していよう。畦垣内の地主だけの問題でなく、三条村全体の問題として対応しようとしたのである。

【29　畦垣内分水一件につき四ヵ村申合】

芝切家文書

四ケ村申合一札之事

一、字東川一ノ井手堰普請是迄諸入用、并此後猶又養水出入諸入用、三条村畔垣内合石分水ニ応シ三条村より出銀致候ハヽ、森村・津知村之儀ハ、分水ニ差構無之、尤中野村・深江村之儀ハ流末之村方故、諸入用銀割方ハ勿論、是迄井堰入用割を以分水致度由、右両様之趣を以、三条村へ及対談、万一彼是争論ニ相成、及御公訴候ハヽ、右二ケ条之趣返答書戴、四ケ村一統ニ可致候、然上ハ熟談ニ相成候節、森村・津知村之儀は、分水ニ申分無之候、然共前書井堰入用、并此節之出入諸入用銀之儀ハ、用水引方ニ応シ、引方致置可申候、為後日仍而如件

寛政十二年
申閏四月八日

深江村
庄屋　作右衛門㊞
年寄　利右衛門㊞
百性代　仁左衛門㊞

中野村
庄屋　弥三左衛門㊞
年寄　又兵衛㊞

百性代　丈　助　㊞
森　村
庄屋　利　兵　衛
（貼紙）「尼崎表御用ニ付他行
代判百性吉兵衛㊞」
年寄　久左衛門㊞
百性代　吉　兵　衛㊞
津知村
庄屋　五郎兵衛㊞
年寄　市右衛門㊞
百性代　佐二兵衛㊞
中野村
庄屋　紋　治　㊞

解説

前号資料のように、三条村の「村中一統」が申し合わせを行ったのに対し、紛争を仕掛けた深江・中野・森・津知の四ヵ村が、一致団結をするために行った申し合わせである。

史料によれば、

(1)森・津知村は、これまでの普請と今後の紛争の経費について、三条村が畦垣内への分水に応じて負担するのなら畦垣内への分水には同意する。

(2)深江・中野村は、流末で水が不足がちなので、出入諸入用・井堰普請入用を負担してきた分だけ分水することにしたい。

(3)訴訟になった場合は、四ヵ村一緒に事に当たる。

上流の森・津知村と下流の深江・中野村は、用水に対する必要度が異なっていた。深江村などは、三条村が負担なしで畦垣内に取水しているとして、この特権を制限することを狙って負担に応じた分水を主張したのであろう。この申し合わせは、こうした微妙な四ヵ村の間の食い違いを糊塗し、共同して三条村を相手取ることに目的があった。

それから後の経緯について、主な動きを日付け順に追いかけてみよう。カッコ内は、いずれも『新修芦屋市史』資料篇二の頁数である。

閏4・10　東川水論諸入用割方に付いて、深江村より廻状が来たので、三条村より出向いたところ、深江・中野が用水を要求し、三条村は拒否（三七五）。

閏4・11　中野・深江・津知村出坂。江戸表五百姫

若様御逝去のためいったん帰村（三七六）。

閏4・18　深江・中野・津知村が三条村を大坂町奉行所に提訴。三ヵ村は「これまでは用水がかなりある時は分水して来たが、三条村は毎日用水を要求するので困る」と主張（三五七、三七六）。しかし畦垣内へは毎日取水する権利があったのは、既に見た通りである（本書【25】解説）。

閏4・25　三条村が返答書を大坂町奉行書に提出。三条村は、①古来から五月夏至の日から毎日、自由に取水してきた②貞享年中の取り決め証文（三四〇）は中野村が所有している③明和年間にも三条村が訴えられ（三四四）、分水石を置くことで決着したが、以来用水が減った（三六〇）④前年の芦屋村と本庄五ヵ村との紛争でも中野村は畦垣内分の用水融通を要求（三六〇）。

閏4・28　地方御役所にて双方対決。中野・深江・津知村が明和二年八月の「為取替一礼之事」（【27】解説、『芦資』②三四五）を筆写して奉行所に証拠書類として提出（芝切義寛氏文書）。役人荻野勘左衛門は「三条村に証拠あり」と認定（三七六）。

閏4・29　深江村など願方村々、5月15日まで日延べ願い。荻野「宜しき思案。三条村もなるべくなら少々用水を融通するよう」（三七六―七）。

5・4　深江村など四ヵ村の使者が三条村に来て内済を要望。しかし交渉まとまらず（三七七）。

5・13　深江・中野村役人の使者、三条村に来て「少々用水融通してくれるなら内済」と要望するが、やはり交渉まとまらず（三七七）。

5・16　御役所にて双方対決（三七七）。

5・18　深江・中野・津知村「畦垣内への取水は隔日がしきたり。しかも畦垣内は1町歩ほどしかない」という主張を行い、一の井堰普請帳を証拠として提出するが、奉行所は認めず、森村が願い方に加わらなかった理由、畦垣内が毎日分水を受ける根拠の提出を命令。21日までに求められた書類を提出すると、双方に帰村の指示（三六一―二、三七〇―一、三七七―八）。

6・4　奉行所「地頭下げ」とし和解を命ず（三七八）。

6・8　木村周蔵代官所にて、尼崎藩郡代立会のもと、和解命令。夜、近江屋方で交渉するが、まとまらず。翌9日、この旨、三条村より尼崎藩郡代へ上申（三六三、三七八）。

【30　畦垣内出入熟談返答につき請書】芝切家文書

乍恐口上

一、松平遠江守様御領分摂州兎原郡三条村相手取、分水出入御奉行所江御願申上候処、追々御糺之上双方　御地頭様江和融之儀被仰達、依之当　御支配所魚崎村十兵衛御召被為成、取曖可被仰付候処、同人義病気之趣ニ而、暫御猶予御願申上候ニ付、私共帰村之上得と懸合、双方熟談いたし、否之儀当月廿五日迄ニ可申上旨被仰渡奉畏候、依之御請印形差上申候、以上

寛政十弐年申六月十四日

深江村
年寄　利右衛門
中の村
庄屋　弥三左衛門

木村周蔵様
御役所

解　説

前号資料の解説で紹介したように、六月八日、木村周蔵代官所で、尼崎藩郡代立会のもと、重ねて両方に和解するよう指示があった。これを受け、六月十日、中野村と深江村は、木村周蔵代官所に、仲裁人の任命を願い出た（『芦資』②三七一）。この結果、魚崎村十兵衛と八幡村市郎兵衛が呼び出され、六月十四日から二十四日までの間に内済をするよう申し渡された（同、三六四、三七九頁）。

この史料は、これを受けて、深江・中野両村が二十五日までに内済の返事をするよう求められ、承諾した請書である。この史料では、十兵衛は病気を理由に延期を願い出ている。水論については、領主は積極的な判断を示すのを極力避けたために、内済が成立するかどうかは、仲裁人の力にかかっていた。病気というのが事実かどうかは別にして、相当な精神的負担となったことはいうまでもない。

その後の経過を、前号資料同様まとめると次の通りである（カッコ内は同じく『新修芦屋市史』資料篇二の頁数）。

6・16　住吉村茶屋太兵衛方で話し合うが不調（三七九）。

6・26　「三条村は養水豊富のうえ、寛政十二年四月に芦屋村と本庄五ヵ村とが水論の和解に達

したことで、取水時間が増えた」とする中野・津知村の主張に対し、三条村が全面的に否定。文書で尼崎藩郡代に提出（三六四、三七九）。

6・27 仲裁人が和解案を両方に提示。「番水一回り十二日間のうち、中野・深江村へ一時ずつ、計二時増刻し、二廻り目には増刻せず、三回り目にはまた増刻する」という案だったが、双方が拒否（三七九）。

6・28 尼崎藩が三条村に、仲裁人の和解案をのむよう求める。29日に村方参会の上、やはり拒否することを決める（三八〇）。

7・1 深江・中野村「畦垣内の分水のうち、毎日三時ずつ融通してくれるなら和解する」と要求（三八一）。

7・2 尼崎藩、「このままでは両地頭が用水見分を行うことになるが、三条村は分水が多いので勝ち目は薄い」と再び和解を要求（三八一）。

7・3 三条村村方参会（三八一）。

7・4 重ねての尼崎藩からの要請を受け、三条村は和解をのむ旨、郡代に回答するが、相手方不承知にて、20日までの日延べを願い、7日帰村（三八二）。

7・14 三条村が「7月15日の番水はどの村の順番であっても三条村が取水することが貞享年中に取り決めているのに、深江村・中野村が取水に同意しない」と、深江村などの代官木村周蔵役所に急訴（三六五、三八三）。なお、寛政十二年四月二十五日、芦屋村と本庄五ヵ村とが取り替わした用水出入内済の証文（三五四）に、「本庄五ヵ村の番水が二廻りした後は、三廻り目の冒頭を一日休番とし、芦屋村が取水する」という一項があり、この三廻り目の冒頭の日が7月15日に当たることから、芦屋村もこれを根拠に、水利権を主張（三八二）。木村周蔵代官所では「昨年通りに」と回答し、無事三条村が取水し、芦屋村が16日に取水した（三六六、三八三）。

7・19 魚崎村十兵衛方にて話し合い（三八三）。

7・20 26日まで日延べを両地頭に願い出るが、認められず（三六六、三八四）。

7・21、24 大坂で話し合うが不調（三六七、三八四）。

7・25 深江・中野村「三条村は番水が一廻り（十二日間）するうち、一時ずつ両村に増刻すると

いうが、六時ずつ増刻してもらわなければ、和解できない」と木村代官所に要求（三七二）、両地頭による論所の見分を行うことが決定（三六七、三七二、三八四）。

7・27　木村代官手附池田冨右衛門・尼崎藩郡代杉浦久平ら見分。仲裁人からの和解案は「中野・深江へともに番水一廻りのうち、二時ずつ取水時間を増やす。貞享四年の取り決めで、毎日取水するとなっていた観音田については隔日」などとするもので、深江村など願い方の村々は承知したが、三条村が「観音田は毎日取水できるのがしきたり」として不承知。中野村は「観音田の用水権はこれまで通りとするので、貞享年中の申定書があれば事足りる。新証文には盛り込む必要はない」と、新証文に「観音田は毎日分水」という水利慣行を明記するのを渋ったが、三条村はこれも拒否した。中野・深江村は強く要求を主張したが、観音田については地頭は取り上げず、仲裁人で決めるように指示があったので、ようやく対立がやわらぎ、願い出た深江などの村々は「少しでも用水の引き方が変わるのなら和解する」と折れたので、ようやく29日、取替証文を二通作り、代官所と尼崎藩に提出した（三六七、三八四―六）。

8・1　関係者、大坂へ（三六七、三八六）。

こうして、ようやく紛争は終結へと向ったのである。

【31　畦垣内分水出入内済につき口上書】①

小阪家文書

畦垣内済口書上扣

乍恐口上

一、三条村相手取、字畦垣内分水引方出入、当申閏四月十八日中野村・深江村・津知村右三ケ村より、町御奉行所様江御訴訟申上候付、同月廿五日相手三条村より返答書奉指上、段々御吟味之上和談仕候様被　仰聞、六月四日御引渡ニ相成候、右ニ付、双方和談之儀段々厚御利解被　仰下、且十兵衛・市郎兵衛取曖之儀被仰付、両人よりも段々

相掛合呉、猶場所御見分被成下候上、格別之御利解被　仰下、早速和融相調難有仕合奉存候、然ル上は、　御奉行所様御吟味御願下仕度奉存候、則願書写差上、此段奉願上候、以上

寛政十二年　　深江村庄屋　作右衛門印
申八月二日　　年寄　利右衛門印
百姓代　仁左衛門印
中野村庄屋　紋　治　印
年寄　半右衛門印
百姓代　五　兵　衛印
同村庄屋　弥三左衛門印
年寄　又　兵　衛印
百姓代　丈　助　印
津知村庄屋　五郎兵衛印
年寄　市右衛門印
百姓代　佐次兵衛印
三条村庄屋　伊　作　印
年寄　六　兵　衛印
百姓代　八郎兵衛印

杉浦久平様

前書之通厚以御利解早速和談相調、難有奉存候、御奉行所御吟味願下之儀、一同奉願上候、以上

魚崎村取嘱人　十兵衛印
八幡村同断　　市郎兵衛印

右同文言ニ而、木村周蔵様へも一通上ル

【31】②

乍恐書付ヲ以御願下奉申上候

木村周蔵御代官所
訴訟方　摂州兎原郡中野村
松平遠江守領分
同　同州同郡　同　村
木村周蔵御代官所
同　同州同郡　深江村
松平遠江守領分
同　同州同郡　津知村
同領分
相手方　同州同郡　三条村

右訴訟方中野村・深江村・津知村訴上候は、字東川用水之内三条村字畦垣内と申場所へ、ケ成ニ用水有之節は分水いたし、既去未年中野村外四ケ村より、同郡芦屋村相手取候用水出入、当申年済口刻限定書ニも、右分水之儀日割等之差別定無之処、日々分水可仕旨三条村申分難心得段訴之、相手三

条村答上候ハ、字畦垣内田地之儀至而旱魃所ニ而、日々用水無之候而は、立毛難生立場所ニ付、往古より毎日用水勝手ニ引取来、則貞享年中定書等有之候処、明和年中右分水之儀及出入、熟談之上水量分石有之旨返答書指上、双方御糺御座候上、何レニも和談仕候様被　仰渡、御代官所領主役人江御引渡相成候ニ付、御双方御立会厚御利解之上、猶又同郡魚崎村十兵衛・八幡村市郎兵衛取嘱双方和融内済仕候趣、左之通御座候

一、字東川用水引方日割、毎年五月夏至日より相始候、番割日数十二日壱遍、中野村三日之内二日相除、一日午上刻より未下刻迄丸弐時、番割五番ニ相当候日、三条村分水之内ヲ以廻番度毎、中野村へ融通可仕、右同断深江村四日之内三日相除、一日午上刻より未下刻迄丸弐時、番割弐番ニ相当候日、三条村分水ヲ以廻番度毎、深江村へ融通可仕、尤三条村分石切石之儀は、融通刻限之間、塞留置可申積、且右弐ケ村之儀は流末之村方故三条村より融通仕候得共、津知村之儀は水元江近寄候場所ニ而、中ノ村・深江村両村と見くらべ候得は用水ケ成ニ引取相成候村方故、三条村より分水融通不仕積熟談内済仕候、然ル上は右分水ニ付以来双方無差支様相互ニ申□(合)、御願ケ間敷儀申上間鋪候間、何卒御吟味御免訴答御下ケ被下置候様仕度奉願上候、右之段御聞済被成下候ハ、、御慈悲難有奉存候、以上

寛政十二申年
八月

摂州兎原郡
中野村庄屋　弥三左衛門
　　年寄　又　兵　衛
　　百姓代　丈　　助
同村庄屋　紋　　治
　　年寄　半右衛門
　　百姓代　五　兵　衛
深江村庄屋　作右衛門
　　年寄　利右衛門
　　百姓代　仁左衛門
津知村庄屋　五郎兵衛
　　年寄　市右衛門
　　百姓代　佐次兵衛
三条村庄屋　伊　　作
　　年寄　六　兵　衛
　　百姓代　八郎兵衛

松平遠江守領分
摂州兎原郡八幡村

取嘱人　　市郎兵衛
木村周蔵御代官所
同州同郡魚崎村
右同断　　十兵衛

御奉行様

右之通御奉行所様へ差上候付、写奉指上候、以上

申八月二日

中野村庄屋　弥三左衛門印
年寄　又兵衛印
百姓代　丈助印
同村庄屋　紋治印
年寄　半右衛門印
百姓代　五兵衛印
深江村庄屋　作右衛門印
年寄　利右衛門印
百姓代　仁左衛門印

解説

畦垣内の分水をめぐる紛争は、七月末になってようやく和解に達し、訴えた中野・深江・津知村、訴えられた三条村と仲裁人が、尼崎藩郡代杉浦久平と木村周蔵代官に、和解する旨を届け出た口上書である（『芦資』②三六七、三八六参照）。そして尼崎藩、代官所の許しを得たうえで、八月三日、大坂東町奉行所に、内済証文と、訴えの取り下げ願いを提出した（同三六七、三七三）。

なお、和解内容を記した②は、「為取替証文之事」（同三八七）や八月三日、大坂町奉行所に提出した「差上申済口証文之事」（同三六七）と骨子は同じであり、一の井堰から本庄五ヵ村が取水するのは、毎年五月の夏至の日から始まり、十二日で一巡するが、

①中野村の取水日三日のうち、一日（第五日目）は、午上刻から未下刻まで、二時、三条村への用水を中野村へ融通する。

②深江村の取水日四日のうち一日（第二日目）を同じく融通する。この間はいずれも三条村への分水口はふさぐ。またこの融通は毎回行う。

③津知村は、上流で用水の引き取り易い場所なので、三条村から遣わすことはしない。

となっている。なお、ほぼ同文の史料が中野村側に

も残されており、『新修芦屋市史』資料篇二に収録されている（三七三頁）。こうして、事件は落着した。結局、三条村畦垣内への分水を現行の毎日から隔日に減らす、という深江村などの主張は退けられたものの、十二日間で中野村と深江村へ二時ずつの用水融通を約束させられたのである。三条村の持っていた特権はせばめられ、中野村にとっては、同年四月、芦屋村から融通を受けることになったのに続く事実上の勝訴であった。中野村や深江村などの主張は、先例に反するものであり、何ら法的根拠に基づかないものであった。しかし、地頭下げとなり仲裁の労を取る尼崎藩・木村周蔵代官所も既して深江・中野村寄りの立場をとった。例えば「畦垣内分水出入日記」七月二日条では、三条村に少々用水を融通するよう求めたうえ三条村が拒否すると、

三条村不承知ニ而ハ、両御地頭より東川水掛之田地用水引方、十二日之間立会見分可致候様被為仰聞、其上御番所様へ返上可申候由、右躰ニ相成候而ハ、三条村分水多場所ニ御座候へハ、利分も薄く相成候様、仮御裁許迄行詰候而も三条村用水増刻之様子ハ見へ不申、左候へハ入用相嵩、百姓一統難渋ニ相成、若入用水減刻ニ相成候時ハ、尚々御地頭表へ差支ニ相成候（同、三八一）

と説得した。つまり、三条村が融通しないのなら、①見分して大坂町奉行所に戻すことになるが、三条村は分水が多いので利が薄い②仮に判決になっても三条村に有利な判決が出る見通しはない③不利な判決が出れば、経費ばかりかかって百姓の難渋になる④もし不利な判決が出て、取水時間を減少させられることになれば、領主である尼崎藩も困る――などと、和解を強要しているのである。

一方、尼崎藩・木村代官所から仲裁人に命じられた八幡村市郎兵衛・魚崎村十兵衛にしても同じことであった。例えば七月二十七日の仲裁案では、中野・深江村への二時ずつの用水融通に加え、貞享四年（一六八七）の取り決めで、毎日分水の権利が明文化された観音田への用水についても、何の法的な根拠もないまま、「隔日分水」案を示したのであった。また、一緒に紛争を争い抜いた津知村に対しては、

津知村之儀ハ、水元へ近寄候場所ニ而、中野村・深江村両村と見競候得は、用水可成ニ引取相成候

村方故、三条村より分融通不仕（同、三七四）

とあるように、中野村・深江村に比べて川上で、用水も豊富であるという、水利の現況に基づいて仲裁案が作られたのであって、貞享四年以来から続く水利慣行や法からは逸脱するものであり、用水の再分配が行われた、と言ってもよかろう。

即ち、用水の届きにくい流末での新田開発、上流での水車の新設などによる水流の変化など、新しい農業生産の環境を反映し、こうした環境に適応した水利慣行の秩序を生もうとしたのであった。

【32　東川用水掛り田地町歩書上】　小阪家文書

東川用水掛り田地覚

一、八町弐反　相手　三条村
　　但し壱川
一、拾八町壱反　願人　中野村
　　但し三川
一、弐拾五町三反　同断　深江村
　　但し四川
一、弐拾弐町七反　同断　森　村
　　但し三川
一、五町壱反　同断　津知村
　　但し壱川

川数〆十弐川
反数〆七拾九町四反

解　説

東川用水掛りの各村々の耕作面積と、東川用水から流れ出る河川の数の書き上げである。「相手　三条村」とある通り、畦垣内への分水をめぐる紛争に際し、本庄四ヵ村が作ったものである。

三　水論雑用銀割方紛争―三条村を中心に

【33　東川水論雑用銀割方出入につき覚】

小阪家文書

覚

一、水論入用割方出入ニ付、当村畦垣内へ此度初メ而入用相掛り候様、下四ケ村より申ニ付、当村ニハ往古より掛り不申場所故、不承知申候処四ケ村より出入ケ間敷申掛候得共、当村ニハ一向不承知申捨置候処、十一月廿四日津知村庄屋五郎兵衛・森村年寄久左衛門右両人、当村罷被越申被聞候ハ、今日深江村ニ而水論入用割方之義ニ付、四ケ村参会致候処、右割方当村ニハ不承知ニ付、出入相成候哉ニ付、気毒存、段々咄合致候処、格別之趣意も無之、又銀子とても格別多分相掛ケ候様ニも無之候得ハ、御互ニ少々つゝ了簡付合候得ハ事済致候哉ニ存、何分憐(ママ)村之手前共故ニ参り申候、何卒少々出銀ニ而相済被下候様、右両人挨拶被下候ニ付、畦垣内掛り参会致候処、只何となく手伝銀か又助銀カ、出銀カ、右■之名目ニ而相成候得は、銀壱枚位迄之内ニ而相済申度と申、又何歩と言割方ニ相成候得ハ、一向不承知ニ而罷帰り申候と申合、同廿四日夜、深江村掛合参候処、津知村庄屋五郎兵衛殿・森村年寄久左衛門殿御目掛り、右之通掛ケ合候処、百目位カ、八拾匁位迄と被申、其内を森村・津知村より少々三条村へ手伝申相済被下候様被申、当村不承知ニ而、其義なく罷帰申候、然ル所、同廿五日早朝、森村より使参候ニ付、早束(速)森村へ参候処、弥一件出入ニ相成候様承りニ付、気之毒存候故、内済ニ而も相成候ハ、御互ニ大慶ニ存候と被申候ニ付、廿四日之夜之様子承り候処、互ニ心得違も有之候哉ニ存候ニ付、中野村庄屋・津知村庄屋、森村より呼ニ被遣候処、最早尼崎へ御届ニ被参候ニ付、咄会も出来不申、翌廿六日朝七ツ立ニ而、尼へ参候処、郷廻り方参り掛合之趣申上候処、何分少々之銀子出入ニ付、御上之御苦労ニ相成候義、甚難相済、兎角御領分四ケ村庄屋参会之上ニ而、随分取斗も出来申候様被存候間、其旨ニ而内済可致候と、津久井源太夫様被聞申候、依之森村へ参会致、咄合致見申候処、随分先方四ケ村ニハ内済致度様見申ニ付、三条村畦垣内■より金弐百疋手伝銀歟、又ハ助銀歟ニ名目帳面ニあらわし被下度と、右之通ニ相済被下候様発言致候処、三ケ村庄屋衆より銀壱枚ニ取斗見申

度被申候付、任其義候処、他領深江村・中野村庄屋御役所右一件御届ニ被参、留主ニ候得ハ、右両人罷帰被申次第、掛合可申候得ハ、先夫迄御見合と被申候ニ付、退参致候

解説

年号は欠いているが、三条村畦垣内田地主に対し、下流の本庄四ヵ村（中野・深江・森・津知）が、水論でかかった費用を負担させようとする出入りにかかわる交渉経緯の覚書である。この一件は、後述するように寛政十二年（一八〇〇）十二月十三日に提訴され、翌十三年二月九日に解決しているのに対し、本史料は、十一月下旬の交渉経緯を記していることから、寛政十二年十一月の記事と考えられる。内容を箇条書きにすると、

(1)水論にかかった費用の負担問題で、東川掛りの下流四ヵ村が、初めて三条村の畦垣内にも分担させようと主張している。しかしこれまで前例がなく三条村では捨て置いた。

(2)十一月二十四日、津知村庄屋・森村年寄が三条村に来て言うには「今日、深江村で四ヵ村が会合を開いた。たいした金額でもないので、負担して欲しい。隣村でもあり、訴訟になれば気の毒と思いやって来た」。

(3)畦垣内の田地主で会合を開いたところ、手伝銀、助銀などの名目で、銀一枚程度ならいいが、何割かの分担というような趣旨なら納得できないと申し合わせた。

(4)二十四日夜、深江村で津知村庄屋・森村年寄とかけ合ったが、銀百匁か八十匁ぐらいを要求された。森村・津知村が、そのうち少しを負担すると言ったが断って帰村した。

(5)二十五日早朝、森村から使いが来て、出向くといよいよ訴訟になるという。お互い心得違いの部分もあったので、もう一度話し合おうと、中野・津知村庄屋を森村から呼びに行ったが、既に尼崎に届け出た後だった。

(6)二十六日朝、三条村が尼崎藩役所に出向くと、郷廻り方の役人は「少々の銀子のことなので、内済にするように」と命じた。

(7)森村で会合を開いて、負担金について話し合ったが、幕府領の深江村・中野村がこの紛争を代官所に届けるため留守だったので、帰るまで見合わせる

ことになり、帰村した。

ここでの三条村の姿勢は、手伝銀、助銀などの名目なら多少の出費はやむなし、という姿勢であった。別の名目や何割といった分担なら出せないという。本来なら出す筋合ではないが、正式の訴訟になれば出費もかさむし、「手伝」など、三条村の好意によって臨時に出費した、という形での決着を図ったのである。ここから後の交渉の経過は明らかでないが、本庄四ヵ村は、畦垣内へ毎日分水を引いているという現実に照らし、当然の義務として費用分担を求めたのであり、交渉は決裂へと向かう。そして翌十二月十三日、正式の訴訟が提起されたのである。

【34　東川水論雑用銀割方訴訟一件控帳】①

小阪家文書

辛寅政十三歳
　酉正月吉日
東川水論諸雑用銀割方出入訴返
　　扣
　　三条村

乍恐御訴詔

木村周蔵御代官所
　摂州兎原郡
　　中野村庄屋
一水論雑用銀割方出入　願方　　弥三左衛門
　　代年寄　又　兵　衛
　松平遠江守殿領分
　同州同郡同村庄屋
　　紋　　治
木村周蔵御代官所
　同州同郡深江村
　　庄　屋　作右衛門
　　代年寄　利右衛門
松平遠江守殿領分
　同州同郡森村
　　津知村
　　庄　屋　五郎兵衛
　　森村年寄　七郎兵衛
松平遠江守様御領分
　同州同郡三条村
相手　畦垣内田地主庄屋
　　伊　　作

伊右衛門
宇　兵　衛
兵右衛門
五　兵　衛
長　兵　衛
市　兵　衛
弥三兵衛

都合八人

一、私共并相手三条村都合六ケ村より、同郡芦屋村相手取用水引方出入、去未八月御訴詔奉申上候所、追々御糺之上、双方御地頭様江和融内済之儀御達有之候ニ付、取曖人立入、当四月下済仕候段、偏ニ御威光難有奉存候、尤右雑用銀願方村々立会之上、追而割方可仕趣申合一札取極置候ニ付、割方可仕と存追々寄合候処、三条村不得心ニ付私共村々割方難出来歎ケ敷奉存候、則諸入用割方儀は用水引方分量ニ応し割方仕度候、何分三条不埒斗最早下ニ而可仕様も無御座候ニ付、無拠御訴詔奉願上候、何卒相手三条村庄屋年寄田地主急々御召之上、用水引方ニ応し出銀可仕様被為　仰付被下候ハヽ、御慈悲難有奉存候、以上

寛政十二年

申十二月十三日　中野村庄屋　弥三左衛門
代年寄　又　兵　衛
同村庄屋　紋　治
深江村庄屋　作右衛門
代年寄　利右衛門
森村庄屋　利　兵　衛
代年寄　七郎兵衛
津知村庄屋　五郎兵衛

御奉行様

御裏印写

如斯訴書状差出候間、埒明事ニ候ハヽ、可相済、申分有之ハ返答書来正月廿五日迄之御用日可令対決、若於不参は可為曲事者也

申十二月　若　狭
十三日　因　幡

表書八人相手
右庄屋年寄頭百姓

解説

寛政十二年（一八〇〇）八月三日、畦垣内をめぐる三条村と深江・中野・津知村との紛争は決着がつ

いたにもかかわらず、同年十二月、形を変えて再燃することになる。

①が、中野・深江・津知・森村から出された訴状の写しであり、『新修芦屋市史』資料篇二、三九一頁にもほぼ同文の史料が収録されている。深江村などの主張は、

(1)昨年（寛政十一年）八月、中野・深江・津知・森・三条の村で、一の井堰の取水権をめぐって芦屋村を相手取って訴訟を起こし、今年四月に和解に達した。この経費については、追って村々立会のうえ分担額を決めることになっていたが、三条村だけが全く同意しない。

(2)費用分割は、用水を引く分量に応じて決めたい。

というもので、相手は、いずれも三条村畦垣内の地主である。

即ち、本庄側からみると、前節で紹介したように寛政十二年閏四月に始めた畦垣内用水出入は、三条村から中野・深江村への用水融通という一定の譲歩を引き出した。しかし畦垣内や観音田は「毎日分水」という特権を持っており、「隔日分水」の目論見は失敗した。そこで、前年から一年がかりで続いた芦屋村相手の訴訟の経費を、三条村畦垣内の地主たちに用水引取量に応じこれまで以上に負担させようとしたのである。

【34】②

乍恐返答

松平遠江守領分
摂州兎原郡三条村
畦垣内田地主
八人名前

一、木村周蔵様御代官所同州同郡中野村・深江村、松平遠江守殿領分同州同郡中野村・津知村・森村右村々より私共相手取、水論雑用割方出入、去申十二月十三日被願上、依之今日対決被為仰付候ニ付、乍恐左ニ返答奉申上候

一、右水論一件之儀は、畦垣内地主斗ニ抱り候水論ニ而は無御座候、此度之願方五ケ村、都合六ケ村より、水上芦屋村相手取、及出入候儀は、願人共能承知ニ御座候、然ル所、其節之入用割方難出来趣ヲ以、畦垣内地主と限相手取候段、筋違候様奉存候、当村中江抱り候儀ニ付、其趣相心得候様被為　仰付被下度奉願上候

一、右一件雑用銀願方村々立会之上、追而割方可仕

趣申合一札取極有之候所、当村不得心之旨被願上候

此段右躰一札取極置候儀相違無御座候、勿論右出入中ニも入用銀ハ村々より凡積りニ而出銀有之候、既ニ当村之儀も出銀仕置候儀ニ付、割方仕候義は得心之儀ニ御座候

一、諸入用割方之儀は、用水引方分量ニ応し割方仕度趣被願上候

此段新規成儀ニ付、当村不承知ニ御座候間、前々より諸入用割方仕来も御座候得ハ、右仕来通りニ割方仕候様、被仰付被下度奉願上候

前書申上候通、畦垣内地主斗相手□(取カ)被願上候筋ニハ有之間敷、当村中江相抱り候儀、殊ニ困窮之百姓共多人数罷出候儀ハ、乍恐甚難渋仕候間、何卒庄屋年寄江相掛り、其外ハ相手取候儀相止メ候様、被為　仰付被下候ハヽ、難有奉存候、以上

寛政十三年　　三条村庄屋

酉正月廿五日　　伊作病気ニ付

代　八郎兵衛

伊右衛門

弥三兵衛

宇兵衛病気ニ付

代　三郎兵衛

市兵衛病気

代　伊左衛門

兵右衛門病気付

代　七兵衛

長兵衛病気ニ付

代　太兵衛

五兵衛病気

代　甚兵衛

付添　年寄

六兵衛

西御番所也

御奉行様

解説

三条村からすれば、前の慣例や法的根拠もないのに中野・深江村に用水を融通しただけでも相当な譲歩である。この上さらに訴訟費用分担の割り増しをしろという。こうした要求をすんなりのめるはずはなかった。こうして訴訟となり、寛政十三年一月二十五日、大坂西町奉行所で対決が行われた。②は、

三条村畦垣内の地主八人から出された返答書である。この返答書によると三条村畦垣内地主の主張は、

(1)芦屋村を相手に訴訟を起こしたのは、本庄六ヵ村（幕領中野村・尼崎藩領中野村・深江・森・津知・三条村）全体であるのに、その際の費用がうまく割れないからといって、三条村の一部の畦垣内の地主だけに負担増加を求めるのはおかしい。三条村全体にかかるものと考えるべきである。

(2)芦屋村相手の訴訟で、訴えた村々が立ち会い、後で費用を負担し合うという取り決めがあるのに、三条村がこれに応じないと本庄側は主張する。しかし訴訟中の入用は三条村も出費してきた。だから、この取り決めそのものに応じないと主張している訳ではない。

(3)経費の分担は、用水量に応じて行うと本庄側は主張している。しかしこれは「新規」のことであり、三条村としてはこれまでのしきたり通りを希望する。

三条村畦垣内の地主八人は、こう主張してことごとく反論したうえで、さらに畦垣内地主だけを相手とするのは筋違いで、困窮民も多いので、三条村役人を相手とするよう求めた。なお、八人の地主のうち、病気を理由に代理を立てなかったのは、伊右衛門・弥三兵衛の二人のみであった。畦垣内地主だけを相手とする本庄側の戦術に対する対策とも考えられる。なお、庄屋伊作は、畦垣内の地主でもあり、三条村側の村役人としては、六兵衛が「付添」という肩書となっている。

なお、小阪家文書の中には、この時の別の「乍恐返答」の文案が残っているので掲載しよう。

乍恐返答

松平遠江守殿領分
摂州兎原郡三条村　庄屋
年寄
頭百性
同村畦垣内田地主
惣百姓

一、木村周蔵様御代官所同国同郡中野村・深江村并松平遠江守様御領分同州同郡森村・中野村・津知村、右村々より私共村方之内字畦垣内と申所之田地主相手取、字東川水論雑用銀割方出入、去ル申十二月十三日被　願上、今日　御召被為　成奉畏、乍恐左ニ返答奉申上候

一、右村々より被願上候儀は、去未八月より申四月迄、水上芦屋村相手取、字東川用水刻限遅早之出入仕候諸雑用銀割方、用水引方分量ニ応し割方致度旨、新規成儀被願上候得共、往古より三条村畦垣内田地之儀は、諸入用割賦請不申場所ニ而御座候、勿論右東川用水論済口証文ニも堰留諸入用銀人足等、前々より仕来之通相用可申段、申合書等御座候得は、新規成儀不申様、仕来之通相用候様被為　仰付被下候ハヽ、御慈悲難有可奉存候、以上

寛政十三年　　三条村畦垣内[redacted]田地主

酉正月廿五日　　伊右衛門

弥三兵衛

兵右衛門

代人　三郎兵衛

市兵衛

代　甚兵衛

五兵衛

代　伊左衛門

宗兵衛

代　太兵衛

長兵衛

代　七兵衛

同村庄屋伊作病気ニ付

代頭百性　八郎兵衛

年寄　六兵衛

頭百性　伊右衛門

御奉行様

この返答書は、②の返答書の下書きと考えられる。この返答書での三条村の主張は、

(1)用水分量に応じて訴訟費用の分担を行うという「新規」を深江村など四ヵ村が要求しているが、三条村の畦垣内は古来から諸入用を割りかけられたことがなかった。

(2)堰留諸入用銀人足などについては、芦屋村と本庄五ヵ村が合意した内済証文（『芦資』②三五四）でも「前々仕来之通立会割合可致事」とあるので、新規のことは言い出さぬよう申し付けて欲しい。

この下書きが、なぜ、②のような返答書に修正されたのか、詳細は不明である。しかし両者を比較すると、下書の方から「畦垣内にはかつて費用の分担をしたことがなく…」というくだりが消えている。当初は、「過去に経費を負担したことなし」という

主張をすることが、先例を重視する幕藩体制のもとでの判決では有利と考えた。ところが、現実には、芦屋村と本庄五ヵ村との分水刻限出入りの和解（同三五四頁）や、三条村と残る本庄四ヵ村との出入りの和解（同三六七、三七三、三八七頁）など、近年の事例を見れば、前例や法的根拠よりも「流末故、百姓難儀」という生産優先の論理の方が勝っているのである。そして、それを不本意ながらも受け入れる水利慣行の秩序観念が育ってきているのである。そしてそれは、新田開発や人口の増加、産業構造の変化など、さまざまな社会の変化、生産構造の変化が背景になっている。

【34】③

乍恐口上

一、水論雑用銀割方出入、今日双方対決之上御吟味ニ相成、然ル所右雑用銀高之儀は、先達申合相極候通、双方申分無御座候（ママ）得共、入用割方之分御座候所、証拠物差上候様被仰付候得共、今日持参不仕候間、証拠書物之儀ハ明日奉差上候間、此段御聞済被下成候ハヽ、難有奉存候

寛政十三年　　中野村庄屋

酉正月廿五日

弥三左衛門
同村庄屋　紋　次
森村庄屋　利　兵　衛
津知村庄屋　五　郎　兵　衛
三条村年寄　六　兵　衛
同村頭百姓　八　郎　兵　衛

西地方御役所也
御奉行様

是より東地方御役所ニ御ふりニ相成

【34】④

乍恐口上

一、水論雑用銀割方出入、今日双方対決之上御吟味ニ相成、然ル所、右雑用銀高之儀は、先達而申合相極候通、双方申分無御座候得共、入用割方之分御座候所、証拠物差出候様被仰付候得共、今日持

参不仕候間、証拠書物之儀は、明日差上候間、此段御聞済被下成候ハヽ、難有奉存候、以上

寛政十三年　　中野村庄屋　弥三左衛門
酉正月廿五日　　同村同断　紋　次
森村庄屋　利　兵　衛
津知村庄屋　五　郎　兵　衛
三条村年寄　六　兵　衛
同村百姓代　八　郎　兵　衛

御奉行様

解　説

③、④の口上書は、ほぼ同文であり、奉行所から提出するよう命じられた証拠書類の提出を明日まで延ばすよう願い出たものである。これを境に、担当が大坂西町奉行所の地方役所から、大坂東町奉行所の地方役所へと変わることになったので、同じ趣旨の文書が二通差し出されているのである。なお、双方の署名者の中に深江村の名が見えない。

【34】⑤

乍恐口上

一、松平遠江守様御領分同州同郡三条村相手取、水論諸造用銀割方出入、去申十二月十三日奉願上、当正月廿五日(日脱)対決之上御糺ニ相成、追々御糺之上双方江御利解被為　仰聞対談可仕様被為　仰渡難有奉畏、種々掛合対談仕候へ共、何分難行届、当月六日否可申上筈之処、今一応対談仕度今日迄御日延奉願上、尚又精々掛合対談仕候へ共、何分難行届、此上可仕様も無御座候間、乍恐右諸入用如何様とも被為　仰付被下度奉願上候、以上

寛政十三年　　木村周蔵御代官所　摂州兎原郡深江村庄屋代
酉二月九日　　年寄　利　右　衛　門
同断中野村庄屋　弥三左衛門
松平遠江守殿領分
同州同郡森村年寄七　郎　兵　衛
同断津知村年寄　市　右　衛　門

相手方三条村庄屋代
頭百姓　八郎兵衛
百姓惣代　伊右衛門

御奉行様

解説

⑤は、何度話し合っても合意に到らない双方の村が、奉行所に裁決を求めた口上書である。双方の村は、正月二十五日に、奉行所で対決し、奉行所から和解するよう求められた。二月六日までに返事をすることになっており話し合ったが折り合えず、九日まで日延べしてもらったが、それでも合意できない。かくなるうえは、奉行所の裁決を仰ぐしかない――という結論に達したのである。

【34】⑥

差上申一札之事

差上申一札

摂州兎原郡
訴詔方　中野村

外　三ヶ村
相手方　三条村
右村々庄屋
年寄
百姓代

其方先達芦屋村と之水論公事中諸入用銀割方出入之儀、双方村高ヲ以割合可致出銀候
右之通申渡候条、双方并用聞共可令承知者也
右之通被仰渡候趣、私共一同奉畏候、仍而御請書如件

寛政十三年
酉二月九日

中野村庄屋
弥三左衛門印
同村庄屋
紋　次　印
深江村年寄
利右衛門印
森村年寄
七郎兵衛
津知村年寄
市右衛門
三条村庄屋代
八郎兵衛

同村百性惣代
伊右衛門
小橋屋長兵衛
芳屋佐兵衛代
才助

御奉行様

解説

⑤の口上書を受けて、大坂町奉行所は、即日のうちに、費用は、分水の量ではなく、村高に応じて負担するよう案を提示。⑥の史料は、この案に異存ない旨を上申した請書である。村高に準じて費用を分担する方式は、当時一般的に行われていた。三条村にとって、とりあえず毎日取水を理由に畦垣内の田畑主にこれまで以上に費用を負担させる—とする中野村などの思惑は阻止したのである。

【34】⑦

乍恐以書附御届奉申上候

一、私村方水論諸雑用銀割方出入ニ付、正月廿四日罷越、同廿五日対決仕、段々御糺ニ相成、其上対談可致候様被為　仰付、精々掛合仕候へ共、何分対談行届不申、昨九日罷出候所、於御前ニ右諸雑用銀、双方村高ヲ以割合可致出銀候様被　仰渡、此段一同承知仕御請書奉差上、今日帰村仕候、依之右之段御届奉申上候、已上

寛政十三年　三条村庄屋代
酉二月十日　伊右衛門
庄屋代
八郎兵衛

御蔵屋鋪
右同断
御代官様
右之通差上候

解説

⑦は、水論の費用分担をめぐる紛争が、解決した旨を、領主に届けたものである。

【35　東川水論雑用銀割方出入につき口上】　小阪家文書

乍恐口上

松平遠江守殿領分
摂州兎原郡三条村
年寄　六兵衛

一、木村周蔵様御代官所・松平遠江守殿領分入組同州同郡中野村、并同御代官所同州同郡深江村・松平遠江守殿領分同州同郡森村・津知村、右村々より当村畦開地田地主庄屋伊作并外十人相手取、水論雑用銀割方出入、当月十三日被願上御裏判奉請候、然り処、右相手之内、忠右衛門義ハ右畦開地田地主ニ而は無御座、且又喜兵衛・十兵衛と申者当村ニ無御座候ニ付、乍恐双方申合此段御断奉申上候、以上

寛政十二申年
十二月廿二日　　年寄六兵衛㊞

御奉行様

解説

芦屋村と本庄五ヵ村が争った一の井堰水論の訴訟費の負担をめぐって、三条村と残る本庄四ヵ村の関係がこじれ、寛政十二年（一八〇〇）十二月十三日、三条村を相手取り、本庄四ヵ村が大坂町奉行所に提訴し前号、前々号資料のように決着をみた。もっとも提訴の際にちょっとした行き違いがあった。本庄側が畦垣内地主を十一人として提訴したのである。これに対し、この史料は、訴訟相手方として名前をあげられた三条村十一人のうち、忠右衛門は畦垣内の地主ではなく、喜兵衛、十兵衛という人物は三条村にはいない—とする三条村からの口上書である。

この三条村の指摘は正しく、同日、本庄五ヵ村は訂正することになる（本書【37】③史料）。

なお『新修芦屋市史』資料篇二、三九一頁所収の十二月十三日付の「乍恐御訴訟」には、畦垣内田地主は八人しか記されておらず、三条村の口上書の「当村畦開地田地主庄屋伊作并外十人相手取」という内容と矛盾する。後述するように、本庄四ヵ村は、畦垣内田地主を十一人として訴状を提出したが、今回のような指摘を受け、八人と訂正のうえ、最初の日付に逆のぼって提出したのである（本書【37】①、③史料）。

【36　水論雑用銀割方につき口上書】　小阪家文書

乍恐口上

松平遠江守殿領分
摂州兎原郡　三条村

一、同州同郡入組中野村并外三ケ村より、当村畦垣内地主共相手取、及争論候水論雑用割方出入之義、当於　御番所御糺ニ相成候処、下ニ而熟談仕度趣奉申上、及掛合候処、右雑用銀高之内ニ而畦垣内分割方銀を引、残銀高双方五ケ村之内東川水掛り田地高又ハ反別割ニ仕候趣、願方村々申之罷有候、左候而は畦垣内分ハ二重ニ割方請候義ニ付、右願通用水引方分量ニ応し候割方ニ相成申候、右之通割方可仕趣、願方申張罷有、右ニ而は私共不承知ニ付、所詮対談相調不申、依之乍恐此段御断奉申上候、已上

寛政十三酉年　三条村
二月三日　庄屋病気ニ付
頭百性　八郎兵衛㊞

解説

芦屋村を相手取った水論の経費を、本庄五ヵ村でどう負担し合うべきか―という紛争で、三条村から提出された反論の口上書である。**【34　東川水論雑用銀割方訴訟一件控帳】**の②「乍恐返答」で、三条村の畦垣内田地主八人は、用水量に応じて水論の費用負担を行うのは「新規」であり認められない、とする反論を行ったことを紹介した。また、この返答書は、はじめ「畦垣内にはかつて諸入用を割りかけられたことがなかった」という文案が作られたが、「訴訟作戦上、不利」とする判断が働いて、作りかえられた可能性を推定した（本書【34】②解説）。今回作られた口上書は、いったん前面に押し出すのを取りやめた主張を、やや形を変えて出して来たものといえるだろう。つまり、

(1)中野村など四ヵ村は、畦垣内分の負担銀を全体から差し引いて畦垣内田地主に割り当て、残りを三条村も含めた五ヵ村で割ろうと主張している。

(2)こうすると、畦垣内については、はじめに単独で費用を負担させられ、さらに三条村として負担銀が回ってくることになり、結局二重に負担させられることになり、用水の分量に応じて費用分担を求めるということであり承知できない―と主張したのである。「畦垣内はかつて諸入用を負担したことがなかった」というのと「三条村全体として負担しているので、畦垣内に割り付けをすれば、二重取りにな

る」という主張は、表現は違うが、狙いとするのは同じであるのはいうまでもない。三条村の畦垣内が他村より用水の面で恵まれているのはだれが見ても明らかだが、その優遇に対する見返りとして費用分担を求める本庄側に対し、三条村はいろいろな論理を構築しながら対決した。こうして三条村が強く抵抗を続けた結果、**【34東川水論雑用銀割方訴訟一件控帳】**⑤の「乍恐口上」のごとく、大坂町奉行所に裁決を仰ぐことになる。

【37　東川水論雑用銀割方出入一件控帳】①　芝切家文書

寛政十弐年
諸入用銀割方出入諸願扣帳
申十二月　庄屋弥惣左衛門

乍恐御訴詔

本書**【34　東川水論雑用銀割方訴訟一件控帳】**

①史料とほぼ同文のため省略

右之通以書付ヲ御願奉申上候、并御役所様へも右願書写以御届奉申上候、以上

但し御役所様へ之奥書左之通り

右之通此度御奉行所へ御願申上度候ニ付、乍恐右之段御届奉申上候、以上

中野村庄屋
代　年寄　印
深江村庄屋
代　年寄　印

木村周蔵様
御役所

解　説

以下の史料は、これまでに述べた一連の水論入用銀をめぐる三条村と本庄五ヵ村の紛争に関し、幕府領中野村の庄屋弥惣左衛門が残した史料である。重複は避け、新史料だけを紹介しよう。

①は、この紛争の訴状である。本文は本書頁の史料と宛先の「御奉行様」まで、ほぼ同文のため省略

した。ただし、この三条村側に残された小阪家文書の史料では、畦垣内の地主が八人であるのに対し、中野村側の史料では十一人となっている点が異なっている。当初、本庄五ヵ村は畦垣内地主を十一人と勘違いし訴状を出したことがはっきりする（【35】）。なおこの史料は、中野・深江の両村が、大坂町奉行所に訴えた訴状を写し取り木村周蔵代官所に届けたものの写しである。

【37】②

乍恐口上

一、松平遠江守様御領分摂州兎原郡三条村相手取、同御領分同郡中野村・森村・津知村、并私共両村より水論雑用銀出入、一昨十三日御奉行所へ御願申上候処、来ル酉正月廿五日御呼出御裏印被下置候、依之御届奉申上候、以上

寛政十弐年
申十二月十五日　摂州兎原郡深江村
年寄　利右衛門
中野村
年寄　又兵衛

木村周蔵様

御役所

解説

②は、①の訴状に対し、大坂町奉行から「来年の正月二十五日に出頭し、主張があれば提出するように」と命じられたことを、木村代官所に報告した史料である。

【37】③

乍恐口上

木村周蔵御代官所
摂州兎原郡
中野村
深江村
松平遠江守領分
森　村
津知村
中野村

一、松平遠江守様御領分同州同郡三条村庄屋年寄田地主拾壱人相手取、水論造用割方銀之儀御願申候所、右拾壱人之内忠右衛門・喜兵衛・十兵衛儀ハ

改名いたし、尤畔垣内田地残八人之内所持仕候間、三条村より申立候処相違無御座候、此段御届奉申上候、御聞済被為　成下候ハヽ、難有奉存候、以上

寛政十弐年
十二月廿二日　中野村年寄　又兵衛
同村頭百姓代　利兵衛
深江村百姓代　新兵衛
森村年寄　七郎兵衛
津知村百姓代　太兵衛
三条村年寄　六兵衛

御奉行様

右御聞済有之相手八人ニ相成、三人之分ハ願書ニ下札ニ相成候、

解説

③は、当初畦垣内の地主が十一人と思い訴えたことに対し、三条村から反論され（本書所収【35】史料）、八人へと訂正したものである。三条村は「忠右衛門義ハ右畦開地田地主ニ而ハ無御座、且又喜兵衛・十兵衛と申者当村ニ無御座候」としているのに、「忠右衛門・喜兵衛・十兵衛儀ハ改名いたし」と本庄五ヵ村が訂正の口実をつけているのが興味深い。

【37】④

乍恐口上

一、松平遠江守様御領分同郡三条村相手取、同御領分同郡森村・津知村・中野村、并私共両村より雑用ぎん出入、去申十二月十三日御奉行所江御願申上、今日双方罷出候ニ付、乍恐此段御届奉申上候、以上

寛政十三年酉正月廿五日
摂州兎原郡中野村
庄屋　弥惣左衛門
深江村
庄屋　作右衛門

木村周蔵様
御役所

正月廿五日双方対決御糺之上、地方御役所へ相廻り候様被仰渡候、直様罷出候、則御掛り杉浦兵左衛門様御糺左之通書付差上申候

解説

④は、大坂町奉行に出頭するよう命じられた正月二十五日になり、幕府領中野村・深江村の役人が代官所に宛てて、奉行所へ出頭する旨、報告した資料である。出頭すると、地方役所へ回るよう指示された。担当役人は、杉浦兵左衛門であった。

【37】⑤

乍恐口上

本書所収**【34　東川水論雑用銀割方訴訟一件控帳】**③史料と同文のため省略

解説

⑤は、本書**【34】**③史料と本文が同文のため省略した。ただ、⑤の史料では、深江村庄屋作右衛門が署名に加わっている点が、**【34】**③史料と異なっている。証拠資料の提出を翌日まで延期してくれるよう願い出たものである。

【37】⑥

乍恐口上

一、松平遠江守様御領分同州同郡三条村相手取、水論雑用銀割方出入奉願上候処、双方御糺之上対談可仕旨被仰聞候ニ付、相手三条村へ段々及対談候処、彼是行届キ不申候間、何卒奉願上候通り、村々用水引方分量ニ応し割方仕候様、相手三条村へ御利解被　仰聞被下候ハヽ、難有奉存候、以上

寛政十三年
酉弐月朔日

摂州兎原郡中野村
庄屋　弥惣左衛門
同村
庄屋　紋　治
深江村
庄屋　作右衛門

森村
庄屋　利　兵　衛
津知村庄屋病気
代百姓　庄　　八

御奉行様

解　説

⑥は、三条村とよく話し合ったが決着がつかず、しびれを切らした本庄四ヵ村が、用水の分量に応じて費用を分担するよう大坂町奉行所から命じて欲しいと再度願い出たものである。

【37】⑦

乍恐口上

一、松平遠江守様御領分同州同郡三条村相手取、水論諸雑用銀割方出入、去申十二月十三日奉願上候処、双方御糺之上、対談可仕旨被仰渡難有、則相手三条村へ対談仕候趣左之通り

一、字畦垣内弐歩之諸入用相掛候場所、然ル処厚御利解ニ付、壱歩八リ之出銀相手三条村へ及対談候得共、不承知申立候

一、字勧音田七畝歩之儀ハ、惣反別割掛ヲ以及対談候

一、例年七月十五日、一日用水之儀ハ入用相除キ可申及対談候

右之通段々掛合、及対談候得共、利不尽申立取敢不申、可仕様無御座候間、何卒相手三条村へ御利解被仰聞被下、対談仕候様被仰付被下候ハヽ、難有奉存候、以上

寛政十三年酉二月三日

木村周蔵御代官所
摂州兎原郡中野村
庄屋　弥惣左衛門
深江村
庄屋　作右衛門
松平遠江守殿領分
森村
年寄　七郎兵衛
津知村
百姓代　佐二兵衛

御奉行様

解　説

⑦は、本庄四ヵ村側の和解条件である。結果的には、三条村が拒否し、本庄側はこの条件で和解に応ずるよう、大坂町奉行に裁定を求めた。

その条件とは

(1)畦垣内は本来なら二歩の費用負担をすべきところだが、一歩八厘とする。

(2)観音田の七畝歩に毎日分水している分については、三条村の惣反別に含め、別立ての負担を求めない。

(3)七月十五日に三条村は必ず取水するという特権を持っているが、これについては特別の負担を求めない。

(2)、(3)の三条村の取水の特権は、いずれも貞享四年(一六八七)の番割帳(『新修芦屋市史』資料篇二、三四〇頁)に見えるもので、本庄四ヵ村も、あえて負担増を求めず、合意に達した。しかし、畦垣内については、要求額を減らしながらもあくまで別立ての分担を要求した。これに対する三条村の考えは、同日付けで出された口上書(【36】)に見られるごとく、村として負担金を出しており、畦垣内で別立ての負担を行えば、二重払いになる、というものであった。

【37】⑧

乍恐口上

一、松平遠江守様御領分同州同郡三条村相手取、水論諸雑用銀割方出入、去申十二月十三日奉願上候処、双方御糺之上対談可仕旨被仰渡難有、相手三条村へ対談仕候趣左之通り御座候、

一、七拾九丁四反歩　但し五ケ村割惣反別

内八丁弐反歩　三条村日割反別

外ニ弐丁五反歩　畦垣内反別

七畝歩　勧(ママ)音田反別

反別合八拾壱丁九反七畝歩

但し諸雑用銀此反別江割方可仕様御願申上候、右之通惣反別江入用割懸候対談仕候得とも、何分三条村利不尽申立候、尤一昨三日御糺之節、右畦垣内并勧(ママ)音田反別江用水引取候ニ付、雑用銀も割合ヲ以可相懸様、三条村より申上候ニ付、私共江被仰聞候間、右之通可相懸趣申之候上ハ、申分在之間敷旨被為仰聞難有奉承知、双方引取、右之趣懸合候処、申上候とわ相違仕、畦垣内勧(ママ)音田之儀は右八丁弐反之内之由申立、一向取敢不申候、全八丁弐反之内ニ而ハ無之場所ヲ右之通利不尽申立

候故、対談出来不仕候、乍恐御糺被成下、相手三条村へ御利解被為　仰聞、何分対談仕候様被為仰付被下候ハヽ、難有奉存候、以上

寛政十三年酉二月五日

木村周蔵御代官所
摂州兎原郡深江村
年寄　利右衛門
松平遠江守殿領分
同州同郡中野村
庄屋　紋　治
森村　年寄　七郎兵衛
津知村百姓代伊　兵衛

御奉行様

解　説

⑧は畦垣内、観音田が、三条村の割当銀算出基準の八町二反に含まれるかどうかについて、本庄四ヵ村と三条村との間で意見の対立があり、本庄側が重ねて畦垣内、観音田が別立てで取水していることを主張したものである。本庄側の論理からすれば、別立てで取水している以上、別立てで費用を負担すべきということになる。

【37】⑨

乍恐口上

一、先達而御願申上候水論雑用銀割方出入御願申上候所、段々御利解之上対談仕候所、何分行届不申候故、惣方とも今日否之儀連印ニて申上候様被為仰渡候所、何卒今一応対談仕度様奉存候間、乍恐明後八日迄御日延奉願上候、願之通り御聞済被為成下候ハヽ、難有可奉存候、以上

寛政十三年酉二月六日

深江村年寄　利右衛門
中野村庄屋　紋　治
森村年寄　七郎兵衛
津知村百姓代　伊　兵衛
三条村百姓代　八郎兵衛

御奉行様

解　説

⑨は、大坂町奉行に和解を命じられたが、双方合意に達せず、八日まで延期を願い出た口上書である。

【37】⑩

乍恐口上

【34　東川水論雑用銀割方訴訟一件控帳】⑤史料と同文のため省略

【37】⑪

乍恐口上

一、松平遠江守様御領分摂州兎原郡三条村相手取、水論雑用銀割方出入、私共より■■両村并右御領分同郡津知村・中野村・森村より去申十二月十三日御奉行所へ御願申上、当正月廿五日対決之上、追々御糺ニ■御座候得共、出入相済不申候ニ付、如何様とも被仰付被下度段、双方連印書付ヲ以奉申上候処、昨九日一統御召出之上、左之通被仰渡候

差上申一札

【34　東川水論雑用銀割方訴訟一件控帳】⑥史料と本文同文のため省略

右之通昨九日東御奉行所御白洲ニおゐて被仰渡候、依之御届奉申上候、以上

二月十日　　中野村庄屋　弥惣左衛門
　　深江村年寄　利右衛門

木村周蔵様
御役所

東御奉行若狭守
懸り与力荻野勘左衛門

解説

⑩は省略したが、双方の主張は平行線をたどり、奉行所の裁断に従うという請書を提出させられ、同日の二月九日、大坂東町奉行所の白洲で、村高に準じて出銀をするという裁定が出され、双方の村々も納得して請書を提出（【34】⑥）、翌十日、中野村と深江村は、この請書を写したうえで、⑪の口上書を木村周蔵代官に提出して結果を報告した。

なお、【34】⑥の署名者のうち、末尾の小橋屋長兵衛・芳屋佐兵衛については、省略した【37】⑪の「差上申一札」には、

「木村周蔵御代官所
用聞葭屋佐兵衛
代　斉　助
松平遠江守殿用聞
小橋屋長兵衛」

となっている。

四　天上川・横川をめぐる村々

【38　横川川違中野村庄屋勘平願書】　芝切家文書

乍恐書付を以御願奉申上候

平岡彦兵衛殿御代官所摂州兎原郡

願人　中野村庄屋　勘平

一、当村御料私領御田地中へ、岡本村・田辺村之山より出申山川筋横川ニ水流申候、先年より山崩ニ而土砂多流出、御田地より川弐間も高ク罷成、度々堤切込御田地荒申候、其上左□（右カ）之御田地しつけ地ニ罷成、毎年損毛仕候、此川田中村領ニ而壱丁程新川付ケ申候得は、其末ハ先年より有之候田中村悪水川へ流申候、千田川と申が、右横川へ流込申候、是も先年より有之候小路村悪水川へ落、川末ニ而東青木村領ニ而壱丁程新川付ケ申候得は海へ落申候、然ル上ハ川すへニ罷成、何も海ニ落申候□（ニ）付、水落能土砂も留り不申、川高ク成不申候、則絵図仕指上ケ申候、此川御付替被為遊被下候而、右横川凡長拾五丁程、横平均拾間程之場所、私へ新開ニ被為　仰付被下候ハ、、難有可奉存候、然ル上ハ御冥加銀壱反ニ付金子壱歩つ、之積りを以、上納可仕候、右横川故当村御田地八分程ハ悪水海へ可落川無御座候ニ付、此横川下ニ内法一尺弐寸四方、長拾間つ、之悪水抜伏越樋、二艘御座候度々御公儀様より御伏替被下候、尤小路村領ニも内法一尺四五寸四方、五十間余之伏越樋二艘御座候、是ハ先年より尼崎御領主様より御伏替被成候、此度川違被為遊被下候上ハ、此御伏替可奉願様も無御座、御田地ハかわき地ニ罷成候故、毎年之損毛も無御座、川御田地よりひきく罷成候上ハ洪水ニ堤切込、御田地荒可申様も無御座、旁以毎年村々大分之徳用ニ御座候、其上御田地かこいのため毎年川普請人足杭木野柴等大分入、代銀旁百姓共殊外迷惑仕候、尤新川床ハ古川ニ而替地被遣被下、川違被為　仰付被下候得は、村々之百姓迄難有奉存候儀ニ御座候、右之旨被為　聞召上、乍恐御見分之上、川違被為　遊被下候而、古川私へ新開ニ被為　仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

享保九年辰正月

願人中野村庄屋

勘　平

解説

横川の流路変更の工事を中野村勘平が計画し、願い出た願書である。

横川はかつての天井(上)川の中下流部分をさして呼んだ川名である。現在は真すぐ南下、海に注いでいるが、当時天上川は、田中村付近から東へ等高線と並行して流れ、要玄寺川・四ツ松川などと合流して高橋川に合流していた。この東へ流れている部分を横川と呼んだ。当然高低差が少なく土砂が堆積し易く、周辺の田地は湿地になり易く、また堤は切れ易くなっていた。

勘平の計画では、まず田中村内で一町ほど新川を作り、天上川の主な流れを南へ流れる田中村悪水川に排水する。さらに途中で横川に合流して来る千田川(要玄寺川の下流)についても小路村の悪水川へつなぎ、東青木村内で一丁ほどの新川をつければ海へ流れ落ちる—というものであった。即ち、横に流れている川を、二ヵ所に南北の新川をつくることで、縦に流そうという抜本的な計画であった。さらに河川敷を再開発することで、一反に金子一分の冥加銀も上納するとしている。また、横川の水を排出する

改修前の主要河川図

(『本山村誌』本編巻頭所収図より作成)

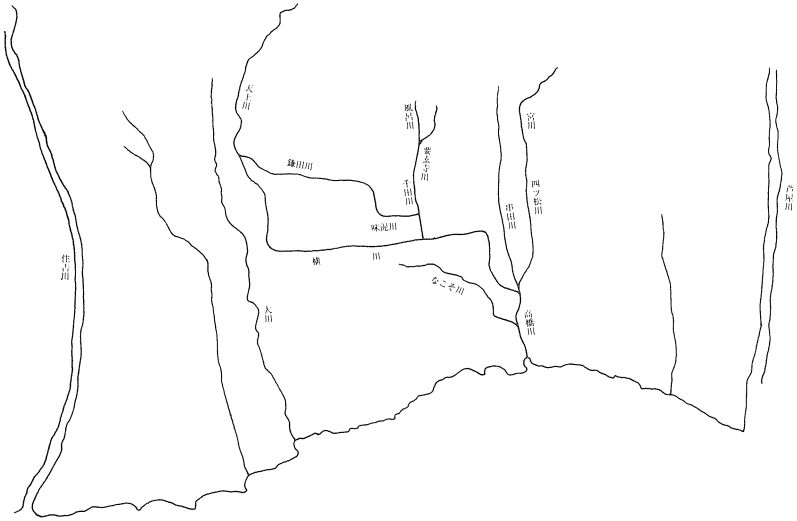

ために各村に設けられている伏越樋の維持管理費も不要となる―とその利点を強調している。

確かに勘平の主張は的を得た部分もあることは間違いない。事実、横川の流れているあたりは湿地が広がっており（『本山村誌』一〇四―五、二七六頁）、この川の流れている場所には、北畑村字芦原、同味泥、小路村南深田など、低湿地にまつわる小字名が残っている（同二七七、二八四頁、巻頭小字別地区図）。

しかし、新たに川がつけられる田中、東青木村にとっては重大事である。横川上流の天上川自体が、土砂が堆積していわゆる天井川になっており、工事の内容によっては増水した場合には田中、東青木両村の田地に直接被害が及ぶ可能性があるからである。この願書のその後の経過については、今だ史料を見い出せないが、元文三年（一七三八）にもまた願書を出していることから考えても認められなかったと考えられる。

【39　横川川違了承につき六ヵ村口上書】

芝切家文書

乍恐口上書を以奉申上候

一、今度横川筋川違之儀中野村御料方より疋田庄九郎様へ御願被申候ニ付、当月四日御会所様へ私共被為遊　御召、庄九郎様より被遣候絵図書付為御見被為遊（委細被仰渡）、右川筋之村々勝手不勝手（■之上尚又）之訳有之は（尚又）下ニ而も吟（念入）味仕、念入（ミミ）相考候上ニ而委細書付差上候様被為　仰付奉畏候、依之村々立会、下ニ而も吟味仕候所、私共村方右川違ニ付何之構も無御座候、勿論川違ニ成り候ハヽ、御田地之痛も無御座、其上年々奉願候横川表御普請等も相止ミ申、破損御損毛も無御座、永々迄勝手ニ相成り可申と、普百姓共得心仕候御事

一、絵図之表拝見仕候処、東青木・北畑・小路・中野ハ御料御領分共（右）四ケ村へ往古より取来り候おちこと申用水川相見へ不申候、此川筋中絶仕候義は難成川ニ付、中野村御料庄屋弥三左衛門へ相尋候所、庄屋被申候ハ、此度差上候絵図之儀は麁絵図之儀ニ候得は、有来り候用水川は書（こと〳〵く）入不申、先達而庄九郎様へ御断申上置候、尤御見分之節右古川筋御案内申上、伏越樋等御願可申上旨申上置候由、其外迚も御見分之節、間数方角等も御改被成、本絵図出来申由ニ御座候へハ、右おちこ川筋も中絶ハ御座有間舗奉存候得共、写之絵図ニ付紙仕奉

入御覧、御断申上候御事

一、岡本村之儀は、横川之川続、其上往還下ニ枝郷家居等も御座候ニ付、若存寄りも無之哉と私共より下ニ而相尋申候所ニ何之構も無御座、勝手之筋と申候ニ付、則口上書ニ印形仕差上ケ申候、則岡本村支配之堤并家居等之儀絵図ニ是又付紙仕、奉入御覧候御事

一、小路村之儀、絵図之表拝見仕候所、味泥深田より出申候川南之悪水川へ、此度片田川違之新川右之悪水川と一所ニ相見へ申候、此川筋一所ニ成り申候而は、深田味泥之悪水抜ケ申間敷と奉存候得は、新川西堤之外ニ、右之悪水溝御付被下候様ニ奉願、則此所ニも付紙仕奉入御覧候、将又右新川横川より南ニ而は、小路村領御田地東西南北長弐丁御座候、右領内之中へ新川請申候而は、左右之田地悪地ニ相成り可申と難義ニ奉存候、然レ共横川相止ミ申候上ハ吟泥川之難義も相止ミ可申と奉存候故損益相考申候へハ、川違成申之儀益之方と得心仕候御事

一、田中村之儀、是迄横川ニ差支、田中川之土砂はき兼、年々大分之御普請等御願申上候所ニ、横川筋川違ニ相成り候ハヽ、田中川土砂無滞、大分之御普請等相止ミ可申は勝手筋ニ奉存候御事、永々迄勝手ニ成り可申と奉存候御事

「一、此度川違ニ付、私共村方ニ而御田地之減り相考申候所、小路村川南ニ而凡弐丁之間両堤分ハ御田地減り可申と奉存候、中野村御領分川南之内、下々田壱反歩川敷ニ相成り可申と相見申候、此外之村々御田地構無御座と奉存候御事」

右之通村々立合、下ニ而吟味仕候所、如此ニ御座候ニ付、乍恐口上書を以申上候、以上

「一、此度川違ニ付、私村方ニ而御領分之御田地、川敷ニ成り可申と相見へ申候ハ、小路村川南ニ而凡長弐丁之間ハ両堤[redacted]可申と奉存候、中野村ニ而ハ御領分御田地川南之内ニ而、下々田壱反歩新川筋へ相当り相見へ申候、此外之村之御田地之構無御座様ニ奉存候御事」

一、此度川違ニ付、絵図之表私村方ニ而新川ニ相当り候ハ小路村川南之内ニ而凡長弐丁之間新川筋ニ相当り申候、中野村ニ而ハ御領分之御田地、川南之内下々田一反歩御座候所川筋ニ相当り相見へ申候、此外村々川筋ニ相当り候御田地相見へ不申候御事

元文三年年二月

中野村
深江村
小路村
北畑村
田中村
岡本村

増村与三右衛門様　　右村々庄屋年寄

解説

中野村の幕府領側の農民たちが代官疋田庄九郎に横川の付け替えを申請、これに対し、中野・深江・小路・北畑・田中・岡本村が「差し支えなし」と了承した回答書である。その経過は、

今月四日、会所に呼び出され、疋田から説明を受けた。何の異論もなく、川の付け替えが行われれば、田地の被害もなく、毎年お願いしている御普請も必要がなくなる—とし、各村ごとの問題点として、

(1)絵図には、東青木・北畑・小路・尼崎藩領中野村が取水している「おちこ」という川が見えない。幕府領中野村の庄屋に尋ねると、その絵図は麁絵図であり、古い川筋については一切廃止しないとの返事。そこで付紙をして、普請に合意した。

(2)岡本村は横川の川続きで、往還下の枝郷に家居があるが、やはり問題がないという返事である。

(3)小路村の場合は、横川近くに味泥・深田という小字があり、ここからの排水路と今回の川違の新川とが同じ所に見えるが、同じになれば味泥・深田からの排水能力が低下する、としている。これに対し中野村は、新川西堤の外に別に深田、味泥からの排水路をつけるとし、これにも付紙を行った。小路村には、横川の南には二丁四方の田地があり、新川がここを通ることで、この二丁四方の田地は悪地になるが、横川が東西型から南北型の河川となれば、損得を考えれば、結果的に得になる—としている。

(4)田中村の場合は、天上川が急に方向を変え、横川となる所だったので、土砂がたまり易かった。当然川違には賛成である。

(5)普請の結果、減少する田地は、小路村の二丁四方と、中野村の川南の一反歩だけである。

なお、小路村の小字味泥・深田については、北畑村との境付近だった。明治時代の字限図をもとにした「字別地区図」(『本山村誌』本編、巻頭)によると、北畑村との境界の小路村内に南深田、小路村と

の境界の北畑村内に味泥という小字がある。また要玄寺川に合流する味泥川という川もあった。

さて、この計画は、周辺の各村から賛成されたわけだが、どのような結末を迎えたのか、今のところ明確な資料は見い出せない。しかし、近世を通じて横川は周辺村々を苦しめ続け、抜本的な改修は、昭和を待たねばならなかった（『本』、一〇四）。

【40　横川堤争論内済につき為取替証文】

松田家文書

為取替一札之事

一、北畑村領字横川と唱候場所堤、去ル文化八年未六月洪水ニ而切所出来、右普請之義及争論、北畑村より西青木村相手取御公訴ニ及、御再許（裁カ）後再願以来、当時御糺中ニ御座候処、中野村庄屋弥三左衛門・小路村庄屋幸助并ニ双方御用達差加り、取曖対談行届、出入下済仕候処左之通

一、横川筋両堤川欠破損所之内、西青木村引受東西壱丁之間、南北両堤長延百弐拾間、此度対談之趣意ニ依而、地元北畑村より右之内四拾五間此度普請可申、西青木村より残七十五間は来ル九月朔日より十一月晦日迄之内ニ普請可致候、此以後右之場所東西壱丁南北両堤長延百弐拾間之間及破損候節は、大破小破共西青木村へ引請無遅滞普請可致候事

但、其余之義ハ寛政年中規定証文相用可申事

右之通双方無申分和融仕候上は、相互ニ睦敷いたし、急水之節は北畑村よりも心を添可申候、全御上様厚御憐愍之御理解奉承知候上は、此後我意違乱不申立、出入ケ間敷儀致間敷候、為後々年為取替一札、仍而如件

文政七申年九月

松平遠江守殿領分摂州菟原郡北畑村　庄屋　若太夫
年寄　善右衛門
同　徳兵衛

辻六郎左衛門殿御代官所同州
同郡西青木村　庄屋　太郎兵衛
年寄　利助
同　十左衛門

前書之通下済相整上は、永々無違失双方堅相守可被申候、以上

辻六郎左衛門殿御代官所同州

同郡中野村
取噯人　庄屋　弥三左衛門
御用達　大坂屋善助代
清　蔵
松平遠江守殿領分同州同郡小路村
取噯人　庄屋　幸　助
小橋屋長兵衛代
嘉　兵　衛

解説

北畑村領内の横川堤が文化八年の洪水で切れ、その普請をめぐって、北畑村が普請を担当した西青木村を相手取り訴訟を起こした。いったん裁許が出された後、再度願いを出し、その吟味中、中野村庄屋弥三左衛門と小路村の庄屋らが仲裁に入り解決した。その和解の史料である。

(1)西青木村の引請となっている東西一町の間、南北延べ百二十間の両堤は、地元北畑が四十五間、残る七十五間を西青木村が十一月末までに普請を行う。

(2)今後、この場所が破損した場合は、大破、小破に限らず西青木村が担当する。

(3)その他については、寛政年間の取り決めに従う。

以上の三点が骨子になっている。文化八年（一八一一）の破損が、なぜ文政七年（一八二四）まで放置されたのかはっきりしないが、おそらく、西青木村が直接自村に損害がないため、放置しておいたのであろう。今回だけという特例で、北畑村が、一部自己負担を行うことで決着した。なお史料中の「寛政年中規定証文」は未見である。

【41　横川伏越樋一件につき留書】①　芝切家文書

嘉永申歳
九月
字横川伏越普請一件
深江村
中野村
東青木村

尼ヶ崎御領分小路村より大造成新樋横川ニ伏越可

仕候処、中野村百姓喜左衛門見請候ニ付、其段村方庄屋藤助方へ相知らせ候ニ付、右藤助より深江村庄屋庄左衛門相知らせ候ニ付、其段両村百姓へ咄合仕候へは、右百姓共申候義ハ、往古より有来候樋より大造新樋相成候而は、両村百姓御田地大水相掛、難義仕場所ニ御座候処、夫故御田地相続難相成、普請差留呉候様申之候ニ付、其段小路村請(相)々引合罷越候処、不得止事普請仕候ニ付右新造火(樋カ)蓋預り置、対段(談)仕候処、右之段御上様へ達御聞、御出役被遊、右初末御尋ニ付、乍恐有躰奉左申上候

一、私村々御田地悪水大水相成場所之義ニ付、右横川堤下往古より有来候樋伏越し之樋大ゐニ難渋仕候処へ、又候大樋伏替仕候而は、大水之砌ニハ御田地水込ニも相成候、御田地相続難相成候ニ付、深江村百姓代惣左衛門・頭百姓清兵衛・中野村頭百姓丈之助右三人之者小路村引合ニ罷越し候処、右先方被申候義ハ、庄屋幸左衛門義ハ尼ケ崎罷越候趣申、夫故同村年寄七郎兵衛呼寄引合仕候所、右七郎兵衛申義ハ、先達而北畑村安兵衛・小路村善右衛門弐人之者共両村へ引合罷越候処、水下義故差支無之候様被申候ニ付、其趣ヲ以私御領分へ御届ケ奉申上候ハヽ、御聞済ニ相成候故、此度樋普請仕候と右之趣申候ニ付、私村方へハ右樋付而は先方より掛合之義一切無之候、然ル処一昨廿二日夜中、右場所火焼立相見へ候ニ付、当村之小前之者夜中ニ呼寄相談仕候義、樋普請之義故前書申上候通、大ゐニ難義ニ相成候処故、相止呉候様引合罷越候処、不得止事夜中ニ普請仕候様可仕候様相見江候ニ付、我々共此儘見届ケ罷越し候趣ヲ以、右場所見届ケ罷越候処、小路村人足之者共其儘逃さり、其場所ニ大ゐ成新造樋有之候故、其儘致置候而は何時ニ而も伏替埋候様と存候ニ付、私方へ一応掛合、大▇造成樋込埋候而ハ私方大ゐニ難儀ニ相成候故、迚も御田地相続相成不申と相心得、何分右新樋持帰り候而、翌廿三日中野村勘兵衛ヲ以、小路村庄屋方へ右新樋何程両村江持帰り相断ヲ立申遣し候、然ル処廿三日五ツ時より小路村人足不得止事普請仕候ニ付、夫故両村百姓逃(迯カ)付、右様之新樋伏込候而ハ水下御田地相続難相成候ニ付、右場所両村百姓共右場所ニ居候処、小路村庄屋幸左衛門両村へ罷越し申義ハ、今日尼ケ崎より御出役被遊御越し候趣申候間、何分両村小前之者共引取呉候様申呉候義相頼候ニ付、其段申聞セ候

而引取申候、然し一村より弐人ツ、場所ニ番付置候、小路村不得止事大造新樋伏越仕候而ハ、両村百姓人気相立、猶又右隣(隣)村青木村より右伏越之樋出来候ハ、、御田地は不及申、人家へも相かゝわり義ニ付、打噂罷越し右三ケ村より御役所様御届ケニ罷出候筈之処、人気相立混雑(カ)、御上様恐入奉存候ニ付、何分人気取おさへ右三ケ村より小路村へ段々及掛合候処、明廿四日何時天さい之程難斗候ニ付、情々(相)掛合仕候へハ、先方其村々より埋被下候へは普請差止、有来之樋ニ而其儘仕置、新造樋被為持候様申之候ニ付、右対段(談)行届候故、私村々預り置候樋板、元々江差戻し、右堀場所少々埋置人足も引取、右対段(談)幾(行)届申候、右尼ケ崎御領分小路村大造成新樋横川江伏越仕候ニ付、当村より差止ニ罷越候処、御達聞御出役被遊御越、右初末御尋ニ付、乍恐有躰奉申上候、何卒此段御聞済被為成下候ハ、難有奉存候、以上

嘉永元申
九月廿八日　　深江村
　　中野村

竹垣三右衛門様手代
山口瀬左衛門様

解説

小路村が横川に新しい樋を埋める作業をしていた。これを見かけた中野村百姓の知らせにより、深江・中野村が協議したところ、これまでの樋より相当大きく、両村の田地に大水が流れ込むことになると、工事の差し止めを求めた。この紛争が、幕府に聞こえるところとなり、役人が事情聴取に出向いてきた。最初の文書はタイトルはないが、事情聴取に訪れた手代に対する深江・中野両村の主張である。

①両村は水はけの悪い田地であり、これまでも横川堤下の樋のために難渋して来た。この上大きな樋に替えられると、もっと困ることになるので、深江・中野村役人三人が小路村に交渉に行くと、小路村年寄がいうには、先日、北畑村と小路村の者が中野・深江両村に説明にいったところ差し支えないといったという。しかし両村はこの件について小路村から相談を持ちかけられたことは一切ない。一昨日の二十二日夜中に、火をたいて樋の普請をしていたので工事を中止するよう申し入れた。小路村の人足は逃げ去り、現場に新造の樋が置いてあったので、この

まま工事が進められると困ると思い持ち帰った。翌二十三日、小路村庄屋にこの旨を伝えたが、同日また工事を始めたので抗議すると、小路村庄屋が今日、尼崎藩の役人が来るというので、一村二人ずつの番をつけ引き下がった。しかし隣村の青木村もこの普請は困るといってきた。そこで三ヵ村より小路村へ交渉した結果、これまで通りの樋にするというので、預かった樋を元に戻し、話し合いがまとまった。

この史料は、深江・中野村から事件のいきさつを代官、竹垣三右衛門の手代に報告したものである。

【41】②

乍恐書附ヲ以御詫奉申上候

一、今般尼ケ崎御領分同郡小路村字横川堤伏越樋伏替之儀、私共村々江一言之引合不仕、在来之樋より ハ格別取広ケ候様と相見へ候ニ付、私共両村之内田掛之者共一同及難渋候義ニ付、何卒右新樋伏込不申内ニ早々村方へ掛合候へは相止呉候心得ヲ以、則小路村掛合ニ及候へは、右樋之義ハ御 地領(頭)より仰付候而村方より相止(企カ)、既ニ明日樋方御出役様御見分ニ付、早々普請仕上候様抔と申答候ニ付、右掛合ニ罷越候者共当惑躰ニ而村方へ引取之内、右普請場へ早々人足差出し、堤土砂取除候躰ニ見請候ニ付、暫時難捨置候様地主より申立候故、両村共役人共前書(後カ)取失、地主共より任申取敢夫々取配ヲ以、小路村役人方へ両三人并北畑村へ三人、外普請場所へも見届ケ旁罷越し候処、小路村より御地領(頭)様へ如(何カ)行申偽り相願候哉、御役所江被仰達候趣、御出役被成下、右一件御役所へ御注進申上候、御差図ヲ以可取斗様両村へ自己之取斗仕候段御察当奉請、何共奉恐入候へ共、何分前書奉申上候通、右樋自然伏込候而は水下之溜池不残水押ニ相成候間、半時間も捨置かたく心得而已ニ而前後忘却仕、御役所へ奉申上候、自己之取斗仕候義ニ私共まかせ心得違之段、今更一言之申分無御座候義と先非後悔仕、一同重々奉恐入、此上重キ御吟味ニも被仰付候而ハ、最早秋取入之時節ニも相成、一同迷惑至極之段何とも奉恐入候得共、格別之御憐愍ヲ以、右心得違不行届之段幾重ニも御赦免之程偏ニ奉願上候、乍恐此段御聞済被為 成下候ハヽ、右地主共ハ不及奉申上候、両村之小前末々迄広太御仁恵難有奉存候、以上

嘉永元申歳

九月廿九日

当御代官所
摂州兎原郡
中野村
百姓代安右衛門
年寄　吉兵衛
庄屋　藤助
深江村
百姓代惣左衛門
惣五郎
年寄　甚右衛門
同断　伊兵衛
庄屋　庄左衛門

前書両村より申上候通、右一件其節は前後不相弁、自己之取斗仕候義心得違之旨、一同後悔奉恐入罷居、私共御詫奉申上呉候様相頼上候、此段御憐愍ヲ以御聞済被為　成下候ハヽ、一同難有奉存候、以上

組合惣代
横屋庄屋
与左衛門

竹垣三右衛門様

御役所

解説

②は、深江・中野両村から支配代官竹垣三右衛門に対し、紛争を起こしたことをわびた口上書である。人数を繰り出し、小路村の樋を持ち帰るなど、強引なやり方が詰問されたとみえ、「自己の取斗」に終始したことをわびている。なお、小路村の樋が大きく作り替えられることの被害として、「水下之溜池不残水押ニ相成」と書いていることが注目される。

村役人だけでは足りず、組合村の惣代も奥書きして不問に伏すことを願い出た。

【41】③

乍恐口上

竹垣三右衛門御代官所
摂州兎原郡深江村
中野村
東青木村

一、松平遠江守様御領分同州同郡小路村地内字横川と唱候場所ニ伏越樋有之、右場所ニ人数凡七八人

ニ而右樋普請様子を、去月廿一日朝中野村喜左衛門農業ニ罷出見受候ニ付、同村庄屋藤助方江立寄、右樋伏替いたし、殊ニ古樋よりは大造之新樋之様ニ見受候段為相知候処、藤助義一切不存義ニ付申之、深江村庄屋庄左衛門方へ罷越、同村江は掛合有之候哉と相尋候処、同村江も引合無之、殊ニ在来之樋よりは大造之新樋伏替候而は、水下一同難義ニ付、右普請差止可申哉と、庄左衛門藤助両人相談仕候へは、庄左衛門申様ハ、先一応小路村へ掛合、右返答之趣ニ而猶又相談可致旨申聞、藤助義ハ帰村仕候処、翌廿二日深江村百姓代惣左衛門・頭百姓徳兵衛中野村へ罷越し、同村頭百姓丈之助同道ニ而、小路村庄屋幸左衛門方へ引合ニ罷越候処、同人義御地頭御役場江罷越候留主中之由ニ付、年寄七郎兵衛ニ面会いたし度旨申入候処、早速同人出会いたし候ニ付、右樋普請等有之候ハ、、水下村々江引合も可有之筈之所、引合も無之、殊ニ大造之新樋旨、被仕替候義は如何之心得ニ而取掛り候哉と相尋候処、右は先達而当村善右衛門・北畑村安兵衛両人為使其村々へ引合ニ差遣し候処、両村とも差支無之旨挨拶有之候間、其段御地頭御役所江願出、御聞済ニ相成、普請取掛り候旨申聞候間、在来之通之樋伏替相成候ニも一応引合も可有所、別而大造之新樋不沙汰ニ伏替ニ致候義不得其意候間、右之始末御支配御役所へ御届申上候間、暫普請見合呉候様申聞候得は、右ハ御地頭様ニ而御聞済ニ相成取掛り候義故、見合候義難相成、差支之筋有之候ハ、、程なく御地頭御役人出張被致候間、差節（其カ）故障可申立旨申聞候間、然ル上ハ在来之古樋と新造之樋と之寸法改置度ノ間、立会呉候様申聞候処、同人義は用事有之、立会之義は難致旨申聞候間、無余儀惣左衛門・徳兵衛・丈之助引取、丈之介義は右始末庄屋藤助へ為相知、惣左衛門・徳兵衛義は普請場所江立寄、古新之樋及見候処、古樋は凡壱尺五寸四方程、新造之樋は弐尺五六寸四方ニも可相成と見受、七ツ時頃帰村仕、其段庄左衛門へ相咄し候ニ付、樋尻御高所持之もの共江相談いたし度旨申遣候処、同日夜五ツ時頃年寄百姓代其外拾三人打寄候間、此度小路村樋普請之儀一同承知之義ニ存居候哉と相尋候所、何れも不存段申聞、在来之樋ニ而も水下難渋ニ有之候処、其上樋口相広こり候而は難渋弥増、第一御田地相続ニ相抱り候間難捨置、早々引合いたし呉候様、庄左衛門へ申聞候間、同人義先達而

使ニ差越候善右衛門・安兵衛両人呼寄相尋候ハヽ、事柄相分り可申と相談仕候内、喜右衛門義表江罷出候処、普請場ニ篝火相見、夜普請いたし候様子ニ付、居合候者江其段申聞候処、天災之程も難斗、樋伏込候而は差当り難渋ニ相成候間、村役人は相残、喜三郎・治右衛門・利右衛門・弥三左衛門・忠左衛門・徳兵衛・角兵衛・喜右衛門・熊太郎・次郎左衛門・鶴松・信之介・善蔵、拾三人小路村樋場所江可罷越積ニ而好松(公明カ)六本、提灯四張持参いたし、中野村へ向罷越候処、同村庄屋藤助方江年寄百姓代其外藤兵衛・佐兵衛・儀兵衛・忠右衛門・喜左衛門・七右衛門・弥兵衛・又左衛門・久左衛門・儀助・市兵衛・勘兵衛・太十郎・喜丈兵衛、寄合相談いたし居候間、樋場ニ夜普請いたし居候趣申聞候処、一同可罷越旨申聞、同村より提灯弐張持参、一同同道いたし、普請場江罷越度、一同引取居合不申候ニ付、当六月中応対いたし候始末可相尋積ニ而、小路村七郎兵衛方江深江村弥三左衛門・中野村七右衛門両人罷越候処、留主ニ付立帰り申候、同村善右衛門方江深江村徳兵衛・中野村藤兵衛・弥兵衛三人罷越、北畑村安兵衛方江深江村利右衛門・中野村七右衛門両人罷越、其余之ものともハ普請場江罷越候処、篝火并ニ道具類残し置壱人も居合不申候、然ル処善右衛門ハ居合不申ニ付、悴為蔵江当六月中樋普請之義ニ付深江村庄左衛門方江引合ニ参り候始末相尋候所、親善右衛門引合之義故、何事も不存旨申聞候得とも、一応深江村庄左衛門方江余(参カ)り呉候様相頼同道いたし、安兵衛方ニ而も同様之次第申聞参り呉候様相頼同道いたし候ニ付、小路村幸左衛門方へ深江村次郎左衛門・信之介両人罷越相断置、北畑村へは深江村利右衛門・中野村喜左衛門両人年寄新右衛門方へ相断、彼是いたし候内、普請場へ参り居候もの五六人、様子尋ニ参り居候ものも一同、又々普請場江立寄、新造之樋見受候処、大造成樋ニ付夜中ニ而も被伏込、古樋打こわし元形失ひ候而ハ、後日証拠之品も無御座と存候間、砂蓋并■道具拾三品深江村持帰り、砂蓋六枚ハ中野村へ持帰り、翌廿三日甲(廿カ)朝小路村幸左衛門方江右品々預置候段、中野村勘兵衛ヲ以相断候所、右は当村之品ニ而は無之、御地頭様より御下ニ相成候品ニ付、勝手ニ取斗可申旨申聞、且又為蔵・安兵衛江当六月中庄屋使ニ相越候節、帰村之上何様被申聞候哉、其段(カ)相尋候処、安兵衛申聞候様は六月

中罷越候節は、天井川切所普請之義を申談候迄ニ而、小路村樋普請之義は一切談不申旨相言候、左候へは小路村役人両村ニおゐて差支無之旨偽申立、地頭様江願出候義と被存、尚此上安兵衛申方相違いたし候而は如何ニ付、其段書付ニいたし差越呉候様相願候処、帰村いたし候節より相談之上、書付相認可節(差カ)越旨申聞、両人共引取候、人足拾人斗寄集、普請いたし候を及見候間、追々ニ三拾人斗右場所江罷越候処、人足不残引取候は何時伏込候哉も難斗候ニ付、一同番いたし候積りニ而罷有候処、小路村幸左衛門・又四郎両人深江村庄左衛門方江罷越し、今日は御地頭御役人出張有之候間、右場所へ参り居候者為引取呉候様頼ニ参り、尤普請は相止メ可申旨申聞候得は、中野村江相談之上返答可致旨申答候処、右両人中野村藤助方へ罷越、同様之趣申聞候ニ付、深江村とも相談之上挨拶可致旨申聞候処、両人共引取候跡より深江村伊兵衛・宗五郎罷越候間、相談之上藤助外弐人普請場江罷越、早々引取候様申聞候所、参り居合候両村之もの申聞候様は、右様堀立有之候間天災之程も難斗、少ニ而も埋立不置候半而は心配いたし候旨申聞候ニ付、藤助外弐人共早速幸左衛門方江引合ニ罷越候処、同人留守之由ニ付、年寄七郎兵衛江面会いたし度と申聞候処、病気之由ニ而面会不致、如何可仕哉と相談仕候処江、同村又四郎罷越候ニ付、始末相咄候処、夫迄相延し一同為引取呉候様申聞候間、左候得は一同為引取申候処、翌廿四日ニ至り候而も右場所堀割有之候間、深江村・中野村両村より三拾人斗も追々ニ罷越候ニ付、深江村熊太郎・喜三郎、庄屋幸左衛門方江罷越、約定之通埋立呉候様申聞候処、両村役人中江引合、如何様とも可致由申聞候、然ル処右一件青木村江も為知置、深江村庄左(衛門脱)・伊兵衛・甚右衛門、中野村藤助方江罷越相談仕居候処江、青木村庄屋太八・年寄惣兵衛も罷越相談中、中野村分郷庄屋彦太夫罷越、堀割候場は埋立之儀は御地頭様江願済之儀ニ御座候間、始末申立置候間、右御沙汰有之延引いたし呉候様幸左衛門より頼越候、尤今日中御沙汰無之、明日ニ至り打捨置候ハヽ、深江村・中野両村存寄次第ニ取斗候とも申分無之旨申参り候ニ付、左候ハヽ幸左衛門江面談いたし度旨申聞候ニ付、彦太夫小路村へ立帰り、幸左衛門同道いたし来り、前書彦太夫より申聞候通り幸左衛門よりも申聞候得共、是迄段々約定相違いたし候儀故、書

付ニ而も差入呉候申談候処、左程疑念有之候ハ、、樋道具為引取候ハ、、差支有之間敷旨幸左衛門申聞候、左候ハ、水下村々差支筋は無之、併天災之程も難斗候間、越水無之程埋立呉候ハ、、一同安心引取可申旨申談候処、左候ハ、深江・中野両村之人足ニ而埋立呉候様、幸左衛門申聞候ニ付一同立会、越水丈之処埋立一同引取申候

一、深江村幸右衛門・忠兵衛・与兵衛・新左衛門・中野村治兵衛・左五郎・弥二兵衛義は、去月廿三日面々農業又は草刈等ニ罷出居候処、小路村樋場所ニ樋伏替之由ニ而人集り居候ニ付、追々罷越候処、樋口広こり候由ニ付、左候而は水下村々之儀故同様難渋之義ニ御座候間、委細は不相弁義候へ共、翌廿四日も左同様罷出候ニ御座候、右之通手続有躰奉申上候儀相違無御座候、已上

「右之通有躰奉申上候通相違無御座候、在来落来り候悪水ニ而も難渋仕候水下村々儀ニ御座候処、大造之新樋ニは伏替候而は難渋弥増、御田地相続仕兼候次第ニ而、相歎ケ敷儀ニ御座候、右樋元形之ことく伏替候ニおゐては、一同申分無御座候、右御聞済被為成下候ハ、難有奉存候、以上」（以下抹消）

嘉永元申年

十月廿四日

深江村　喜三郎　次右衛門　利右衛門　弥三左衛門　忠左衛門　次郎左衛門　熊太郎（伊兵衛倅）　徳兵衛　角兵衛　喜右衛門　信之助　善蔵（茂左衛門倅）　鶴松（坂口下人）　与兵衛　新左衛門（同断）　忠兵衛　小右衛門（百姓代）　惣左衛門（庄屋）　惣五郎（年寄）　伊兵衛　甚右衛門（同断）　庄左衛門

中野村　佐兵衛　藤兵衛　儀兵衛　忠右衛門　喜左衛門　七右衛門　弥兵衛　又左衛門　久左衛門　儀助　市兵衛　勘兵衛　太十郎　治兵衛　左五郎　弥二兵衛（年寄吉兵衛病気ニ付代）　安右衛門（庄屋兼百姓代）　藤助

東青木村　惣兵衛（庄屋年寄）　太八

御奉行様

解説

横川伏越樋については、紛争直後、小路村が「有来之樋ニ而其儘仕置」と約束し、中野、深江村も差し押さえた樋などを元に戻したことで、いったんは

収拾したものの、一ヵ月たっても、中野・深江村に対する処分が決まらず、小路村も樋を大きく作り直すことを目論んでいたとみられ、依然、大坂町奉行による吟味が続いていた。③は、九月に起きた紛争の経緯を極めて詳細に書き上げ、これまでと同じ樋にするよう求めた深江・中野・東青木村の口上書である。

内容については、①の文書に記された経緯をさらに詳しく、しかも個々の百姓たちの実名を入れて記述しているのが注目される。この中で、深江村らは、小路村が作ろうとしている新樋は二尺五、六寸四方もあり、古樋の一尺五寸四方に比べ大幅に大きくなっている、と主張している。また、新樋を持ち帰ったことについては、夜中にこっそり埋められ、古い方を壊されてしまうと、大きくなったことが立証できなくなる心配があったためと弁解している。道具など十三点は深江村へ、砂蓋六枚は中野村に運ばれたが、これらは小路村が尼崎藩の許しを受け、尼崎藩から下されていたものだけに、問題化した。一方、小路村は、北畑村安兵衛らが今回の工事について中野村・深江村に説明し了解を求めたと主張。しかし深江村などが安兵衛に問いただすと、六月に説明に行ったのはもっと上流の天上川の切所普請の件であり、小路村の樋普請については説明していないと言っている、というのが深江村などの主張であった。さて、小路村の人足は工事を中断したままにしていなくなったが、深江村らは、このまま放置すると天災も心配されると口実をつけ復旧を主張。小路村は工事については尼崎藩の了解を得て行っているので経緯を説明して沙汰があるまで待ってくれるよう反論した。さらに、明日になっても沙汰がなければ両村の思う通りにしてもかまわないと付け加えたが、深江村らは「これまで散々だまされた」として文書を要求。結局、小路村の了解を得て、深江・中野両村の人足が埋め立てて引き上げたという。

【41】④

為取替一札之事

一、小路村領字横川堤伏越樋、此度新規寸増樋取拵伏掛ケ候処、右は深江村・中野村江引合不致取広候より、両村小前之者人気立、彼是出入ニ相成、双方御地頭所(ママ)江より御出役有之、御糺之上御奉行所江御差出ニ相成、当時御調中之処、段々御利解之上、双方御用達取噯を以、右伏越樋之義ハ埋立、

在来通伏置可申候、右ニ付天井川切所普請之儀小路村より掛合致候節は、深江村・中野村よりも其筋へ引合、猶又願立等可致候、右ニ而已来無申分、出入下済相成候上ハ、相互ニ和融可申談候条無違失、為後日為取替一札仍而如件

年号月日

竹垣三右衛門殿御代官所
摂州兎原郡深江村
庄屋　庄左衛門
同州同郡中野村
庄屋　藤　助
松平遠江守殿領分
同州同郡小路村
庄屋　幸左衛門

右之通相違無之候、以上

大坂定治郎殿
小橋や長兵衛殿

解説

④は、一連の紛争についての和解証文であるが、年月日が欠けていることから、あるいは深江村らが作成した案文かもしれない。この証文によると、小路村が深江・中野村に交渉せず樋を拡張しようとしたため紛争が起きたこと、両方の領主から役人が来て調べたうえ、大坂町奉行所に裁決をゆだねたところ、結局、これまで通りの規模で樋を埋め、また天上川の普請について小路村に協力することで合意したという内容になっている。ほぼ深江村・中野村の主張通りとなっている。

【41】⑤

乍恐口上

一、当九月廿二日、私共村方之内小路村領字横川堤と唱候場所ニ在之候伏樋、近頃通水薄相成候ニ付而は、此度新規ニ右樋寸法相増取広、伏替仕度奉存候、其段前以小路村役人共より御地頭御役場江奉願上、御聞済之上、右樋伏替懸候処、右村より

深江村・中之村へ前書之趣、差支之有無引合も不仕候儘、御地頭表へ奉願上候より事発、深江村・中野村小前百性(姓)共人気相立、追々右場所江寄集候ニ付、御代官并御地頭よりも御出役在之、一ト通御糺之上、同十月十三日当御役所へ一件御差出相成、尚又追々御糺奉受奉恐入当吟(時カ)御糺中ニ御座候、然ル所元来深江村・中野村御引合も不仕、樋取広伏替懸ケ候段ハ、小路村不行届ニ而奉恐入、尤深江村・中の村之もの共は、右体場所江寄集候儀は奉恐入候得共、徒党ケ間敷儀并及狼藉候儀は勿論、疵人損所等出来候儀ニ而も決而無御座候ニ付、下ニ而双方対談之上、前書樋取広候儀は相止、在来之伏樋其儘置居仕、已来双方互ニ無申分、右一件和融仕候間、何卒格別之御憐愍ヲ以、此上之御吟味御赦免被成下候様、一同奉願上候、右之段御聞済被成下候ヘハ難有仕合奉存候、以上

嘉永元申十二月十六日出写

百性代
安右衛門
年寄
吉兵衛
庄屋
藤助

西御奉行所

相連印

深江村百性

一、喜三郎
一、次右衛門
一、利右衛門
一、弥三左衛門
一、忠左衛門
一、次郎左衛門
一、熊(伊兵衛悴)太郎
一、徳兵衛
一、角兵衛
一、小左衛門(右カ)
一、忠兵衛
一、新左衛門
一、与兵衛
一、甚右衛門(同断)
一、庄左衛門(庄屋)
一、惣左衛門(百性代同断)
一、伊兵衛(年寄)
一、善蔵(玄泉下人)
一、信之助(幸左衛門悴)
一、喜左衛門(右カ)

中野村百性

一、佐五郎
一、藤兵衛
一、儀兵衛
一、忠右衛門
一、喜左衛門
一、七右衛門
一、弥兵衛
一、治兵衛
一、太重良
一、勘兵衛
一、市兵衛
一、儀助
一、久左衛門(又左衛門カ)
一、又兵衛
一、安右衛門(百性代)
一、吉兵衛(年寄)
一、藤助(庄屋)
同村私領
一、彦大夫(庄屋)

一、弥次兵衛

一、庄屋 彦太夫　同村私領

右相手

小路村

一、庄屋 幸左衛門
一、年寄 七郎兵衛
一、百性代 安兵衛
一、百性 善右衛門
一、又四郎　甚兵衛

北畑村

一、百性 安兵衛
一、廉代三条村庄屋 八郎兵衛
一、年寄 新右衛門
一、右同断 善右衛門

解説

⑤は、この年の十二月になって、中野村から大坂西町奉行所に提出された口上書である。中野村の主張は、小路村が、深江・中野村に相談もせず尼崎藩に許可を求めたことが事の発端とし、双方の領主に取り調べられた後、十月十三日に大坂西町奉行所に紛争が持ち込まれたとしている。中野村は、小路村の非を批難したうえで、深江村の者たちが工事現場に集まったことは恐縮しているが、徒党がましき事や狼藉はもちろん、疵人を出したり損害を与えるようなことはなかったとしている。樋を以前の形のまま普請するということで合意したので、吟味を打ち切りにして欲しいと願い出たものである。この口上書からみて、深江・中野両村が新樋を差し押さえたことが、吟味の対象となっていたことが分かる。

【41】⑥

御見分書写

一、悪水抜伏越樋（小路村地内字横川西掛越）　但巾内法壱尺五寸八分　壱ヶ所　長九間弐尺
深同断壱尺五寸

但、右樋上堀割口　東西南三間五尺
中六間
北三間弐尺
南北九間弐尺

外

新造樋具

敷板　内法弐尺六寸　但帯外両縁壱寸宛
厚　三寸　但三枚数刷
縁板　弐尺五寸　但帯外両縁壱寸宛

厚　三寸
砂蓋　内法三尺弐寸四分
厚　三寸三分
右は松平遠江守様御領分摂州兎原郡小路村地内ニ伏込有之候同村并北畑村悪水抜伏込樋、并今般伏替可相成新造樋共、為御立会御見分御座候処、書面之通御座候、依之一同連印差上申候、以上
嘉永元申年
九月廿七日
松平遠江守領分
摂州兎原郡小路村
年寄
七郎兵衛印
庄屋
幸左衛門印
北畑村年寄
善右衛門印
同村同断
新右衛門印
兼帯庄屋三条村庄屋
八郎兵衛印
中野村年寄
病気ニ付代兼
儀左衛門印
庄屋
彦太夫印
竹垣三右衛門御代官所
同郡東青木村
年寄
惣兵衛印
庄屋
太八印
中野村百姓代
安右衛門印
年寄吉兵衛病気ニ付代兼
庄屋
藤助印
深江村百姓代
惣左衛門印
同断
惣五郎印
年寄
伊兵衛印
同断

甚右衛門印
庄屋
庄左衛門印

竹垣三右衛門様御手代
山口瀬左衛門殿

解　説

⑥は、紛争直後、双方立会のうえ見分を受けた結果を、代官の手代に報告したものである。現存の樋は内法一尺五寸八分となっているのに対し、新樋の道具では敷板内法が二尺六寸となっていることが注目される。なおこの資料は日付が遡っているが、書冊資料に収められた順に従い、ここに配置した。

【41】⑦

乍恐願下ケ御届奉申上候

一、松平遠江守様御領分同州同郡小路村領之内、字横川伏越樋埋立之儀、先月八日御届ケ奉申上候処、御聞済被為　成下候上、尼ケ崎役場へ御引合被為成下、難有仕合奉存候、然ル処尼ケ崎■御領分野寄村庄屋宗官と申者御召出之上、取扱可申様被仰付候趣ヲ以、当御支配横屋村庄屋与左衛門江相頼候ニ付、両人取扱ニ立入仕候而、右伏越樋埋立之上西青木村へ私共村々よりも共々引合可申約定ニ相成、此節追々埋立罷在申候儀ハ全御威光ニ而、尼ケ崎表へ御引合被成下候段、村々一同難有仕合奉存候、依之右之訳ニ而相済候儀御届ケ奉申上候、何卒右之段御聞済被為　成下、御聞届被為　成下候ハヽ、難有仕合奉存候、以上

嘉永弐酉年
五月十二日

当御支配所
摂州兎原郡深江村
庄屋
庄左衛門
中野村庄屋
藤　介
青木村庄屋病気付
代頭百姓
十左衛門

解　説

嘉永元年十二月に、深江村や中野村が吟味打ち切りを願い出たことは⑤の史料の通りである。その結論の史料は欠いているが、それとは別に、伏越樋を埋め立てることをめぐって依然紛争が続き、ようやく翌年五月に解決したらしいことが、⑦の史料で知られる。⑦の届書の宛先はないが、深江村や横屋村をさして「当御支配」「当御支配所」とあることから、幕府代官所であることは明らかである。

さて、この届書によると、深江村など三ヵ村は、四月八日、代官所に埋立を求め、代官所から尼崎藩にこの趣旨が伝えられ、尼崎藩領野寄村・幕府領横屋村庄屋が仲介し、埋立てが実現した。この結果を代官所に報告したのが⑦の史料である。題名に「願下ケ御届」とあるように、埋立て完了の報告だけでなく、紛争が村同士の話し合いによって解決し、提訴を取り下げることも意味していた。

【42　天上川普請一件につき村々申合】 芝切家文書

申合約定一札之事

一、字天井川、去ル文化十酉年大雨出水之節、右川堤所々大破切乱れ、御田地土砂流込、当時川床同様荒地ニ相成、村々一同難渋仕候ニ付、尤外村々ニは其節早速堤築立、以前之通り普請出来候得共、西青木村・田中村両村共其儘捨置候故、年々出水度毎土砂流出、追々御田地荒地弥増候ニ付、少シ之出水ニ而も村々より数多之人足差出シ相坊(防)候故、年分ニは多分之失費相掛り、村々一同必至と難渋ニ付、是迄両村へ切所築立致呉候様度々相掛合候得共、何角と申延し等閑ニ捨置候段、水下之村々此儘被捨置候而は、往々御田地荒地ハ勿論、年々立毛水腐等之損毛不少、自然と御収納向ニ相抱り候而ハ、御上様江対し奉恐入候儀ニ付、今般一同申合、以来相互ニ実意を以村々御田地太(ママ)切ニ相心得、農業無難ニ相続出来候様篤と示談之上、西青木村・田中村両村共堤築立普請致呉候様懸ケ合方ニ付、村々隔意無之様、且此後右一件ニ付諸雑費相掛り候共、相互ニ同心仕候上は何事ニ不依、決而違変仕間舗候、為後日申合約定一札依而如件

嘉永弐酉年五月

北畑村庄屋兼帯坂本村
庄屋　斉　助㊞
年寄　新右衛門㊞
小路村
庄屋　幸左衛門㊞

年寄　七郎兵衛㊞
中野村
庄屋　彦太夫㊞
年寄　儀左衛門㊞
同村
庄屋　藤助㊞
年寄　吉兵衛㊞
深江村
庄屋　庄左衛門㊞
年寄　伊兵衛㊞
東青木村
庄屋　太八㊞
年寄　惣兵衛㊞

解説

文化十年（一八一三）大雨のため天上川のあちこちに決壊が生じた。土砂が田地に流れ込み荒地となった。各村々はすぐ修理に取りかかったが、西青木と田中村だけはそのままに放置しているので、毎年水が出るたびに土砂が流れ出し、荒地が年々増している。下流の村々では少しの出水でも多勢の人足が出て防がなければならず、多大の出費がかかっているという。これまで何度か両村に普請をするようかけ合ったが、何やかやと引き延ばし放置している。そこで両村に普請をさせるよう働きかけるために、下流五ヵ村が申し合わせを行った史料である。西青木・田中村の反論の史料はないが、**【43　横川改修につき願書】**によると、ほぼ事実であることが分かる。諸経費の分担のほか、一致団結することを申し合わせている。結果は次号**【43】**によると不調に終わったようだ。

なお、嘉永二年五月といえば、前号資料の解説でふれたように、中野・深江・東青木の三ヵ村と小路村との紛争が最終的に決着した月でもある。その月に一緒に新たな交渉に乗り出したわけで農業経営を守るために、これまで対立していた村同士が容易に連合したのであった。

さて、次にかかげる史料は、本号史料とほとんど同趣旨であるが文面が異なる。同じ様な紛争にまつわる申合せの別の下書か写しかと思われるが、堤が破損した年代については「先年」とあるだけである。ただ、申合に名を連ねている村々の名前が本号史料と食い違っている点に注意したい。もしこの参考史

料が嘉永二年のものだとすれば深江村など行動に立ち上がった村側が少しでも発言力を大きくしようとより多くの村を巻き込もうとした可能性が考えられる。もしこの年のものでないとすれば同じ紛争が他の年にもあったことになる。

〔参考〕

芝切家文書

申合約定一札之事

一、字天上川先年大雨出水之節堤切流破損仕、其已来御田地江追々土砂流込荒地ニ相成、百姓不相続ニ付、尤其節外村々支配堤之義は如元普請仕候得共、西青木村・田中村両村支配堤ハ、未普請等も不仕候故、次第流砂相嵩、多分之御田地相荒候ニ付、其砌ハ勿論、年々下村々より難渋之訳柄申立、急々右堤築立、元川へ流水致候様数度懸合候而も、兎角申延る而已、等閑ニ相成候、右両村は流末之うれいも無之故之儀等察候得は、甚不人情之致方、下村々ハ追々御田地埋り荒、無年貢地ニ相成、或ハ大水之節は横川堤へ伏越樋ニ而は水行不致、立毛水亡ニ相成、御上納も相不立候ゆへ、互ニ御田地相続之凌ニ付及論体、終ニハ御上様之御苦労ニ帰り、是以右両村之支配堤普請延引而已故、下村々は雑費諸入用ニ暮、誠以難渋仕■居候ニ付、此度は互ニ御田地相続之実意を以、右両村へ普請成就致呉候様掛合可致、万事同心違変不仕様、申合約定調印一札如件

年号月日

北畑村　庄屋印
小路村　同
岡本村　同
田辺村　同
中野村　同
同　村　同
深江村　同
東青木村同

【43　横川改修につき願書】

芝切家文書

乍恐以書付奉願上候

当御代官所摂州兎原郡

深江村
中野村
田中村
西青木村

青木村
東青木村

尼崎領分同州同郡

岡本村
小路村
北畑村
中野村

右拾ケ村江相掛り候字天井川下続字横川筋之儀は、往古より川床高く、御田畑地並より凡五間余ノ高川ニ御座候ニ付、出水之節は村々より老若共我一ニ馳付相防候得共、大水之節は両堤共一円ニ水惣掛仕相防兼、一同難渋仕罷在候所、去ル文化十酉年中、田中村・西青木村両村支配所字天井川御普請所、堤長弐百間余川東へ切込、御田地土砂入ニ相成候処、其後数年来出水度毎、水先之田地追々砂入弥増、当時尼崎領分小路・北畑両村之田地多分川床同様ニ相成り、猶追々流末之田地出水毎ニ砂入相増、皆荒地ニも可相成段、一同心配仕罷在候処、去々申年八月中大雨ニ而、別而出水多く候故、小路村之悪水樋水咄兼候故、小路・北畑両村共田地一円水込ニ相成、立毛及水亡候ニ付、不取敢右両村より御地頭様へ願出候処、早速御見分之上天井川切所普請出来候迄、小路村悪水樋当時仮法を以伏替可仕旨、御地頭より被仰付候趣ニ而、横川堤堀割候所、深江・中野両村共流末之儀ニ付、小路・北畑両村之田地ニ込留り候水、一時ニ流出候而は、深江・中野両村共難渋仕候様相驚、右場所へ追々馳付、既ニ小路村と争論及出入、則先御支配竹垣三右衛門様・尼崎御地頭様御役人様御出張ニ而、追々御糺ニ相成り、於御役所ニ双方へ御利解被仰付候得共、対談行届兼御双方様より御公辺へ御差出ニ相成候処、於　御奉行所ニ双方御糺之上、厚御利解を以対談可仕旨被仰付、難有承伏仕候得共、元来水上天井川切所より事発り候義ニ付、何卒和熟仕相互ニ実意を以、田中・西青木両村へ切所築立呉候様、倶ニ可及掛合ニ旨を以双方共一致仕対談行届、其後追々申談、去酉年中田中・西青木両村へ度々及掛合候処、右両村より相答候義は、兼々承知仕罷在候得共、右堤切候後数ケ年之間、切所より上手一円出水度毎ニ川床堀抜、当時之姿ニ而は右切所之下手、以前之川床ニ水乗せ候義ハ中々出来間敷申之候ニ付、猶又精々及相談等と相考へ候処、右川筋之儀は川上ニ天井川筋凡拾丁下ニ而、字横川と唱へ真横ニ曲在之候

ニ付、水行甚以悪敷、谷々より崩落申候石砂川床ニ止り埋り、依之堤上置仕候ニ付、堤川床は平地より五六間も高く、川幅は別而狭く御座候故、大水難相凌前々より度々押切、既ニ文化年中ニは格別之大破ニ而、今以普請出来不申義ニ付、右切所より下手、往古より在来候川筋は大破以後数ケ年之間流水不仕、当時ニ而ハ狐穴等数々御座候故、唯今水通候而は堤一円相保間敷哉と一同心配仕候、然ル処右横ニ曲候場所より凡五拾間余西之方ニ、岡本・田中・西青木・横屋右四ケ村支配之川筋御座候、右西川幅堀広ケ両堤共丈夫ニ築立、右場所へ横川を川替仕候ハ、、真直ニ流落格別ニ水行宜相成、後難在之間敷奉存候ニ付、恐多義ニ御座候得共、不顧思召右川替仕度段、連印を以御願奉申上候、尤川替之義前書西川掛り四ケ村へ相談仕候処、岡本・田中両村は西川水行之差障りニ相成不申、後患無之様相成義ニ候ハ、承知可仕旨申之、則此度之願書ニ調印仕候程之儀ニ御座候得共、西青木・横屋両村は私共之掛合ニ而は行届キ不申義ニ付、乍恐右両村江は従　御役所何卒会得仕候様、厚御利解被為成下度奉願上候、何分川替仕度奉存候ニ付、奉恐入儀ニ候得共、別紙麁絵図奉差上候間、右絵図面御一覧之上格別之御憐愍を以、早々場所御見分被為成下、右西川筋江川替被為仰付下候ハ、、右村々数多之百姓共小前末々子々孫々ニ至迄、安穏百姓相続可仕義ニ付、何卒乍恐願之通御聞済被為成下候ハ、、広太之御仁恩一同難有仕合ニ奉存候、已上

嘉永三戌年八月

深江村　庄屋　庄左衛門
年寄　伊兵衛
中野村　庄屋　藤助
年寄　吉兵衛
田中村　庄屋　善五郎
頭百姓　平介
青木村　庄屋　太八
年寄　惣兵衛
岡本村　庄屋　太郎右衛門
年寄　藤左衛門

小路村
庄屋　幸左衛門
年寄　七郎兵衛
北畑村庄屋
兼帯坂本村
斉　助
年寄　新右衛門
中野村
庄屋　久兵衛
年寄　嘉平次

川上金吾助様
御役所

解説

横川の付け替えが、十八世紀前期の享保－元文期に重要なテーマとなっていたことは既に見たが、再び川の付け替えを十ヵ村で願い出た史料である。

この願書によると、横川の川床は田地より五間も高く、文化十年に田中村・西青木村支配の天上川の堤が切れ、修理をしなかったために、特に小路・北畑村の田地の多くが川床同様になり、去々申年八月の大雨には、小路村の悪水樋から水がはけず、小路・北畑両村の田地は一円に水につかった。尼崎藩に届けると、横川上流の天上川の切所の普請が出来るまで小路村の悪水樋を一時的に伏替えるよう指示があったが、この水が吐き出されることになる下流の深江、中野村は大いに驚き紛争になった。ここでいう申年とは、嘉永元年（一八四八）のことで、この紛争は**【41　横川伏越樋一件につき留書】**に記された出入りであることはいうまでもなかろう。さてこの紛争は大坂町奉行所のもとで和解したが、元はといえば天上川の切所が原因で、放置していた田中・西青木の責任は大きいということになった（**【42】**）。

西年（嘉永二年）に、田中・西青木両村に交渉したが、両村がいうには、堤が文化年中に切れてから数ヵ年の間、切所より上手で出水のたびに川床が削り取られ、今となっては下手は土砂がたまってなかなか元通りに水を流すことが出来ない。結局十丁ほど下手が横川といって真横に流れ、谷々から流れ出た土砂がそこに堆積するのが根本原因である。堤には「上置」という補強を行っているので、川床は田地より五、六間も高いうえに川幅が狭いので大水が出れば防ぎがたい。今では狐の穴などもあってか

えって水を通すと堤の強度が不足する心配もある。そこで、横に曲がる所から五十間ほど西に、岡本・田中・西青木・横屋四ヵ村管理の川があり、この川幅を広げ、堤を補強すれば、真っすぐに流れ落ち、水の流れが良くなると思われる。ただ、西青木・横屋両村は、この計画に難色を示しているので、この計画を承認したうえ、両村を説得して欲しい、というのである。宛先の川上金吾助は、幕府代官である。

当初、小路村が樋を大きくしようとしているとして紛争を起こした深江・中野両村は、交渉の過程でその原因が、堤の切所を放置している田中・西青木両村にあることを知り、闘争の相手を変える。しかし、結局、横川という構造的な欠陥が根本にあることに気づき、最後にはその流路変更が必要であるという結論に行きついたのであった。依然、横屋・西青木の両村が反対しているとはいえ、農民たちは紛争を重ねる中で、より本質的な原因を見抜き、それを連帯しながら排除していこうとする地域課題の解決の手法を見つけ出したのであった。合法闘争の中で、農民たちは自らの主張をより普遍化し、幅広い連帯をして、幕藩領主に迫るという手法を体得したといってもよいだろう。

【44 横川筋破損所普請につき八ヵ村取極】

芝切家文書

覚

一、天井川通横川筋普請取極約定左之通

田中村并ニ西青木村

破損所　　但、川床幅弐間

深サ　五尺

岡本村并ニ北畑村領堺目二本松之所ニ而、堤并川床共五尺取下ケ、川床幅弐間、夫より川下小路村中野村領境目迄壱間ニ落五歩宛、川床幅弐間、夫より川下モ小路村并ニ中野村領境目ニ而、堤并ニ川床共三尺取下ケ、夫より川下モ深江村悪水樋さぶた（砂堰）迄取下ケ落三歩五厘、川床幅弐間

右之通川掛り村々一同立会之上、堤川床境目立合高下無之、落順々ニ普請可致約定取極、依而如件

嘉永四亥年

十一月

西青木村庄屋　善治郎

田中村年寄

善　五　郎
岡本村庄屋
太郎右衛門
北畑村庄屋兼帯
斉　助
小路村庄屋
幸左衛門
中野村庄屋
藤　助
同村庄屋
久　兵　衛
深江村庄屋
庄左衛門

解説

横川筋の破損所の普請について、八ヵ村の村役人が立会で普請概要を取り決めたものである。普請場のポイントとして岡本・北畑村境の二本松、小路・中野村の境、深江村悪水樋までを取り上げ、川幅や取り下げの寸法を記している。この区間は、旧天上川が横に流れ、横川と呼ばれた区間の全域に当たり、「壱間ニ落五分」＝長さ一間に対して落差五分＝などと、傾斜率も定められている。

【45　横川測量覚】

芝切家文書

横川水盛覚書

一、深江村悪水樋より此松迄百間有、堤高キ五尺七寸、川底より砂蓋迄弐尺、落三尺壱寸六歩、松より上り立道迄弐百七間有、川底より堤高キ四尺五寸、落七尺三寸

二本松より壱ばん間廿八間、土より上三尺六寸五歩、土より上四尺五寸、壱ばんより二ばん迄四拾弐間、土より上六尺弐寸、二番より三ばん迄三拾間落壱尺、三ばんより四番迄四拾間落弐尺六寸、四ばんより五ばん迄四拾八間落四尺五寸、五ばんより六ばんまで四拾六間落三尺六寸、六ばんより七番迄六拾八間落四尺、七番より八番迄五拾間落弐尺四寸、二本松より小路村中野村境目迄此間数三百五拾弐間、此落弐丈壱尺五寸、但し壱間ニ付六歩壱厘並し

亥十一月八日

田中村

立会

西青木村
東青木村
深江村
中野村
小路村
北畑村
岡本村

解説

横川の長さや傾斜などを測量した結果の覚書である。「水盛」とは本来、細長い材に溝を掘り水を盛って水平を定める方法やその器具をさすから、勾配の測量がその主眼だったことは明らかである。横川は、等高線に沿い横に流れる特異な川で、高低差が少なく上流からの土砂が堆積しがちで、川底が浅くなってひとたび洪水があると堤が切れ易く、近世を通じて再三問題になっていたのは、既に見た通りである。勾配の測量を行ったのも、普請に関連するものと考えられ、年号は欠いているが、前号の嘉永四年十一月の普請と干支、月が一致することから、一応、ここに収める。

表1　横川各区間傾斜一覧

	二本松—2	2—3	3—4	4—5	5—6	6—7	7—8	合　計
間　隔	70	30	40	48	46	68	50	352
落　差	34	10	26	45	36	40	24	215
傾　斜	0.49	0.33	0.54	0.94	0.78	0.59	0.48	0.61

さて、史料の語るところは、当時と景観、川の流路が大きく変わっていて、意味の通りにくいところもあるが、深江悪水樋から松までが百間、落差は三尺一寸六分で、傾斜は一間当たり三分一厘六毛。松より上り立道までが二百七間、落差七尺三寸で、傾斜は一間当たり三分五厘三毛。次の二本松は、前号資料からして、岡本・北畑村の境界地点と考えられ、ここから一－八番の八区間について間隔が記され、二番以降は落差も記されている。二本松から八番までの八区間の間隔はそれぞれ、二十八・四十二・三十・四十・四十八・四十六・六十八・五十間であり、計三百五十二間。文末の「二本松より小路村中野村境目迄此間数三

百五拾弐間」の数値と一致することから、八番というポイントは、小路・中野村の村境にあったことが明らかである。

さて、この数値から、岡本北畑村境から小路中野村境までの横川の流れの様子を推定してみよう。表1は、各区間の間隔（単位は間）、落差（同、寸）、傾斜（一間当たりの落差、単位は寸）を一覧表にまとめたものである。二本松－一番間、一番－二番間については落差は記されていないが、幸い全体の落差二丈一尺五寸が明らかになるので、逆算をした。

この表によれば、田中・北畑の境付近から、北畑村西部にかけてが傾斜がゆるやかで、途中やや傾斜が急になるが、中野・小路村境付近で再び傾斜がゆるやかになるという構造になっていた。各ポイントの正確な位置が明らかでないため、これ以上の分析は困難だが、傾斜に変化があるということは、それだけ、よどみが出来易く、また土砂も堆積し易い。そもそも川全体の傾斜がゆるやかなのが根本の原因なのはいうまでもないが、川の起伏はさらに悪条件となったのであろう。

【46　普請用石値段高値につき願書】　松田家文書

乍恐以書付奉願上候

一、当村支配横川堤外側裾通石垣、先年結構御普請被　為仰付難有奉存候、亦候当年午春同様結構御普請被仰付候処、昨年所々新田切込破損数多御座候ニ付、石元有合石売切其上先金掛置追々出シ、石壱石ニ付弐分程増直ニ而買取手廻り兼候得共、先年より横川御普請御掛り、大庄屋平野順治様并高井宗官格別之候働（ママ）キニ而、壱石ニ付五分ニ而下直ニ御両人殿も直段石元情（植）々御引合被下候得共、石元より段々入訳申出候ニ付、御上様御時節柄奉恐入候得共、壱石ニ付五厘宛増直ニ而御下ケ被為成下候様奉願上候、何卒右願之通御聞済被為成下候得バ広大之御慈悲難有仕合ニ可奉存候、以上

安政五午年　　小路村頭百姓　兵右衛門

七月七日　　同村年寄　　七郎兵衛

同村庄屋兼帯

樋方　　坂本村庄屋　　住野斎助

御奉行様

解説

横川の堤外側のすその石垣に先年御普請を命じられ、今年も同様の御普請を命じられた。ところが昨年あちこちの新田が破損したため、石不足になり、石一石につき二分ほど値段が高くなっている。先年から横川御普請を担当している大庄屋の平野順治や野寄の高井宗官の働きで、一石につき五分の低価格でなんとかしてきたが、石元からいろいろ申し入れもあり一石に五厘だけ値段を上げて経費を下げ渡して欲しいという願書である。

「御普請」というように、経費は尼崎藩が負担する工事だったが、現物支給ではなく、単価の決められた総額支給だった。このため、物価が上昇するとたんに工事に窮することになる。この矛盾は村方の有力者の「格別之働」きによって糊塗していたのである。しかし、地域の有力者の奔走によってもその矛盾は覆いがたい所にまで来た。こうして増額を要求するに至ったのである。また堤のほか新田の普請などにもひんぱんに石が利用されていたことがうかがえる。

【47　八幡谷よりの取水につき訴状】　芝切家文書

乍恐以書付急訴奉申上候

御料所
桜井遠江守殿領分
「願人（貼紙）　中野村　入組」

御田地養水并呑水
差留出入

願人
入組　中野村
桜井遠江守殿領分
田辺村
願人　北畑村
小路村

御料所
田中村
西青木村
相手　横屋村
東青木村

右は去ル十八日夜大雨ニ付、岡本村支配字八幡谷ニ而大破ニ相成、同村流末御料田中・西青木・横屋右三ケ村御田地荒所出来土砂入ニ相成、右大雨之節四ケ村立会字横尾女池新池破損仕候、然ル処去ル廿二日夕方ニ相手四ケ村役人、私共村々江掛合ニ参り候義ハ、此度弐ケ所溜池破損致候故、荒所出来、右普請池掛村々より致被呉候様頼入候、

尤此義ハ川水斗ニ而右様相成候ハ、致方も無之候得共、池破損故之義ト存候、尚又池普請ハ見合可被成、右ニ付字八幡谷ニ有之候四ケ村養水揚井手(カ)引取之義ハ返事有之迄見合可被成候、尤養水井手ニハ東青木村ニは故障無之、池普請斗差支ニ候、右様申出候ニ付、明日返事可致候、乍併八幡谷養水井手は往古より取来御田地養ハ不及申、百姓呑水ニ相用ひ来候、尤地所岡本村・田辺村両村立会ニ付及掛合相談行届、則今日より井手揚ニ取掛り居候間、是悲(ママ)共井手揚致養水引取可申候答候ハ、、左様被致候而は、多人数罷出相崩可申候、其節大変之義出来候程も難斗候間、承知可被致候、右様申立候ニ付、明日丈ケ見合可申候ト相答候ハ、、尤返事之義ハ三ケ村申出候通承知之返事ニ「相成(貼紙)候ハ、井手ニハ」差支無之候、尚申帰候間早速前条之通百姓一同ニ相談致候得は、百姓共人気立候得共取押置、村々役人共直様御地頭様江御伺申上候ハ、、早々御出役被下、則森村庄屋嘉平治ヲ以度々嘱方致被呉候得共、矢張前条申募少も柔和之内心無之候故、百姓共渇水之段申立、片時も難捨置候得共、最早下方ニ而可致様無之候ニ付、乍恐何卒右相手之村々急速御召出之上御田地養水呑水早々為引取候様、厚哀憐ヲ以御利解被為　仰付候ハ、、莫太之御慈悲百姓一同難有仕合ニ可奉存候、以上

御料所　中野村百姓惣代　官　兵　衛
同村役人惣代　安右衛門

慶応四年
辰五月晦日

桜井遠江守殿領分
同村百姓惣代　善左衛門
同村役人惣代　安左衛門
「田辺(貼紙)村百姓惣代」　九右衛門
同村役人惣代　作　太　郎
北畑村百姓惣代　安　兵　衛
同村役人惣代　善右衛門
小路村百姓惣代

庄　吉
同村役人惣代
幸　助

兵庫津
御役所様

解　説

大雨のため、八幡谷やその上流にある横尾女池、新池に破損が出来た。その修復をめぐって、中野村など四ヵ村と、東・西青木村など四ヵ村との間に紛争が起きた。この史料は、中野村など四ヵ村から兵庫津の役所に出された訴状である。

八幡谷とは、天上川の上流の谷で、金鳥山の西側を南下している。史料によると岡本村支配のこの谷が、慶応四年五月十八日の大雨で崩れ、天上川中下流にある田中・横屋・西青木村の田地に土砂が流れ込んだ。実は、この雨で、さらに上流にある横尾女池・新池も破損をしていた。この横尾池というのは、男池・女池があり、次号資料に見えるはぶ谷池の三つを合わせ、北畑・田辺・小路・中野村の四ヵ村立合池であった。安永七年（一七七八）には、三条村の新兵衛らが無断で水車を建て、「水盗取」と問題になり、詫び証文を出したこともあった（『芦資』②四二八）。なお、この三池は、金鳥山山頂の約一キロ北北東に当たり、現在では横池雌池・同雄池・はぶ池と称している三池のことと思われる。はぶ池のすぐ下方をはぶ谷と呼び、これが八幡谷―天上川へとつながっている。

さて、五月二十二日になって、池破損によって田地に土砂が流れ込むなど被害を受けた西青木村など四ヵ村の村役人が訪れ、①池が破損したために田地に土砂が流れ込んだのであり、田地を元に戻す普請は、原因を作った中野村などの手で行うこと②ただし池普請は差し支えるので当分見合わせ取水もしないこと―を要求した。

これに対し、中野村などは、①明日返事をする②八幡谷用水は潅漑用のほか飲用にも利用して来た③問題の場所は岡本・田辺村との立会場で、交渉がまとまったので、八幡谷から取水を再開する予定である―と反論した。

しかし、西青木村らはそんなことをすれば大勢繰り出し施設を崩すようなことをやりかねないと脅して帰った。

もちろん、こうした主張を中野村などがすんなり納得するはずはなく、領主に訴えたところ、役人が出向き、森村庄屋が仲裁人になったが、結局交渉は決裂した。こうして中野村など四ヵ村が、用水や飲用水を取水できるように、兵庫津の幕府役所に訴え出たのである。

【48　横尾池修覆につき差入一札】　芝切家文書

差入申一札之事

一、去ル慶応弐寅年八月十六日之洪水ニ而、字横尾新池并羽二谷池弐ケ所堤破損致候節、其御村々御田地壱丁三四反土砂入相成候趣承知仕候、誠気毒之段察入候、然ル処又ハ(候カ)当辰五月十八日夜稀也洪水ニ而、横尾女池・新池弐ケ所破損仕、岡本村支配ニ而大破相成、流末之御村々御田地荒所出来候ニ付、右御村々より御役人中池掛り四ケ村へ御出ニ相成候ニ付、此度弐ケ所溜池堤破損候故、私村々御田地多分土砂入相成候間、右普請不残如元ニ致被呉候様頼入候、当八幡谷ニ有之四ケ村用水呑水揚井手相崩居候得共、何分返事有之迄不相成候間、是又承知可被成と御懸合ニ付、池掛り村々百姓示談致候ハ、、人気立候故　御地頭様へ御伺奉申上候処、早々御出役被下、即森村庄屋村上嘉平次殿ヲ以、段々嘱方致被呉候得共、下方ニ而行届不申候ニ付、乍恐不得止事、兵庫津　御役所様江急訴奉願上候処、池掛り之内中野村高橋官兵衛殿江嘱方被　仰付、右同人より段々下済之義御談中江、新在家村庄屋竹内久七殿御利解御嘱ニ而、下済候様双方江御談ニ附、則対談行届候義ハ(カ)

一、字横尾男池壱ケ所

　　但、上横巾壱間常水より堀返(カ)

　　雨天樋丈夫ニ差入可申候

一、中池弐ケ所

　　但、上横巾五尺常水より堀返(カ)

　　右同断可致候

右之通御約定ニ申候上は、三ケ所池堤此後破損不仕候様、池懸り村々より急度気付大切ニ可仕候、依之双方共已来無申分下済仕候、為後日差入申一札仍而如件

慶応四辰年六月

御料所中野村百姓惣代　　勘兵衛

同村庄屋　　安右衛門

桜井遠江守領分同村百姓惣代
善左衛門
同村庄屋
安左衛門
田辺村百姓惣代
九右衛門
同村庄屋
作太郎
北畑村百姓惣代
安兵衛
同村年寄
善右衛門
小路村百姓惣代
庄吉
同村庄屋
幸助
田中村年寄
新次郎殿
同村同断
粂二郎殿
横屋年寄
彦兵衛殿
同村同断
与三左衛門殿
西青木村庄屋
勘十郎殿
同村年寄
善助殿
東青木村庄屋
利八殿
同村年寄
平左衛門殿

解説

前号資料の解決を示す資料である。この資料によると、兵庫津の役所に訴状を出したが、中野村官兵衛に内済の指示が出され、新在家村庄屋の仲裁でようやく和解に達した。

五　片田川・串田川をめぐる紛争

【49　片田川普請紛争和解につき一札】

松田家文書

双方連判一札之事

一、当亥春深江村より、同村田方之内、字片田井川用水掛り凡反別弐拾町余御座候ニ付、右片田井川と申候ハ、字芦屋川西側ニ相添同川より数寄水仕請、則西芦屋村地面之前場所ニ而、地所竪七間横弐間斗湧溜より流水遣取候而、右片田川（ママ）と申す、往古より用水引取来り候、元来芦屋川地底より、数寄水越出申儀ニ御座候、然ル処、右芦屋川近来土砂流悪敷、段々川床高ク相成、右湧溜出水無数用水引足兼候ニ付、及旱損候処、当亥正月芦屋川東堤、往還之上中程へ、新規ニ芦屋村より水井戸出来ニ付、猶々右片田井川数寄水無数相成候哉と、百姓一統相歎キ候ニ付、芦屋川西側之堤、芦屋村支配所御普請所へ、堤底より川中へ向水井戸差入度段、閏正月十五日、木村周蔵様御役所へ御訴訟奉申上候処、芦屋村御召出之上御糺ニ相成、芦屋村より相答候ハ、右場所之儀ハ字南ノ口と申、御普請所ニ而近年至而、川床悪敷相成、聊之出水ニ而も人足差入相妨、勿論堤下ハ不残芦屋村御田地故、新規水井戸差入候而ハ、堤切込御田地土砂入ニ相成候儀ハ、眼前ニ付、右之趣歎ケ敷依之差構申立、何分対談行届不申候ニ付、各両人当亥年二月廿二日御地頭より、御召出之上取扱被仰付、精々相掛合被下候処、往還より上深江村御普請所之内ニ而ハ、芦屋村も荒増得心仕、然ル上ハ、取替セ証文ニ相成候得共、文面之儀両村互ニ落合兼候ニ付、水井戸堀割之場所、御役所様へ御見分被成下度段、双方より願上候処、依之木村周蔵様御手代川田佐四郎様、三月廿日御見分被成下、右両村へ段々御利解被為仰聞候得共、対談行届兼罷在候、旁ニ仕候内、三月下旬之頃より、村々最寄替ニ而、則芦屋村儀、池田仙九良様御預り所ニ相成、尚更対談難出来、依之往還より上、水井戸堀割之儀無拠相止メ、芦屋村畑地、則西芦屋村前出水湧溜より凡三町斗（カ）川下西側ニ而、新規池床深江村譲り渡池床相定メ、右出水片田川へ引取可申対談、双方得心之上、則熟談之趣左之通

字南ノ口

一　下々畑　弐畝弐拾歩　分米八升　石盛三

此取米四升九合六勺　　免六ツ弐分
右之畑地代銀壱貫百目ニ相極、右地面、東西七間
南北十五間
右之内（東西五間南北拾壱間）池床也
但西手ニ而弐間堤
砂揚場　南北之内四間北ノ方砂揚場
右之通相定申候

解説

芦屋川から分流した片田川（片田井川とも呼ぶ）をめぐる芦屋村と深江村の紛争の和解文書である。

深江村の主張によると、片田川とは、深江村の田畑二十町余りにかかるもので、芦屋川の西にあって「数寄水」を取水していた。つまり「西芦屋村」の前にある縦七間、横二間半のため池から流水がわいていて、片田川と称している。元来芦屋川底からの「数寄水」であったが、段々川床が土砂で埋まって湧溜からの水の出が少なくなって旱損がちになっている。特に今年一月、芦屋川東側堤に芦屋村が新規に水井戸を掘ったので、一層片田川の水が減った。そこで芦屋川の西側の芦屋村支配の普請所に水井戸を作りたいと閏正月十五日、代官木村周蔵役所に願書を提出した。

これに対し芦屋村からの返答は、深江村が水井戸を掘るのを希望している場所は南ノ口という所で、御普請所で近年は、少しの出水でも人足を出して堤が切れないようにしている。堤の下は全て芦屋村の田地であり、新規の水井戸を堤の下を通せば堤が切れ、田地に土砂が入り込むとして反論した。

二月二十二日、領主から和解を命じられ、西国街道より上の深江村御普請敷地内で工事をするという点で芦屋村も大筋で合意した。しかし、和解の証文の文言についてなかなか話がつかず、代官所手代に場所を見分してもらうことになった。そうこうしているうちに芦屋村の代官が池田仙九郎に変わり、一層和解が難しくなった。そこで、街道の北側に水井戸を掘るというのはやめ、現在の出水湧溜より三町ばかり川下の西側を池にすることで話がついた。

その池とは、字南ノ口下々畑、二畝二十歩。一反当たりの収穫高（石盛）は三斗で、生産高は八升。年貢は六二％で、東西七間、南北十五間、代銀は一貫百目と決め、このうち、池は東西五間、南北十一間とし、西側二間に堤、北側四間は砂揚場とするこ

とになった。なお、南ノ口とは、現在の芦屋市月若町西南部の小字名である。

さて、片田川については、明和六年（一七六九）芦屋村が尼崎藩領から幕府領になった時、代官所に差し出した『差出明細帳』（『芦資』②－五九）に

一、片田川幅五尺、長八町余
　但シ芦屋村悪水、川下ニ而ハ傍示川と申
　芦屋村・深江村境流申候

とあり、傍示川の上流を芦屋村では片田川と呼んでいたことが分かる。即ち、本来の川の名前が片田川で、その南側が、芦屋・深江両村の村境だったために、傍示川と呼ばれた、という。これに対し、深江側では、傍示川から分かれ、さらに西側を流れる津知川と、その西側を流れる高橋川の間を横に結ぶ水路を片田川と呼び、正確には、片田井川と呼んだ（岡田龍太郎、太田垣正雄、志井保治氏による）。また高橋川に近いあたりの片田井川を、イセノカワとも、また塞の神（道祖神）にちなんで塞の川とも呼んだ。

そもそも、深江地域にあっては、横川に代表されるように、東西方向の河川・水路は人工的に設けられた可能性が強く、「井（ゐ）」には用水施設という語意もあることから、あるいは、片田井川とは、片田川の下流に設けられた人工的な用水路だったのではなかったかと考えられる。そして本流の片田川を、傍示川と呼んだために、芦屋村と深江との間で、片田（井）川が示す区域に違いが生じたのではないかと考えられる。

次に、この資料には年号を欠いているが、亥年で閏正月があるのは、近世においては享和三年（一八〇三）しかなく、同年三月、池田仙九郎が芦屋地方の代官になったとする『新修芦屋市史』本篇（三五三頁）の記述にも一致することから、この紛争は、享和三年正月から起きたものであり、次号資料によれば、同年七月にようやく和解したことが分かる。

【50　片田川普請紛争につき和解証文】松田家文書

為取替一札之事

一、当村支配所之内、深江村用水路字片田川上、西芦屋村前湧溜より出水之儀、往古より其御村用水引取被来候、然ル処近年出水無数趣ニ付、此度新規池床相対ヲ以、本紙証文之通譲り渡し申候、然ル上は右池床残地面ハ勿論、其近辺拾間四方之間

ニ新規取池堀申間敷候、尤池中よりかき水等、決而致間敷候、為後日為取替一札、仍而如件

享和三亥年七月八日

芦屋村庄屋　宗左衛門
同村　年寄　庄左衛門
同村百姓代　宗　次　郎
同村　同断　半右衛門
同村頭百姓　仁　兵　衛
同村　同断　善　兵　衛

深江村庄屋　作右衛門殿
同　年寄　利右衛門殿
同　百姓代　茂左衛門殿
同　同断　仁左衛門殿
同　頭百姓　宗治郎殿
同　同断　善右衛門殿

解説

前号資料の片田川をめぐる芦屋村と深江村の最終的な和解証文であり、新規池床を芦屋村から譲り渡すこと、その池の十間四方には新しい池を掘らないこと、池の中から「かき水」をしないことを誓い、芦屋村から深江村に差し出した証文である。

【51　片田川普請紛争につき和解証文】松田家文書

為取替一札之事

一、芦屋村支配所之内、当村用水路字片田川、西芦屋村前湧溜より出水之儀、往古より当村へ用水引取来候処、近年出水無数候ニ付、此度其御村畑地之内、池床東西五間、南北拾壱間、但砂揚場西之方弐間、北ノ方四間、右間数相定メ可申候、右地面相対を以、本紙証文之通譲り請候処実正ニ御座候、然ル上ハ片田川筋在来之通より、例年格別之浚方仕間敷候、猶又新規之溝附申間敷候、為後日為取替一札依而如件

享和三年亥七月八日

深江村庄屋　作右衛門
年寄　利右衛門
百姓代　茂左衛門
同　仁左衛門
頭百姓　宗　次　郎
同　断　善右衛門

芦屋村庄屋　宗左衛門殿
年　寄　庄左衛門殿

百姓代　惣次郎殿
同　断　半右衛門殿
頭百姓　仁兵衛殿
同　断　善兵衛殿

右之通双方及対談、水井戸願申下候処相違無御座候、以来相互ニ慎合出入ケ間敷儀無之様、取計可申候、為後日双方連判差入申処如件

享和三年亥七月八日

深江村庄屋　作右衛門
同　年　寄　利右衛門
同村百姓代　茂左衛門
同　　仁左衛門
頭百姓　宗次良
同　　善右衛門

芦屋村庄屋　宗左衛門殿
同　年　寄　庄左衛門殿
百姓代　宗次良殿
同　断　半右衛門殿
頭百姓　仁兵衛殿
同　断　善兵衛殿

取嘜人
東青木村庄屋　与惣兵衛殿

取嘜人
打出村　庄屋　勘太夫殿

右之通両村之衆中、名前印形取置候ニ付、則写書銘々印判居遣シ置候、後々年ニ至候、右之場所出入ケ間敷儀無之様取計可被置候、自然及後年出入等ニ相成、右本紙入用之儀御公儀様より、被為仰付候ハヽ、銘々共より差出可申候、以上

享和三年亥七月八日

東青木村庄屋　与三兵衛
打出村　庄屋　勘太夫

深江村庄屋　作右衛門殿
年　寄　利右衛門殿
百姓代　茂左衛門殿
同　断　仁左衛門殿
頭百姓　宗次良殿
同　断　善右衛門殿

解説

やはり、片田川をめぐる芦屋村と深江村との和解の史料であり、前号とは逆に、深江村から差し出したものである。いきさつは前々号の資料とほぼ同じ

であるが、和解に際して深江村は、①片田川について、例年以上の川ざらいを行わないこと、②新たに水路を設けないことを約束した。このような事態になれば、片田川へ流れ込む水量が増え、その分本流の芦屋川の水量が減ると考えられていたのである。さらに、深江村は、希望していた水井戸を願下げにした。

なお、仲裁人は、東青木村と打出村の庄屋であった。

【52　池床等用地売渡し証文】　松田家文書

売渡申畑地之事

字南之口

一、下々畑弐畝弐拾歩　分米八升

取米四升九合六勺

右之畑地当村所持ニ御座候処、此度相対ヲ以、其村方へ売渡し、則代銀壱貫百目慥ニ受取申処実正也、然ル上は至後々年、違乱妨申者無御座候、万一故障ケ間敷儀申者有之候ハヽ、印形之者共罷出急度埒明可申候、為後日売渡証文、依而如件

享和三年亥七月

芦屋村百姓代　宗治郎

同村　同断　半右衛門

年寄　庄左衛門

庄屋　宗左衛門

深江村庄屋　作右衛門殿

右田地東西七間、南北拾五間、内東西五間南北拾壱間池床、残東西弐間、但し西手南北四間、北手砂揚場ニ相定申候、則拙者共取嘱ニ付地面立会之上、杭木差入双方無申分、依之加印仕置処、仍而如件

享和三年亥七月十八日

取嘱人　打出村庄屋　勘太夫

取嘱人　青木村庄屋　与三兵衛

深江村庄屋　作右衛門殿

解説

片田川をめぐって深江村と芦屋村の紛争が解決し、これを受けて芦屋村から池床等として、深江村に売り渡された畑地の売渡し証文である。前号、前々号の史料から明らかなように、両村の和解は七月八

日に成立し、同月十八日に正式に売渡証文が出された。

【53　串田川筋水利紛争につき申合】　芝切家文書

申合治定之事

一、字串田川筋深江田地入作之名々（銘）、用水引方論ニ付如何様之争論ニ相成候共、公事落着致候節迄破談ケ間敷義ハ決而致間敷候定

一、銘々寄合相談仕度候節、寄合相触候ハヽ、一□ニ而宿元江早速寄合、度々呼迎請申間敷定

一、右之要用ニ付用事有之候節ハ、気儘ヲ申刎合不致候様、相互ニ相談之上、差支無之候様相勤可申候定

一、諸雑用銀之義ハ、如何程相懸り候共無違背、無恙急度出銀可致候定

右之趣銘々申シ合、出入落着并入用銀無恙出銀相済候節迄、申合之通違変申者無御座候、為其銘々名前印形致置候

文政六年
未六月

深江田地入作人
森村
宇兵衛㊞
中野村
太兵衛㊞
善右衛門㊞
佐兵衛㊞
甚兵衛㊞
兵左衛門㊞
甚右衛門㊞
儀左衛門㊞
弥兵衛㊞
善兵衛㊞
半右衛門㊞
八三郎㊞
久兵衛㊞
仁兵衛㊞
人数〆拾四人

同村庄屋
髙橋弥三左衛門様

解説

次号資料の水利紛争の公事出入に先立って、深江村に入作している百姓らが行った申し合わせ状であ

る。詳しい経緯は不明だが、六月にこの申し合わせを行い、次号資料にあるように七月五日に、おそらく代官辻六郎左衛門に訴え出たようだ。

申し合わせでは、争論になれば、公事が落着するまで、申し合わせに背かないこと、寄り合いの時は一度に集合すること、各々自分の都合に事寄せ会合に支障をきたさないこと、費用はいくらであっても決まった通り出し合うこと－となっている。

串田川は高橋川の支流であり、東の四ツ松川（宮川）、西の要玄寺川（千田川）とにはさまれ南流していた。

この史料によると、串田川流域の田地に入作しているのは、森村一人、中野村十三人の計十四人となっている。

【54　串田川筋入作人と水利紛争の和解書】

松田家文書

乍恐済口御断

深江村養水東川、并三条村字畦垣内分水とも、右両養水引取方之儀、去午年迄、東川番割弐番ニ相当り候日、字串田川筋御田地へ引取来申候処、当年ハ右二番水を、水上繁昌川筋御田地へ引取申候故、串田川筋入作人共より、当七月五日御歎奉申上、依之深江村役人御召出之上、御糺ニ相成申候処、田中村年寄善五郎取曖を以、和談仕候趣、乍恐左ニ奉申上候

一、東川并ニ三条村字畦垣内分水、右両養水とも去午迄之仕来之通、東川番割弐番ニ相当り候日、字串田川筋御田地へ引取可申候、勿論潤雨有之幾度番潰し相成候共、重而養水引取候節ハ、右是迄通り同所へ引取可申候、尤格別之旱魃之年柄ニ而、水上之繁昌川筋、御田地植付出来不申儀有之候ハヽ、深江村役人より繁昌川・串田川、右両川筋御田地所持之百姓・入作人共一統相談之上、取斗可仕旨ニ而、双方共聊(無駄カ)申分対談仕候間、先達而入作共より御歎奉申上候書付、御下被成下度、双方連印ヲ以奉願上候、乍恐此段御聞済被成下候ハヽ、難有仕合ニ奉存候、以上

文政六未年十月十五日

出作人十四人惣代

摂州菟原郡中野村　甚右衛門

佐兵衛病気ニ付代　儀左衛門

付添庄屋　弥三左衛門

同州同郡深江村百姓代　九郎左衛門
庄屋　仁右衛門
同州同郡田中村年寄取噯人
善五郎
辻六郎左衛門様御役所

解説

串田川流域と繁昌川流域の田地主同士の水争いに関する和解書である。

東川からの用水は、第一節で詳しく見たように、五月の夏至の日から、一日ずつ交替で各村が取水することになっていた。その二日目は、深江村の番であり、例年この日は串田川流域の田地へ取水することになっていた。ところが、今年に限って上流の深江村の繁昌川流域の田地が先に取水してしまった。両川とも深江村の川であり、その点では村内だけの問題であるが、串田川流域には、他村の村人の入作地があったために、これがこじれた。七月五日訴えが出され、深江村の役人が呼び出されて調べを受け、田中村年寄善五郎の仲裁で、十月十五日、和解が成立した。

和解書では、「潤雨」があって番水に依らなくてもいい事態が起きても、番割を再び始める時には、本来のルールに従うことになっている。また格別の旱魃があって、上流の繁昌川流域の植え付けができないような場合は、両方の川筋の田地を所持する百姓、入作人で相談のうえ取りはからうよう双方で合意が調ったので、先達って入作人より提出した訴えを願い下げとしたい旨届け出ている。

なお、東川用水の番水は、十二日で本庄五ヵ村を一回りすることになっており、深江村が取水できるのは、第二日目など三日間であった。この番水制は貞享四年（一六八七）に確立し、その後一部修正されたが、二日目を串田川とする慣行がいつ頃に成立したのかは明らかではない。ただ、慣行としては存在しながら、明文化したものがなく、紛争が起きた。これを機に明文化された慣行として認知されたと考えられる。

【55　伏樋悪水抜樋覚下書】

永井家文書

覚

字ほうとう池

一、伏樋　長五間半　内法（下六寸 上七寸）

（貼紙）「右ハ廿五年以前出来」

右ハ出来之年数相知不申候、廿五年以前修覆被成候

字さら池

一、伏樋　長五間半　内法（下七寸 上八寸）

（貼紙）「右ハ廿三年以前出来」

右ハ出来之年数相知レ不申候、廿五年以前ニ[redacted]修覆被成候

同所

一、立樋　長四尺　内法四寸

右同断、拾弐年以前修覆被成候

一、東長井出樋

字東長井

一、悪水抜　長弐間（長三間半）　内法（下壱尺七寸 上壱尺八寸）

右ハ出来之年数相知不申候、四拾八年以前ニ修覆被成候

字西永井（長）

一、悪水抜　長三間壱尺　内法（下壱尺七寸 上壱尺八寸）

右ハ出来之年数相知レ不申候、三拾七年以前ニ修覆被成候

字東堤

一、悪水抜　長三間半（五間半）　内法（下弐尺六寸 上弐尺弐寸 上壱尺八寸）

右ハ出来之年数相知レ不申候、拾弐年以前ニ修覆被成候

字[redacted]（薬王寺）

一、悪水抜ふせ越　長七間半　内法（下壱尺七寸 上壱尺八寸）

（貼紙）「四十四年以前出来、八年以前修覆」

右ハ出来之年数相知レ不申候、八年以前ニ繕被成候

字こちら田

一、悪水抜　長三間半　内法（下壱尺 上壱尺弐寸）

右ハ出来之年数相知レ不申候、四拾六年以前修覆被成候

字大日前高橋

一、悪水抜　長三間半　（下壱尺弐寸 上壱尺四寸）

右ハ出来之年数相知レ不申候、拾四年以前ニ修覆被成候

新田

字村新田

戸一、悪水抜　長五間半　下弐尺五寸 上弐尺八寸
右ハ承応二巳年出来、三年以前度々修覆有之、又三年以前修覆被成候

新田
字西長井新田
西永井新田樋
戸一、悪水抜　長三間半　下壱尺五寸 上壱尺八寸
右ハ慶安五辰年出来、度々修覆有之、又十五年以前ニ修覆被成候

新田
字東長井新田
戸一、悪水抜　長四間半　下壱尺七寸 上壱尺八寸
右ハ慶安五辰年出来、三拾五年以前修覆被成候

正徳元卯年七月十三日　庄屋　年寄

解説

正徳元年（一七一一）現在の深江村の伏樋、悪水樋覚の下書であり、末尾に「庄屋・年寄」とあるところからみて、村として作成したものである。正徳元年は宝永八年（四月改元）であるが、この年の二月、尼崎藩主が青山氏から松平氏に変わっている。おそらく領主の交代と無縁ではなかろう。

さて、設置年代が分かる施設は、字ほうとう池の伏樋（二十五年以前）、字さら池伏樋（二十三年以前）、字薬王寺悪水抜（四十四年以前）、字西長井新田の悪水抜（慶安五年＝一六五二）、字東長井新田の悪水抜（同年）、字村新田の悪水抜（承応二年＝一六五三）であり、他の施設はいずれもそれより古い可能性が高い。そうだとすれば字さら池の伏樋を最後に二十三年間というもの、施設の新設はなかったのに対し、慶安五年＝承応元年から二年にかけて三施設も集中して新設されたことになる。『本庄村史』資料編第一巻の**【3　深江・青木石高変遷】**によると、正保三年（一六四六）の正保郷帳の段階では、本田畑四百七十石と新田畑十八石があったが、寛文四年（一六六四）の検地の際には、本田畑五百十七石と、新田畑六十四石となっている（同書所収**【4　寛文四年深江村検地帳】**、**【5　寛文四年深江村新田検地帳】**）。このうち、本田畑の増加分は、面積が増えていないのに算出基準を厳しくすることで生じ

た増加分と考えられ、（同三十六頁）、実際の面積増加分に当たるのは、新田畑の分である。開発が終了していても、石高に算入していない場合もあり、必ずしも、十八石と六十四石の差の四十六石が、この十八年間の増加分とは言い切れないが、かなりの増加があったことは事実だろう。こうした耕地の増加を反映して、生産を安定させるために、承応期に悪水抜樋を集中的に新設したことが考えられる。

【56　芦屋川普請人足扶持米請取状】　松田家文書

請取申御扶持方米之事

一、御米拾五石八升　芦屋村（川カ）御普請人足御扶持方

　　此人足三千拾六人　但し壱人ニ付米五合宛

右は当春芦屋川御普請人足、為御扶持方米被下置

慥ニ請取申処実正也、為後日仍如件

享保五子年六月　　大庄屋深江　吉兵衛

飯田善兵衛様

前書之通相違無之候、以上

外谷四郎兵衛

藤田権六

解説

芦屋川に普請が行われ、動員された人足に対し、尼崎藩から支払われた扶持米の請取状である。史料によると、人足一人当たり米五合で、計三千十六人分、合わせて十五石八升が、大庄屋をしていた深江村の吉兵衛の元に届けられたのである。

普請を負担と受益者の関係で分類すると、従来は、公儀普請・大名手伝普請・国役普請・手限普請（自普請）の四つに分けられ、「治水四法」と呼ばれて来た。このうち、手限普請は、領主が自らの負担によって自らの領内で行う普請と、農民が自らの負担によって自らの村内で行う普請との二つの形態が含まれている。このためこれを二つに分けて、公儀・大名手伝・国役・領主の四つの支配者側が一定の関与をする普請と、百姓自普請の五つに分類する考えが一般化してきている（大石慎三郎「幕藩体制社会の構造」『歴史学研究』二四二号、丸山幸太郎「近世美濃の治水制度」『岐阜史学』五五号）。なお、公儀普請と領主普請をともに幕府又は藩などの費用で行われる普請という理由で、御入用普請として一本

化させ、全体の分類を国役・大名手伝・御入用・自普請の四つに分類する考え方もある（喜多村俊夫『日本潅漑水利慣行の史的研究』）。

普請の分類

治水四法		大石説	喜多村説
国役		国役	国役
大名手伝		大名手伝	大名手伝
公儀		公儀	御入用
手限	領主	御入用	
	百姓		百姓

芦屋川は国役河川ではないから、【56】の普請は尼崎藩手限りによる領主普請に分類することができる。

奥書をしている人物のうち、外谷四郎兵衛は、尼崎藩松平家の家臣であったことが、「尼崎藩松平氏家中分限帳大概」（『尼崎市史』五巻、二九二頁）で分かる。同史料によると「深正院様御代御取立或被召抱候給人之面々」の中に含まれている。深正院とは、当時の尼崎藩主だった松平忠喬が葬られた寺院の名である（『寛政重修諸家譜』）

この史料には、人足三千十六人の分担のあり方が記されていないが、請取りが「大庄屋」名で出されていること、**【57　堀浚請負につき請書】**でみるように、千人規模の普請は、深江組全体で割り当てられていることなどからみて、この三千十六人の人足は深江組十七ヵ村に割り宛てられ、その見返りに一人一日五合ずつの手当米が給付されたと考えてよい。正徳元年（一七一一）、転封して来た松平氏は、各村々の役高の調査を行った（**【33　摂津八部・菟原・武庫・河辺郡村々役高帳】**『本庄村史』資料編第二巻所収）。この調査による十七ヵ村の役高を集計すると、四千二百七十八石二斗六升八合となり、三千十六人の人足を割ると、村の役高百石当たり七十人という計算となる。

さて、次に扶持米について見てみたい。この史料によると、一人五合となっている。これに対し、正徳元年まで尼崎藩主だった青山氏の貞享元年（一六八四）の「諸役諸懸り定め書」（『尼崎市史』五巻、四一四頁）には、

一、在々池川普請人足一日壱人ニ七合五勺宛、其時々御扶持方被下之事

と定められている。さらに、宝永八年（一七一一）＝正徳元年入部した松平氏は、正徳二年二月、「御代替ニ付右御条目之通被　仰出候」という基本法を公布し、その中で

一、在々池川普請之節召仕候人足扶持方米前々之通可被下候、然上は高下無之様割賦可致、若私之儀有之ハ庄屋・年寄曲事可申付事

と定め、基本的には青山氏の施策を受け継いでいる。しかも、松平氏は寛延四年七月、明和四年七月、文政十三年七月にも同文の触を出している。とはいえ、この条目の主眼は、むしろ後段にあり、与えられた扶持米をめぐって、村役人が不正を働くことを禁じたものであり、扶持米の量を七合五勺と定めたものではないのかも知れない。

幕府の治水政策を見れば、正徳期から享保期にかけて、大きな転換を見せる。増大する普請費に対応してさまざまな施策が行われた。高百石に五十人までは無償の村役人足とし、これを超える場合は、五十人までは一人一日七合五勺、さらにこれを超える時は、一日米一升七合とする「普請事改正」もその一つであった（西田真樹「川除と国役普請」『講座・日本技術の社会史』6　土木）。尼崎藩の施策の変化については、明らかでない点も多いが、こうした時代の流れから無縁ではありえず、あるいは扶持米の見直しが行われたとも考えられる。

【57　堀浚請負につき請書】

松田家文書

差上申一札之事

一、御堀浚御普請ニ付、此度兵庫津より差出候人足之内千弐百人、深江組より差出し人足之内千弐百人、右両組人足合弐千四百人、此度拙者共請合申候而、町日雇ニ而差出し申候、右之人足へ郷人足五百人御加へ被成、都合弐千九百人之人歩（夫カ）ヲ以、庄下橋より川上之方、長洲堤曲より川筋埋之場所、并ニ□□堀深サ平し弐尺五寸ニ堀、右之土砂両側堤笠置腹付委細御指図之通、少も無相違、来月十五日限ニ相仕廻候様ニ可仕候、尤入用諸道具御借し可被下候、右御請合申処相違無御座候、相済候以後御見分之上、自然相違も御座候ハヽ、何分ニも可被仰付、違背仕間鋪候、為念一札如件

享保九辰年三月廿七日

日雇請合中在家町

山田文右衛門様
立石友右衛門様

水と屋(堂カ)嘉兵衛
久遠屋甚兵衛

右之通御堀浚人足、私共支配より差出し候分、右両人之日雇請負之者へ申付候所、相違無御座候、尚又右請合申候御普請、無相違相済候様ニ可申付、為念奥書仍而如件

兵庫庄屋　仙右衛門
深江大庄屋　吉兵衛

山田文右衛門様
立石友右衛門様

解説

尼崎藩が土砂で埋まった庄下川の川浚を行うことになり、兵庫津と深江組十七ヵ村に人足をかけた。そのうち千二百人ずつ、計二千四百人分の人足を久遠屋甚兵衛ら二人の商人が請け負うことになった。人足は都市にいる「町日雇」を使い、村々から出された「郷人足」五百人を合わせた二千九百人で、四月十五日までに、庄下橋―長洲堤曲一帯を、決められた仕様通り川浚を行うことを請け負った文書である。この史料によると久遠屋らは、単に人足の調達を請け負うだけでなく、工事完成まで完全に請け負っていることが分かる。しかし道具などは尼崎藩の負担であった。工事の具体的な内容は、埋まった所を掘り起こし、深さを二尺五寸にならして水行を良くすること、その土砂を堤防の上（馬踏）に乗せること（笠置）や、堤防の斜面に盛ること（腹付）で、堤の強度を増すことが中心だった。おそらく上流から流れ込んだ土砂で川が埋まって水行が悪くなったうえに、堤が弱くなって、長洲（尼崎市）付近で決壊の恐れがあったのだろう。

なお、正徳元年（一七一一）当時の深江組十七ヵ村の役高は約四千二百七十八石であり、百石に三十人近い極めて重い負担だった。

中在家町は、尼崎城のすぐ西側にある町で、近世になって戸田氏時代に造成されたといい、漁業関係の商人が多く住んでいたという（『尼崎市史』二巻、一七〇頁）。

宛名の山田、立石はともに尼崎藩松平氏の家臣。山田は、祿高百三十石。享保九年十二月、御使番となり、享保十六年に郡代となった。立石は祿高七十

石。享保十二年に神崎堤奉行となり、同十六年に西宮奉行となったが、この当時の役職は未詳（『尼崎市史』五巻、二六五、二八五頁）。

一方、水堂屋嘉兵衛は、この後も尼崎藩の普請請負を行ったことが知られる。享保十六年には、尼崎の出雲屋八兵衛・姫路屋新兵衛とともに、尼崎城の堀浚のため人足二千人、同十七、十八年にも同じメンバーで堀浚のため二千人と五千人を請け負い、同十九年には、出雲屋八兵衛、別所村かも忠兵衛の三人で、瓦林組に割り当てられた浚えの人足八百七十八人を請け負った（『尼崎市史』二巻、四二六頁）。

【58　川除普請仕様帳】

松田家文書

天明七未年
当未春川除御普請仕様帳
菟原郡　深江村

芦屋川通
字小中道上ル長サ五拾間
字往還ノ上長サ七拾五間

一、堤切所延長百弐拾五間
　此砂利百五拾六坪弐合
　此人足四百六拾八人六分
　此他必要無之ニ付除ク

右之通御下知相済候間早々御普請可相仕立候、以上

青木楠五郎
御役所印

未四月

【59　普請仕様帳】

松田家文書

寛政四年
急破御普請配賦帳
子十一月　摂津菟原郡深江村

芦屋川通西側内堤
字小中道ノ上長拾四間
字同所続長弐拾六間

一、右堤切所延長四拾間
　此砂利坪五拾坪
　此人足百五拾人
　此外必要無之ニ付除ク

右之通御普請被仰付旨御下知有之候ニ付、早々仕

立可申者也

子十一月　　竹垣三右衛門
　　御役所印

解説

史料の題名は異なっているが、堤切所に対し、幕府代官所が砂利と人足を負担し、村に普請を指示したものである。寛政四年の方が「急破」とあって普請箇所が短い区間となっている。

工事に必要な砂利と人足を算出すると、両年とも堤切所一間当たり砂利一・二五坪、人足三・七五人と同じであり、また次号の「普請明細帳」によると、天明七年が「堤切所服付堤根囲御普請」、寛政四年が「堤切所并ニ服附御普請」と記されていて、切所の修理と、腹付＝堤防側面への土盛りなど、補強工事という点で、工事内容はほとんど同じだったのだろう。

【60　深江村普請明細帳】

松田家文書

文化四年卯六月
菟原郡深江村御普請明細

一、高六百弐拾石六升三合　摂津国菟原郡深江村
　　内百弐石三斗弐升　新田高
　　内高四石三斗九合　池床引
川上水元、同国有馬郡六甲山谷々より落合、当村迄川路凡弐里余
川下同郡芦屋村御普請所
一、字芦屋川　但当村領西堤川長凡四百五拾間、川巾凡五拾間、是は前々私領中、御領主入用普請所ニ御座候
松平遠江守様御領分之節、元文元辰年、字往還之上古枠五ケ所繕、同所長八間新枠、同所長拾間堤蛇籠、字上戸口古枠繕、同所長四拾間堤繕、同所長四間新規箱刎、同所長弐拾間堤蛇籠、同所長拾間堤蛇籠、字西堤下長廿五間繕、右之ケ所、御領主入用ヲ以、御普請被仰付候

元文二巳年、平年ニ而御普請無御座候
元文三午年、字西堤長六間箱刎弐ケ所繕、同所長廿間堤蛇籠、同所長弐間宛之小刎三拾五ケ所繕、御領主入用ヲ以、御普請被仰付候
元文四未年、平年ニ而御普請無御座候
元文五申年、字上戸口流長五拾間築立、同所上服崩長拾五間、同所長拾間新枠壱ケ所、同所長八間新枠壱ケ所、字往還馬越土木、御領主入用を以、御普請被仰付候
寛保元酉年、字往還より上長拾間新枠、同所長八間古枠四ケ所繕、字上戸口古枠壱ケ所、同所長八間古枠、字往還上長拾四間堤蛇籠弐重、川除壱ケ所、字上戸口長拾五間堤蛇籠壱重、同所長四間堤前打、同所長四間箱刎三ケ所繕、同所長弐間刎拾ケ所繕、右ケ所、御領主入用を以、御普請被仰付候
寛保二戌年、同三亥年、平年ニ而御普請無御座候
延享元子年、字往還より上長拾間新枠、同所古枠八ケ所繕、字上戸口堤長四拾間蛇籠一重、同所長四拾間上置、右ケ所御領主入用ヲ以、御普請被仰付候
一、延享二丑年、川除前年同ケ所御普請御座候
一、延享三寅年、字往還上下古枠七ケ所繕、御領主入用を以、御普請御座候
一、同四卯年、前年川除同ケ所御普請御座候
一、寛延元辰年、字往還上下古枠七ケ所繕、同所長拾間新枠、字上戸尻長拾弐間堤根囲蛇籠、川下堤半切長七十八間築立、同所長拾間宛(マヽ)川三ケ所、西堤下長四拾八間半切築立、同所拾間新枠五ケ所、字馬越長弐間土木六本、右ケ所御領主入用を以、御普請御座候
寛延二巳年、前年川除同ケ所御普請御座候
同三午年、平年ニ而御普請無御座候
宝暦元未年、字往還ノ上古枠八ケ所繕、同所長拾間新枠壱ケ所、字上戸口長四十四間堤前打、同所長弐拾間石刎繕ひ、同所下長廿六間前かこひ、同所長弐拾間前繕、同所長三拾弐間前繕、字往還馬越土木、右ケ所御領主御入用を以、御普請被仰付候
一、宝暦二申年、字往還ノ上、長拾間新枠壱ケ所、同所上下古枠八ケ所繕、字上戸口長四拾五間前打、同所長拾六間石刎繕、石込、同所長五間石刎、上戸口次石刎込、同所長廿五間石刎繕、同所下長廿間前囲繕、同所長廿間石刎繕、同所長廿五間前か

こひ繕、同所長三間新小刎、同所長三拾間前囲繕、右ケ所御領主様御入用ヲ以、御普請被仰付候

一、宝暦三酉年、字上戸口長廿間石刎繕、石上置、同所小刎六ケ所、石込、同所長弐拾間石刎繕、石中込、同所古枠壱ケ所繕、同所長八間前囲、同所長廿五間石刎繕、同所長廿四間前囲繕、同所長拾間新枠壱ケ所、同所長廿弐間大崩築立、右ハ御領主御入用を以、御普請被仰付候

一、宝暦四戌年、前年川除同ケ所御普請御座候

一、宝暦五亥年、前年川除同ケ所御普請御座候

一、同六子年、前年川除同ケ所御普請御座候

一、同七丑年、壱ケ年御普請無御座候

一、同八寅年、前年川除同ケ所御普請御座候

一、同九卯年、前年川除同ケ所御普請御座候

同十辰年、前年川除同ケ所御普請御座候

同十一巳年、前年川除同ケ所御普請御座候

同十二午年、前年川除同ケ所御普請御座候

同十三未年、前年川除同ケ所御普請御座候

一、明和元申年、川下長弐拾五間石刎繕、同所上古枠壱ケ所繕、同所上小刎三ケ所、字上戸口長八間新枠壱ケ所、同所之上古枠壱ケ所、同所井手壱ケ所、字往還下長拾間新枠壱ケ所、同所上拾間新枠壱ケ所、同所上井手壱ケ所、字往還上古枠三ケ所繕、同所上古枠壱ケ所、字往還馬越土木、字上戸口新継石堤壱ケ所、右ケ所御領主入用ヲ以普請被仰付候

一、明和弐酉年、前年同ケ所川除御普請御座候

一、同三戌年、前年川除同ケ所御普請御座候

一、同四亥年、前年川除同ケ所御普請御座候

一、同五子年、壱ケ年平年ニ而御普請無御座候

一、同六丑年、前年川除同ケ所御普請御座候、但同年私領上知、御料所ニ被仰付候

一、同七寅年より天明弐寅年迄、拾三ケ年御普請無御座候

一、天明三卯年、青木楠五郎様御代官所之節、堤崩所服付御普請被仰付、御手当米銀被下置、則証拠書物村方ニ所持仕罷在候

一、天明四辰年より天明六午年迄、三ケ年之内御普請無御座候

一、天明七未年、青木楠五郎様御代官所之節、堤切所服付堤根囲御普請被仰付、御手当米銀御林被下置、則証拠書物村方ニ所持仕罷在候

一、天明八申年壱ケ年、御普請無御座候

一、寛政元酉年竹垣三右衛門様御代官所之節、堤切

所石刎御普請被仰付、御手当米銀被下置、証拠書物村方ニ所持仕罷在候

一、寛政二戌年、壱ケ年御普請無御座候

一、寛政三亥年、竹垣三右衛門様御代官所之節、堤切所并同所服附御普請被仰付、御手当米銀被下置、証拠書物村方ニ所持罷在候

一、寛政四子年、竹垣三右衛門様御代官所之節、堤切所并ニ服附御普請被仰付、御手当米銀被下置、証拠書物(カ)類村方ニ所持仕罷在候

一、寛政五丑年、壱ケ年御普請無御座候

一、寛政六寅年、岩佐郷蔵様御代官所之節、堤切所服附并堤根堀所込等御普請被仰付、御手当米銀被下置、村方証拠書物所持罷在候

一、寛政七卯年より同十午年迄、四ケ年之内、御普請無御座候

一、寛政十一未年、当御代官所ニ而、堤切所服附上置堤根囲并ニ外合帳御目論見銀高之内、御手当銀壱貫九百四拾七匁、米壱石弐斗被下置、御普請被仰付、出来形御見分之上、証拠書物頂戴仕所持罷在候

一、寛政十二申年、壱ケ年御普請無御座候

一、享和元酉年、当御代官所ニ而、堤切所服附御普請御目論見銀高之内、御手当銀百目、米六斗被下置、御普請出来形御見分之上、証拠書物頂戴仕罷在候

一、享和二戌年、当御代官所ニ而、水刎石積堤服附并ニ堤切所、御普請御目論見銀高之内、御手当銀百廿目、米三斗被下置、御普請被仰付、出来形御見分之上、証拠書物頂戴仕所持罷在候

一、享和三亥年、壱ケ年御普請無御座候

一、文化元子年、当御代官所ニ而、堤欠所根囲蛇籠繕石御普請御目論見銀高之内、御手当五百廿目、被下置御普請被仰付、出来形御見分之上、証拠書物頂戴仕村方ニ所持仕罷在候

一、文化二丑年より同三寅年迄、弐ケ年之内御普請無御座候

川上水元同国六甲山谷々より落合、当村迄川路凡弐里程

川下当村高橋川へ落合

一、字横川通　但当村内川長凡弐百間、川巾凡壱間余、是は前々私領中御領主様より御入用普請所ニ御座候

一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年字築当堤

繕壱ケ所、并ニ川中島浚御領主入用を以、御普請被仰付候

一、元文二巳年より同五申年迄、四ケ年之内御普請無御座候

一、寛保元酉年、長九拾間上置、南堤長三十四間上置并ニ川中浚共、御領主入用ヲ以御普請被仰付候

一、同二戌年同三亥年、二ケ年平年ニ而御普請無御座候

一、延享元子年、川中浚、堤下長四拾間杭木弐通打、御領主様御入用ヲ以御普請被仰付候

一、同二丑年より寛延二巳年迄、五ケ年内御普請無御座候

一、寛延三午年、川中浚、東堤字樋上長四拾間半切所築立、御領主入用ヲ以御普請被仰付候

一、宝暦元未年、川中浚、御領主入用を以御普請被仰付候

一、同弐申年より同十三未年迄ハ、拾弐ケ年之内平年ニ而御普請無御座候

一、明和元申年、川中浚、字築当三ケ所繕、川下字角長三間切口、字三(カ)ツ合長四間堤すり、御領主入費を以御普請被仰付候

一、明和二酉年より明和六丑年迄、五ケ年内御普請無御座候

但同年私領上知、御料所ニ被仰付候

一、明和七寅年より天明弐寅年迄、拾三ケ年内御普請無御座候、尤小破之分ハ村繕仕候

一、天明三卯年、青木楠五郎様御代官所之節、堤服附御普請被仰付候、御手当米銀被下置、証拠書物村方ニ所持罷在候

一、天明四辰年より寛政三亥年迄、八ケ年ノ内御普請無御座候

一、寛政四子年、竹垣三右衛門様御代官所之節、堤切所并服附御普請被仰付、御手当米銀被下置、証拠書物村方ニ所持罷在候

一、寛政五丑年、壱ケ年御普請無御座候

一、寛政六寅年、岩佐郷蔵様御代官所之節、堤切所并服附御普請被仰付、御手当銀被下置、証拠書物村方ニ所持罷在候

一、寛政七卯年より文化三寅年迄、拾弐ケ年之内御普請無御座候、尤小破之分村繕ニ仕候

川上水元ハ同郡前山谷々より落合、当村迄川路凡壱里

川下当村高橋川へ落申候

一、字四ツ松川通　但当村内川長凡弐百間余川巾凡壱間
但し川端ニ氏神御座候ニ付、宮川とも相唱申候
是ハ前々私領中御領主様入用普請所ニ御座候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年、川中浚、御領主入用を以御普請被仰付候
一、元文二巳年より同五申年迄、四ケ年之内御普請無御座候
一、寛保元酉年、東堤長八拾六間上置、西堤ハ長三拾弐間服打并ニ川中浚共、右御領主入用を以御普請被仰付候
一、同二戌年同三亥年、弐ケ年之内御普請無御座候
一、延享元子年、川中浚、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同弐丑年より寛延二巳年迄、五ケ年之内御普請無御座候
一、寛延三午年、川中浚、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、宝暦元未年、川中浚、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同二申年より同十三未年迄、十二ケ年之内御普請無御座候
一、明和元申年、川中浚、川下長拾弐間服スリ、東堤長七間大スリ、右御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、明和二酉年より同六丑年迄、五ケ年内平年ニ而御普請無御座候
但、同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、明和七寅年より寛政三亥年迄、廿弐ケ年之内御普請無御座候、尤、小破之節村繕ニ仕候
一、寛政四子年、竹垣三右衛門様御代官所之節、堤切所御普請被仰付、御手当米銀被下置、証拠書物村方所持仕罷在候
一、寛政五丑年より文化三寅年迄、拾四ケ年之内平年ニ而御普請無御座候、尤、小破之節村繕ニ仕候
川上水元同郡前山谷々より落合、当村迄川路凡壱里
川下当村字高橋川へ落申候
一、字串田川通　但当村内川長凡弐百間川巾凡五尺、是ハ前々私領中御領主入用御普請所ニ御座候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年、川中浚、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、元文二巳年より同五申年迄、四ケ年之内平年ニ

而御普請無御座候
一、寛保元酉年、川中浚、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、寛保二戌年、東堤長弐拾弐間腹崩、西堤長廿弐間切所、東堤長サ七間切口、都合三ケ所御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、寛保三亥年、壱ケ年平年ニ而御普請無御座候
一、延享元子年、川中浚、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同二丑年より寛延二巳年迄、五ケ年之内平年ニ而御普請無御座候
一、寛延三午年、川中浚、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、宝暦元未年、川中浚、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同二申年より同十三未年迄、拾弐ケ年之内御普請無御座候
一、明和元申年、川中浚、西堤長拾参間切口、東堤長三間服附、都合三ケ所とも、右御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、明和二酉年より同六丑年迄、五ケ年内御普請無御座候
但同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、同七寅年より寛政三亥年迄、廿二ケ年普請なし
一、寛政四子年、竹垣三右衛門様御代官所之節、堤切所并ニ服附御普請被仰付、御手当米銀被下置、証拠書物所持仕罷在候
一、寛政五丑年より文化三寅年迄、拾四ケ年之内御普請無御座候、尤小破之節村繕普請仕候

川上字四ツ松川・字串田川・字横川此三ケ所落合、当村迄川路凡一里余
川下当村ニ而海へ落申候
一、字高橋川通　但当村内川長凡弐百間川巾凡五間是ハ前々私領中御領主入用普請所ニ御座候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年、川中瀬堀、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、元文二巳年、壱ケ年御普請無御座候
一、元文三午年、字大日西堤長四間切所、同所前堤長三間切所、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、元文四未年より寛保元酉年迄、三ケ年之内御普請無御座候
一、寛保二戌年、同川西長六間切所、字道下長廿九間切所、同川堤すり杭木、右御領主入用ヲ以御普

請被仰付候
一、寛保三亥年より寛延二巳年迄、七ケ年之内御普請無御座候
一、寛延三午年、同川上字築当服崩、御領主入用を以御普請被仰付候
一、宝暦元未年より同十三未年迄、十三ケ年之内御普請無御座候
一、明和元申年、同川東堤新枠、両側切浚、都合弐ケ所右御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同二酉年より同六丑年迄、五ケ年之内御普請無御座候
但同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、明和七寅年より天明三卯年迄、拾三ケ年之内御普請無御座候
一、天明四辰年、青木楠五郎様御代官所之節、堤切所御普請被仰付、御手当米銀被下置、証拠書物村方ニ所持仕罷在候
一、天明五巳年より寛政十午年迄、十四ケ年之内御普請無御座候
一、寛政十一未年、当御代官所ニ而、堤切所并上置御普請、并外御普請御目論見合帳共、銀高之内御手当銀壱貫九百四十七匁、米壱石弐斗被下置、御普請被仰付、出来形御見分上、証拠書物頂戴仕所持罷在候
一、寛政十二申年より文化三寅年迄、七ケ年内御普請無御座候

川上水元同郡前山谷々より落合、当村迄川路凡壱里
川下当村ニ而海ニ落申候
一、字津知川通　但当村内川長凡三百八拾間、川巾凡壱間
是ハ前々私領中御領主入用普請所にて候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年川中浚、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、元文二巳年より同五申年迄、四ケ年之内御普請無御座候
一、寛保元酉年、川中浚、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同二戌年同三亥年、弐ケ年御普請無御座候
一、延享元子年、川中浚、御領主入用を以御普請被仰付候
一、同二丑年より寛延二巳年迄、五ケ年之内御普請無御座候

一、寛延三午年、同川浚、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、宝暦元未年、同川浚、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同二申年同十三未年迄、拾弐ケ年之内御普請無御座候
一、明和元申年、川中浚、川下長五拾間両側繕、川下長弐拾間川尻両側新継、字小より東堤長弐間切口、西堤長拾間切口、東堤長六間切口、川下長三間すり、西堤下八間半切口、東堤長八間腹すり、右ハ領主入用ヲ以普請被仰付候
一、明和二酉年より同六丑年迄、五ケ年之内御普請無御座候
但同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、同七寅年より天明八申年迄、拾九ケ年之内御普請無御座候、尤小破之分ハ村繕等ニ而相保申候
一、寛政元酉年、竹垣三右衛門様御代官所之節、堤服附御普請被仰付、御手当米銀被下置、証拠書物村方ニ所持仕罷在候
一、寛政二戌年より享和元酉年迄、十二ケ年之内平年ニ而御普請無御座候、尤小破之節村繕ニ而相保申候
一、享和二戌年、当御代官所ニ而、堤切所御普請御目論見銀高之内、御手当銀百廿目、米三斗被下置、御普請被仰付、出来形御見分之上、証拠書物頂戴仕所持罷在候
一、享和三亥年より文化三寅年迄、四ケ年之内御普請無御座候

川上水元同郡前山より落合、当村迄川路凡壱里
川下当村ニ而海へ落申
一、字傍示川通　但深江村、芦屋村立会庄境、川長凡四百間余、川巾凡弐間
是ハ前々私領中御領主入用御普請所ニ而御座候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年より宝暦六子年迄、弐拾壱ケ年内普請無御座候、尤小破之儀ハ村繕仕候
一、宝暦七丑年、瀬浚普請、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、宝暦八寅年より明和三戌年迄、九ケ年之内御普請無御座候
一、明和四亥年より同六丑年迄、弐ケ年之内御普請無御座候
但同年私領御上知、御料所ニ被仰付候

一、明和七寅年より文化三寅年迄、三十七ケ年内御普請無御座候、尤小破之儀ハ村繕仕候

字皿池　溜池壱ケ所　東西凡五拾弐間　南北凡四拾九間　堤　敷六間　高弐間　馬踏壱間

右池伏樋長五間半　内法七寸四方

右池建樋長四尺　内法四寸四方

但しはちのこ穴三ツ

是ハ前々私領中御領主入用御普請所ニ而御座候

一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年、伏替御修覆并ニ建樋伏替とも御領主入用ヲ以御普請被仰付候

一、元文二巳年より寛保三寅年迄、七ケ年之内御普請無御座候

一、延享元子年、池内浚、御領主入用ヲ以御普請被仰付候

一、同二丑年より宝暦二申年迄、七ケ年之内御普請無御座候

一、宝暦三酉年、伏樋御修覆、御領主入用ヲ以御普請被仰付候

一、同四戌年より同十未年迄、拾ケ年之内御普請無御座候

一、明和元申年、建樋伏替、御領主入用ヲ以御普請被仰付候

一、明和二酉年同三戌年、弐ケ年御普請無御座候

一、明和四亥年、池内浚、御領主入用ヲ以御普請被仰付候

一、同五子年同六丑年、弐ケ年御普請無御座候

但同年私領上知、御料所ニ被仰付候

一、明和七寅年より文化三寅年迄、三拾七ケ年間御普請無御座候、尤小破之分ハ村繕ニ仕候

字ほうとう　溜池壱ケ所　東西凡五拾壱間　南北凡弐拾弐間　堤　敷八間　高三間　馬踏壱間

右池伏越長七間　内法六寸四方

右池建樋五尺　内法四寸四方

是ハ前々私領中御領主入用御普請所ニ御座候

一、松平遠江守様御領分、元文元辰年同弐巳年、弐ケ年御普請無御座候

一、元文三午年、堤崩所、御領主入用ヲ以御普請被仰付候

一、同四未年より同五申年、弐ケ年御普請無御座候

一、寛保元酉年、堤崩所、御領主入用ヲ以御普請被仰付候

一、同弐戌年より延享二丑年迄、四ケ年内御普請無御座候

一、延享三寅年、建樋伏替御普請、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同四卯年より宝暦五亥年迄、九ケ年之内御普請無御座候
一、宝暦六子年、伏樋并建樋伏替共、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、宝暦七丑年、堤根杭、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同八寅年より同十三未年迄、六ケ年之内御普請無御座候
一、明和元申年、建樋伏替、領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同二酉年より同六丑年迄、六ケ年之内御普請無御座候
但同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、同七寅年より文化三寅年迄、三拾七ケ年之内御普請無御座候、尤小破之分村繕ニ仕候

字堂後　壱ケ所　字長頭　弐ケ所
字墓後　四ケ所　字深田　壱ケ所
字堤ケ内　壱ケ所　同高橋　壱ケ所
同薬王寺　弐ケ所　同東永井　弐ケ所
同こちら田　壱ケ所　同村新田　壱ケ所
同松古　弐ケ所　西永井　六ケ所
同西ノ口　壱ケ所　永田　壱ケ所
同中島　壱ケ所　東ノ口　一ケ所
かなけ田　壱ケ所　泉坪　壱ケ所
かんて　壱ケ所　のり　一ケ所

一、取池都合卅五ケ所　右取池之儀は田畑かへ水ヲ以耕作ニ相養申候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年より宝暦十一巳年迄、弐拾六ケ年之内御普請無御座候、尤小破之分ハ村繕仕候
一、宝暦十二午年、堂後池并ニ外三十四ケ所共、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同十三未年より明和六丑年迄、七ケ年之内御普請無御座候
但シ同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、明和七寅年より文化三寅年迄、三拾七ケ年之内御普請無御座候、尤小破之分ハ村繕ニ仕候

字大日前
一、悪水樋　長三間　内法（横幅）壱尺八寸　高壱尺　壱ケ所
但前なし

是ハ前々私領中御領主入用御普請所ニ御座候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年より同三午年迄、三ケ年内御普請無之候
一、元文四未年、樋伏替、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同五申年より宝暦五亥年迄、拾五ケ年之内御普請無御座候
一、宝暦六子年、樋伏替、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同七丑年より明和六丑年迄、拾三ケ年之内御普請無御座候
但シ同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、明和七寅年より文化三寅年迄、三十七ケ年之内御普請なし

字村新田
一、悪水樋　長六間　内法横四尺高壱尺五寸　壱ケ所
但シ戸前なし
是は前々私領中御領主入用御普請所ニ御座候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年より同四未年迄、四ケ年内御普請無御座候
一、元文五申年、樋伏替、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、寛保元酉年より宝暦元未年迄、拾ケ年内御普請無御座候
一、宝暦二申年、樋修覆、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同三酉年より明和六丑年迄、拾七ケ年之内御普請無御座候
但同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、明和七寅年より文化三寅年迄、三拾七ケ年御普請無御座候

字東永井
一、悪水樋　長四間　内法横壱尺五寸高壱尺　壱ケ所
但片戸前鳥居建
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年より同五申年迄、五ケ年之内御普請無御座候
一、寛保元酉年、樋伏替、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同二戌年より宝暦二申年迄、拾壱ケ年之内御普請無御座候
一、宝暦三酉年、樋修覆、御領主入用ヲ以御普請被仰付候

一、同四戌年より明和六丑年迄、拾六ケ年内御普請無御座候
但シ同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、明和七寅年より文化三寅年迄、三拾七ケ年之内御普請無之候

字津知川道東堤
一、悪水樋　長五間壱尺　内法横弐尺六寸高壱尺三寸　壱ケ所
指戸有
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年より延享元子年迄、九ケ年之内御普請無御座候
一、延享弐丑年、樋伏替、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同三寅年より宝暦十辰年迄、拾六ケ年内御普請無御座候
一、宝暦十一巳年、樋修覆、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同十二午年より明和六丑年迄、八ケ年之内御普請無御座候
但同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、明和七寅年より文化三寅年迄、三拾七ケ年内御普請無御座候

横川通字薬王寺
一、伏越圦樋　長八間　内法横弐尺高壱尺三寸　壱ケ所
但戸前なし
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年より延享元子年迄、九ケ年之内御普請無御座候
一、延享弐丑年、樋伏替、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同三寅年より明和五子年迄、弐拾四ケ年之内御普請無御座候
一、明和六丑年、樋修覆、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
但同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、同七寅年より天明三卯年迄、拾四ケ年之内御普請無御座候
一、天明四辰年、青木楠五郎様御代官所之節、伏替御普請被仰付候、御手当銀被下置、則証拠書物村方ニ所持仕罷在候
一、同五巳年より享和元酉年迄、拾七ケ年内御普請無御座候
一、享和二戌年、当御代官所ニ相成、伏替御普請御目論見銀高之内、御手当銀百弐拾目被下置、御普

請被仰付、出来形御見分之上、証拠書物頂戴仕所持罷在候

字西永井

一、用水樋　長三間　内法横弐尺高壱尺弐寸五分　壱ケ所
指戸有
是ハ前々私領中御領主入用御普請所ニ御座候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年より延享三寅年迄、拾壱ケ年内御普請無御座候
一、延享四卯年、樋伏替、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、寛延元辰年より宝暦四戌年迄、七ケ年内御普請無御座候
一、宝暦五亥年、樋修覆、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、宝暦六子年より明和六丑年迄、拾四ケ年之内御普請無御座候
但同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、明和七寅年より文化三寅年迄、三拾ケ年内御普請無御座候

字片田井

一、用水石樋　長四間　内法横壱尺五寸高九寸　壱ケ所
但し指戸有
是は前々私領中御領主入用御普請所ニ御座候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年より宝暦元未年迄、拾六ケ年之内御普請無御座候
一、宝暦二申年、石樋ニ伏替、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同三酉年より明和六丑年迄、拾七ケ年内御普請無御座候
但同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、明和七寅年より文化三寅年迄、三十七ケ年之内御普請無御座候

字こちら田

一、悪水樋　長四間　内法横壱尺四寸高九寸　壱ケ所
但戸前なし
是ハ前々私領中御領主入用御普請所ニ御座候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年より宝暦三酉年迄、拾八ケ年内御普請無御座候
一、宝暦四戌年、樋伏替、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同五亥年より明和六丑年迄、拾五ケ年内御普請

無御座候
但同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、明和七寅年より文化三寅年迄、三拾七ケ年之内
御普請無御座候

字村新田
一、悪水石門樋　但横五尺高壱丈壱尺請三間壱尺流弐間弐尺五寸　壱ケ所
是は前々私領中御領主御普請所ニ御座候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年より明和
二酉年迄、三拾ケ年内御普請無御座候
明和三戌年、樋修覆、御領主入用ヲ以御普請被
仰付候
同四亥年より同六丑年迄、三ケ年間御普請無御
座候
但同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、同七寅年より文化三寅年迄、三十七ケ年内御普
請無御座候

字休弥
一、汐除堤　長凡弐百間余　但高壱間半馬路壱間敷四間　壱ケ所
是は前々私領中御領主入用御普請所ニ御座候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年堤服附、
御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、元文二巳年より同四未年迄、三ケ年之内御普請
無御座候
一、元文五申年、堤切所長六間半築立、御領主入用
ヲ以被仰付候
一、寛保元酉年より宝暦二未年迄、廿三ケ年内御普
請無御座候
一、明和元申年、堤上置、御領主入用ヲ以御普請被
仰付候
一、明和二酉年より同四亥年迄、三ケ年内御普請無
御座候
一、明和五子年、堤半切長廿壱間築立、御領主入用
ヲ以御普請被仰付候
一、明和六丑年、御普請無御座候
但同年私領御料所ニ被仰付候
一、明和七寅年より天明弐寅年迄、十三ケ年内御普
請無御座候
一、天明三卯年、青木楠五郎様御代官所之節、御堤
切所御普請被仰付、御手当銀被下置、則証拠書物
村方ニ所持仕罷在候
一、天明四辰年、青木楠五郎御代官所之節、堤切所

御普請被仰付、御手当銀米御林被下置、則証拠書物村方ニ所持仕罷在候
一、天明五巳年より寛政二戌年迄、七ケ年之内御普請無御座候
一、寛政三亥年、竹垣三右衛門様御代官所之節、堤切所御普請被仰付、御手当銀被下置、証拠書物村方所持仕罷在候
一、同四子年より同十午年迄、七ケ年之内御普請無御座候
一、寛政十一未年、当御代官所ニ而、堤切所并服附御普請、外川除御普請合帳御目論見銀高之内、御手当壱貫九百四拾七匁、米壱石弐斗被下置、御普請被仰下、出来形御見分之上、証拠書物頂戴仕所持罷在候
一、寛政十二申年より文化三寅年迄、七ケ年之内御普請無御座候、尤小破之分村繕仕候

字永井
一、汐除堤　長凡百間余　但高壱間半馬路六尺敷四間　壱ケ所
是ハ前々私領中御領主入用御普請ニテ御座候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年より延享四卯年迄、拾二ケ年之内御普請無御座候
一、寛延元辰年、堤半切長弐拾間築立、御領主入用ヲ以御普請被仰付候
一、同二巳年より明和六丑年迄、弐拾壱ケ年之内御普請無御座候
但同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、明和七寅年より寛政二戌年迄、弐拾壱ケ年之内御普請無御座候、尤小破之分村繕ニ仕候
一、寛政三亥年、竹垣三右衛門様御代官所之節、堤切所御普請被仰付、御手当銀被下置、証拠書物村方ニ所持仕罷在候
一、寛政四子年より同十午年迄、七ケ年之内御普請無御座候
一、寛政十一未年、当御代官所ニ而、堤切所并ニ服附御普請外川除御普請合帳御目論見銀高、御手当銀壱貫九百四拾七匁、米壱石弐斗被下置、御普請被仰付、出来形御見分之上、証拠書物頂戴仕村方ニ所持罷在候
一、寛政十二申年より文化三寅年迄、七ケ年内御普請無御座候

西国往還筋字片田川

一、土橋　但長五間横弐間　壱ケ所
是は同郡芦屋村地内ニ御座候、当村斗之用悪水川ニ付、橋懸替修覆等当村より願上、前々私領中御領主入用御普請所ニ御座候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年より寛保二戌年迄、七ケ年之内御普請無御座候
一、寛保三亥年、橋掛替、御領主入用ヲ以御普請御座候
一、延享元子年より明和六丑年迄、弐拾六ケ年内御普請無御座候
但同年私領上知、御料所被仰付候
一、明和七寅年より文化三寅年迄、三拾七ケ年御普請無御座候

西国往還筋字しの北
一、石橋　但長壱間横五尺　壱ケ所
是ハ前々私領中御領主入用御普請所ニ御座候
一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年より宝暦十二午年迄、弐拾七ケ年之内御普請無御座候
一、宝暦十三未年橋掛替、御領主入用ヲ以御普請御座候
一、明和元申年より同六丑年迄、六ケ年之内御普請無御座候
但同年私領上知、御料所ニ被仰付候
一、明和七寅年より文化三寅年迄、三拾七ケ年之内御普請無御座候

字下海道高橋
一、石橋　但長三間弐尺横壱間　壱ケ所

字安寺場川
一、石橋　但長八尺四寸横五尺　壱ケ所

字東ノ口
一、石橋　但長五尺横四尺　壱ケ所

字津知川
一、石橋　但長壱丈壱尺横弐尺弐寸　壱ケ所

字往還三ノ坪
一、石橋　但長壱間横壱間　壱ケ所
右石橋之儀古来より有之、前々私領中御領主入用普請之由申伝候得共、及大破候儀無御座、年々村繕ニ仕候付証拠書物無御座候

字東川一ノ井手

一、用水堰　　壱ケ所

但同郡ノ内芦屋村中野村深江村森村三条村津知村六ケ村立会

是ハ往古より有之、前々私領中御領主入用普請所之由申伝候へ共、是迄及大破候儀無之、年々村繕ニ仕候ニ付、証拠書物無御座候

但毎年五月夏至より右六ケ村日割ヲ以用水引取申候

当村支配

西国海道往還通　長凡三町　平地道幅凡弐間

是ハ前々私領中御領主御普請所ニ御座候

一、松平遠江守様御領分之節、元文元辰年より寛保元酉年迄、六ケ年之内御普請無御座候

一、寛保二戌年、長弐間土木五本、御領主入用ヲ以御普請被仰付候

一、寛保三亥年より明和六丑年迄、廿七ケ年之内御普請無御座候

但同年私領上知、御料所ニ被仰付候

一、明和七寅年より有之、前々私領之節、御領主入用ヲ以普請被仰付候由申伝候得共、是迄樋伏替無御座候ニ付、証拠書物無御座候

一、筧　　無御座候

一、御林　　無御座候

右之分御普請所ニ而、此外御普請場所当村之内無御座候

右御改ニ付申上候処、少しも相違無御座候、以上

文化四年

卯六月　　摂津国菟原郡深江村

百姓代　茂左衛門

年寄　利右衛門

庄屋　作右衛門

木村周蔵様

御役所

解説

元文元年（一七三六）から文化四年（一八〇七）まで、七十二年間に深江村で領主入用で実施された

水利、道、橋普請を全て書き上げたものである。既に見たように普請は費用の負担者とその形態により、国役、大名手伝、公儀、領主手限、百姓手限の五つに分類される。深江村の場合は、領主手限、百姓手限の二種類しかなかったが、この明細帳はこのうち、幕府・尼崎藩から人足米や材料などの提供を受ける領主手限普請のみについて書いたものである。文化四年、木村周蔵代官が過去の実績について報告するよう命じ、深江村が提出したものの写しである。領主から人足米や材料の支給される「御普請所」は、いわゆる基幹施設に限られ、小規模な施設や特定の村人だけが利用する施設については、「御普請所」の対象から外された。また「御普請所」の対象施設であっても、施設によっては「尤小破之分ハ村繕仕候」と注記されているように、領主側が「小破」と認定した時には百姓手限で普請を行わねばならなかった。堤防決壊による田畑水損など、年貢納入に直接影響する場合はともかく、予防的な色彩の強い普請に対しては、領主側の財政事情もからんで、領主側の「恣意」が働く余地があった。

こうした事情を前提に、史料を読んでみたい。さて、七十二年間のうち、明和六年（一七六九）までの三十四年間は尼崎藩領、後半の三十八年間は幕府領である。ところが、史料から作成した表を見れば普請の量は一見して、期間の長い幕領時代の方が圧倒的に少ない。普請の種類が異なったり、規模が明らかにならない普請も多く、単純に件数を比較しても意味はないが、幕府領となってからの激減ぶりはやはり明らかである。なお、原史料中の「スリ」は修理、「服付」は堤のノリ面を補強する腹付のことと思われたので、表作成に際して「修理」「腹付」を用いた。

次に普請の種類を大まかに見よう。最も普請が頻繁に行われた芦屋川を例に取ると、明和六年以後の普請は全て「堤切所」「堤崩所」に限られ、尼崎藩領時代と比べると、普請の種類も極端に減少している。特に、川底をさらえて堤防を堅固にする川除など、予防的色彩のある普請がなくなっているのが目立つ。横川・四ツ松川・串田川・津知川では、元文元年（一七三六）、寛保元年（一七四一）、延享元年（一七四四）、寛延三年（一七五〇）、宝暦元年（一七五一）、明和元年（一七六四）の六回一斉に川浚が行われ、高橋川でも元文元年に瀬掘、傍示川でも宝暦七年（一七五七）瀬浚が行われているが、いず

れも、幕府領となってからは行われていない。尼崎藩領時代の頻繁な普請ぶりに注目したい。

樋の普請についてみると、幕府領になってから行われたのは、字薬王寺にあった横川の伏越圦樋の伏替だけに過ぎない。「伏越圦樋」とは、土中に埋められた水門の樋のことである。この表によると、尼崎藩領時代、同じ字薬王寺で伏越圦樋の伏替が行われたのは、延享二年（一七四五）にまで逆のぼり、明和六年（一七六九）に修覆された。幕府領になってからは、この樋に限って十五―十八年の間隔で伏替が行われ、全く普請のない他の樋と際立った違いがある。既に見たように、横川は他の川と異なって高低差の少ない川で、土砂で埋まり易く、地形上の問題をかかえていた。このため、圦樋も土砂などで埋まり、更新時期が、他の樋などより早く訪れたのではないか。こうしてみると、この圦樋伏替も積極的な治水施策とはいえないだろう。

汐除堤も、幕府領になってからは、切所が出来た時だけで、溜池、橋、街道については全く普請は行われていない。

こうした大きな変化が明和六年の上知前後で生じている原因について、新田開発の減少などにより、環境破壊に一定の歯止めがかかったことも考えられる。しかし、横川の紛争の所で見たように、文化八年、同十年の大洪水で堤切所が生じ、文政七年（一八二四）、嘉永二年（一八四九）までそれぞれ放置されていたように、洪水は存在したし、洪水により堤など水利施設が脆弱となり、田畑の水損を生じ易くなっていたことは否めないだろう。

なお、寛政十一年、享和元年、同二年、文化元年については、手当銀の記載がある。たとえば、寛政十一年の場合、芦屋川・高橋川・字休弥と字永井の汐除堤で普請を行っているが、支給されたのは、銀一貫九百四十七匁と米一石二斗で、いずれの所にも同じ額が記されている。四ヵ所の普請全体で、この額が支給されたということで、それぞれの内訳は示されていない。

また芦屋川での普請は、特に尼崎藩領の時代は、ほぼ毎年のように行われるなど、他の川に比べてその頻繁さが注目される。深江の村領内を流れる長さは四百五十間で、他の川と比べてもせいぜい二倍強しかないが、川幅が広いために普請の数は圧倒的に多い。近世における芦屋川の荒れぶりをほうふつとさせる。なお、工事の具体的な内容については『地

方凡例録』『算法地方大成』などに詳しい。

芦屋川

和　暦	西　暦	普　請　内　容	規　　模
元文1	1736	字往還之上古枠繕	5ヵ所
		同所新枠	長8間
		同所堤蛇籠	長10間
		字上戸口古枠繕	——
		同所堤繕	長40間
		同所新規箱刎	長4間
		同所堤蛇籠	長20間
		同所堤蛇籠	長10間
		字西堤下繕	長25間
元文3	1738	字西堤箱刎繕	長6間2ヵ所
		同所堤蛇籠	長20間
		同所小刎繕	長2間ずつ35ヵ所
元文5	1740	字上戸口流築立	長50間
		同所上腹崩	長15間
		同所新枠	長10間
		同所新枠	長8間
		字往還馬越　土木	
寛保1	1741	字往還より上新枠	長10間
		同所古枠繕	長8間4ヵ所
		字上戸口古枠	1ヵ所
		同所古枠	長8間
		字往還上堤蛇籠2重	長14間
		川除	1ヵ所
		字上戸口堤蛇籠1重	長15間
		同所堤前打	長4間
		同所箱刎繕	長4間3ヵ所
		同所刎繕	長2間10ヵ所
延享1	1744	字往還より上新枠	長10間
		同所古枠繕	8ヵ所
		字上戸口堤蛇籠1重	長40間
		同所上置	長40間
延享2	1745	前年同所川除	
延享3	1746	字往還上下古枠繕	7ヵ所
延享4	1747	前年同所川除	

和　暦	西　暦	普　請　内　容	規　　模
寛延１	1748	字往還上下古枠繕	７ヵ所
		同所新枠	長10間
		字上戸尻堤根囲蛇籠	長12間
		川下堤半切築立	長78間
		同所川□	長10間ずつ３ヵ所
		西堤下半切築立	長48間
		同所新枠	長10間５ヵ所
		字馬越　土木	長２間６本
寛延２	1749	前年同所川除	
宝暦１	1751	字往還ノ上古枠繕	８ヵ所
		同所新枠	長10間
		字上戸口堤前打	長44間
		同所石刎繕	長20間
		同所下前かこひ	長26間
		同所前繕	長20間
		同所前繕	長32間
		字往還馬越　土木	
宝暦２	1752	字往還ノ上新枠	長10間１ヵ所
		同所上下古枠繕	８ヵ所
		字上戸口前打	長45間
		同所石刎繕石込	長16間
		同所石刎	長５間
		上戸口次石刎込	——
		同所石刎繕	長25間
		同所下前囲繕	長20間
		同所石刎繕	長20間
		同所前かこひ繕	長25間
		同所新小刎	長３間
		同所前囲繕	長30間
宝暦３	1753	字上戸口石刎繕石上置	長20間
		同所小刎石込	６ヵ所
		同所石刎繕石中込	長20間
		同所古枠繕	１ヵ所
		同所前囲	長８間
		同所石刎繕	長25間
		同所前囲繕	長24間
		同所新枠	長10間１ヵ所

和　暦	西　暦	普　請　内　容	規　　模
		同所大崩築立	長22間
宝暦 4	1754	前年同所川除	
宝暦 5	1755	同	
宝暦 6	1756	同	
宝暦 8	1758	同	
宝暦 9	1759	同	
宝暦10	1760	同	
宝暦11	1761	同	
宝暦12	1762	同	
宝暦13	1763	同	
明和 1	1764	川下石刎繕 同所上古枠繕 同所上小刎 字上戸口新枠 同所之上古枠 同所井手 字往還下新枠 同所上新枠 同所上井手 字往還上古枠繕 同所上古枠 字往還馬越　土木 字上戸口新継石堤	長25間 1ヵ所 3ヵ所 長8間1ヵ所 1ヵ所 1ヵ所 長10間1ヵ所 長10間1ヵ所 1ヵ所 3ヵ所 1ヵ所 —— 1ヵ所
明和 2	1765	前年同所川除	
明和 3	1766	同	
明和 4	1767	同	
明和 6	1769	同	
天明 3	1783	堤崩所腹付普請	
天明 7	1787	堤切所腹付堤根囲普請	
寛政 1	1789	堤切所石刎普請	
寛政 3	1791	堤切所并ニ同所腹付普請	
寛政 4	1792	同	
寛政 6	1794	堤切所腹付并ニ堤根掘所込普請	
寛政11	1799	堤切所腹付上置堤根囲	手当銀1貫947匁、米1石2斗

和　暦	西　暦	普　請　内　容	規　　模
享和 1	1801	堤切所腹付普請	手当銀100目、米6斗
享和 2	1802	水刎石積堤腹付并ニ堤切所	手当銀120目、米 3 斗
文化 1	1804	堤欠所根囲蛇籠繕石普請	手当銀520目

横川

和　暦	西　暦	普　請　内　容	規　　模
元文 1	1736	字築当堤繕 川中島浚	1 ヵ所
寛保 1	1741	上置 南堤上置 川中浚	長90間 長34間
延享 1	1744	川中浚 堤下杭木 2 通打	 長40間
寛延 3	1750	川中浚 東堤字樋上切所築立	 長40間半
宝暦 1	1751	川中浚	
明和 1	1764	川中浚 字築当繕 川下字角切口 字三ツ合堤修理	 3 ヵ所 長 3 間 長 4 間
天明 3	1783	堤腹付普請	
寛政 4	1792	堤切所并ニ腹付普請	
寛政 6	1794	同	

四ツ松川

和　暦	西　暦	普　請　内　容	規　　模
元文 1	1736	川中浚	
寛保 1	1741	東堤上置 西堤腹打 川中浚	長86間 長32間
延享 1	1744	川中浚	
寛延 3	1750	同	
宝暦 1	1751	同	
明和 1	1764	川中浚 川下腹修理	 長12間

和　暦	西　暦	普　請　内　容	規　　模
		東堤大修理	長７間
寛政４	1792	堤切所普請	

串田川

和　暦	西　暦	普　請　内　容	規　　模
元文1	1736	川中浚	
寛保１	1741	同	
寛保２	1742	東堤腹崩 西堤切所 東堤切口	長22間 長22間 長７間
延享１	1744	川中浚	
寛延３	1750	同	
宝暦１	1751	同	
明和１	1764	同 西堤切口 東堤腹付	 長13間 長３間
寛政４	1792	堤切所并ニ腹付普請	

高橋川

和　暦	西　暦	普　請　内　容	規　　模
元文１	1736	川中瀬掘	
元文３	1738	字大日西堤切所 同所前堤切所	長4間 長3間
寛保２	1742	同川西切所 字道下切所 同川堤修理杭木	長６間 長29間
寛延３	1750	同川上字築当腹崩	
明和１	1764	同川東堤新枠 両側切浚	
天明４	1784	堤切所普請	
寛政11	1799	堤切所并ニ上置普請	手当銀１貫947匁、米１石２斗

津知川

和　暦	西　暦	普　請　内　容	規　　模
元文1	1736	川中浚	
寛保 1	1741	同	
延享 1	1744	同	
寛延 3	1750	同	
宝暦 1	1751	同	
明和 1	1764	川中浚 川下両側繕 川下川尻両側新継 字小より東堤切口 西堤切口 東堤切口 川下修理 西堤下切口 東堤腹修理	 長50間 長20間 長 2 間 長10間 長 6 間 長 3 間 長 8 間半 長 8 間
寛政 1	1789	堤腹付普請	
享和 2	1802	堤切所普請	手当銀120目、米 3 斗

傍示川

和　暦	西　暦	普　請　内　容	規　　模
宝暦 7	1757	瀬浚普請	

溜池

和　暦	西　暦	池　名	普　請　内　容	規　　模
元文 1	1736	字皿池	伏替修覆 建樋伏替	
元文 3	1738	字ほうとう	堤崩所	
寛保 1	1741	同	堤崩所	
延享 1	1744	字皿池	池内浚	
延享 3	1746	字ほうとう	建樋伏替	
宝暦 3	1753	字皿池	伏樋修覆	
宝暦 6	1756	字ほうとう	伏樋并ニ建樋伏替	
宝暦 7	1757	同	堤根杭	
宝暦12	1762	取池	普請	35ヵ所

和　暦	西　暦	池　名	普　請　内　容	規　　模
明和 1	1764	字皿池	建樋伏替	
		字ほうとう	建樋伏替	
明和 4	1767	字皿池	池内浚	

樋

和　暦	西　暦	種　類	所　在　地	普請内容	手当銀
元文 4	1739	悪水樋	字大日前	樋伏替	
元文 5	1740	同	字村新田	同	
寛保 1	1741	同	字東永井	同	
延享 2	1745	同	字津知川道東堤	同	
		伏越圦樋	横川通字薬王寺	同	
延享 4	1747	用水樋	字西永井	同	
宝暦 2	1752	悪水樋	字村新田	樋修覆	
		用水石樋	字片田井	石樋に伏替	
宝暦 3	1753	悪水樋	字東永井	樋修覆	
宝暦 4	1754	同	字こちら田	樋伏替	
宝暦 5	1755	用水樋	字西永井	樋修覆	
宝暦 6	1756	悪水樋	字大日前	樋伏替	
宝暦11	1761	同	字津知川道東堤	樋修覆	
明和 3	1766	悪水石門樋	字村新田	同	
明和 6	1769	伏越圦樋	横川通字薬王寺	同	
天明 4	1784	同	同	伏替普請	
享和 2	1802	同	同	同	120目

汐除堤

和　暦	西　暦	所　在	普　請　内　容	規　　模
元文1	1736	字休弥	堤腹付	
元文5	1740	同	堤切所築立	長6間半
寛延1	1748	字永井	堤半切築立	長20間
明和1	1764	字休弥	堤上置	
明和5	1768	同	堤半切築立	長21間
天明3	1783	同	堤切所	
天明4	1784	同	同	

和　暦	西　暦	所　在	普　請　内　容	規　　模
寛政3	1791	同	同	
		字永井	同	
寛政11	1799	字休弥	堤切所并ニ腹付、川除	手当銀1貫947匁、米1石2斗
		字永井	同	同

橋・街道

和　暦	西　暦	種　類	所　　在　　地	種類・規模
寛保２	1742	街道	西国海道往還通	長２間、土木５本
寛保３	1743	土橋	西国往還筋字片田川	橋掛替
宝暦13	1763	石橋	西国往還筋字しの北	同

本庄村史資料編　第三巻

近世水利関係資料

頒価　一、〇〇〇円

一九九一年二月二八日印刷
一九九一年三月一〇日発行
編著者　本庄村史編纂委員会
発行所　神戸深江生活文化史料館
神戸市東灘区深江本町三―五―七
電話（〇七八）四五三―四九八〇
印刷所　株式会社六甲出版